

那覇軍港跡地利用計画意向醸成活動の 評価と組織化検討調査報告書

平成 23 年 3 月
那 覇 市

目 次

I. 序

- | | |
|--------------------------------|---|
| 1. 本年度業務を進めるに当たって | 1 |
| 2. 本年度業務を進めるに当たっての基本的な考え | 1 |
| 3. 調査項目の構成と内容 | 4 |

II. 跡地利用に向けての課題研究

- | | |
|-----------------------------------|----|
| 1. 3 ヶ年の活動評価と第 1 ステージの今後の課題 | 5 |
| 2. 上位計画などへの位置づけと関連性 | 12 |
| 3. 今後の課題検討に向 O O けて | |

15

III. 今後の検討促進に向けての素材提供

- | | |
|-----------------------|----|
| 1. 地域の成り立ち | 25 |
| 2. 社会システムの変化の兆し | 59 |
| 3. 地域づくりの現状について | 64 |
| 4. その他 | 80 |

IV. 資料編

- | | |
|----------------------|-----|
| 1. 地域講座資料 | 89 |
| 2. がじゃんびら通信 | 103 |
| 3. 地権者アンケート（案） | 105 |

I. 序

1. 本年度業務を進めるに当たって

那覇軍港地区における跡地利用に係る取組みについては、地主会を中心とする地権者及び那覇市等の関係機関の協働により、平成 16 年度から漸進的に進められてきた。

平成 18 年度には、これまでの沖縄県内における跡地利用に係る知見等を踏まえ、継続的に合意形成活動を行うための活動指針となる「合意形成活動全体計画」を策定した。地権者合意→跡地利用計画→事業実施→事業収益開始までの間に、予想される問題・課題点を総合的に拾い上げ、その対処方についてプログラムに則って地権者・行政が協働して取組むものとなっている。

本年度もこれまでの成果も踏まえ、「那覇軍港跡地利用計画意向醸成活動の評価と組織化検討調査」を実施し、返還後の跡地利用開発等に関する課題解決に向けた仕組みの素地づくりを行う予定であった。

しかしながら、諸般の事情により、今年度予定していた「地主会課題勉強会、拡大説明会、地権者アンケート」等の地主会・地権者に対する取組みが実施不可となった。

そのため、下記に示す基本的な考えに基づき、本年度業務を実施するものとする。

2. 本年業務を進めるに当たっての基本的な考え

「全体計画」に則って跡地利用の推進に向けて取組みを継続してきたが、一方で、平成 16 年度の企画段階から約 6 年が経過しているにもかかわらず、計画熟度を高めるためのポイントとなる「返還時期」は不確定のままである。そのため、地権者をはじめとする関係者が一丸となって跡地利用に取組むためのモチベーションが高まらない状況下にあることも否定しがたい。

したがって、「全体計画」に則って作業を継続するにしても、どこかで「ズレや無理」が生じていることが予想される。平成 21 年度本報告書においても、「新たな勉強会」、「課題への対応方策を『成果』として導き出すための取組み」などの当初のプログラムにない新たな提言が示されている。

そのため、本年度業務は、地権者や那覇市等の関係者が「ズレや無理」について、共通認識を持つに当たっての素材づくりを行うものとする。

(1) 「ズレや無理」について

「全体計画」に基づいた 4 つの活動メニュー（「環境・雰囲気づくり」「場づくり」「人づくり」「組織づくり」）を踏まえ、勉強会では「合意形成のあり方」「那覇軍港の現況整理」「那覇軍港を取り巻く状況の整理」「土地の資産活用」「事例研究事業手法」等、幅広いテーマで検討が行われている。

活動内容については、「がじゃんびら通信」により、一般地権者への情報提供及び意識醸

成にも取り組んでいる。しかしながら、「共同利用のシミュレーションと実現に向けた今後の課題」や「共同利用街区の手法（等価交換）」などについては、かなり専門的な分野にも言及しつつあり、一般の地権者が「通信」を一読し、共感をもって重要なテーマであると認識しているのか、評価が分かれるところでもある。一般的にいうと、例えば、家を建てる時点で、はじめて「接道義務」、「商業地域」、「建ぺい率・容積率」、「高さ制限」、「最低敷地面積」など、建築基準法や都市計画法の「用語」に接するのが普通の市民の方々だと思われる。その観点からすると、当該地の特性からその必要性は当然あるが、いまの時点で行うことなのか、検討する必要がある。

これまでの取り組みを概観すると、以下のような「ズレや無理」が生じているように思われる。

例えば、「共同利用のシミュレーションと実現に向けた今後の課題」や「共同利用街区の手法（等価交換）」など、返還時期が未確定という状況の中で自らが主体的に取り組む課題として受け止め、机上レベルの取り組みからステップアップする取り組みに移行することは、現実的には厳しいものがある。

また、跡地利用に関する情報量など、約6年にわたり継続的に勉強会を通してスキルを磨いてきた地主会理事のメンバーと、一般地権者との間には自ずと格差が生じている。

これまで、地権者合意の取り組みから勉強会の研究テーマまで幅広く取り組んでいるが、「返還時期」が不確定という枠組みを基本とした状況の中で、地権者が一丸となって跡地利用に取り組む体制づくりになかなか移行することができない。地権者自らが計画熟度を高めていくための主体的な取り組みにならないジレンマを抱えている。

（２）当該地の特性を踏まえた新たな視点について

「ズレや無理」を埋めるため、「いまの状況でやらなければならないこと、いましかできないこと」をキーワードに検討するものとする。

全体計画の基本方針の一つに「次の世代に引き継ぐ活動・環境づくり」があり、本年度業務の一つの項目でも「若手地権者の組織化検討」が上げられている。また、これまでの勉強会から、『合意形成』に関しては、毎年勉強会を重ねていくことにより、知識の蓄積とともに参加者を中心とした合意形成活動の核づくりを強化していかなければならない。とりわけ、参加者が『合意形成』を課題として捉えている中で、地権者の世代交代や若手地権者の立ち上げなど、『組織と人材育成』への関心が高くなっている」としている。

本地区の跡地利用について推測されることは、間違いなく長期的な事業となること、地権者は年々高齢化していくこと、当該地区はポテンシャルが高い反面、地域の想いをどのように反映させるのか、時が経てば経つほどハードルは高くなること。一方で、跡地の土地需要では住宅地をはじめ、これまで以上に他の跡地と競合が予想されること。これまでの県内の跡地利用の知見から返還前から事前に対応しなければ跡地利用推進にむけての障害が大きくなることなど、が挙げられる。

以上の観点から、いまの状況でやらなければならないこと、いましかできないこととして、「次の世代に引き継ぐ活動・環境づくり」を重点的に取り組むことが検討される。

この取組みを土台に、当該地区の跡地利用を推進するための拠り所（基盤となるもの）をしっかりとつくり、その上で「全体計画」を踏まえた課題研究テーマとなっている項目を積上げていくことがイメージされる。

（３）「記憶の継承」を一つのテーマとして

「次の世代に引き継ぐ活動・環境づくり」については、いま一度、地域づくりの観点からアプローチすることがイメージされる。

本地区の居住地としての歴史は古い。儀間村、湖城村の集落が存在し、大正３年に住吉町、垣花町、山下町として正式に那覇区の町名になっている。昭和 14 年には人口約 1.1 万人を有している。糖業の発祥地であり、木綿布の琉球絣の発祥地でもある。県レベルの歴史性をもつ御物城や屋良座森城（消滅）の地域資源も存在する。

本地区のもつ地域の記憶を継承する作業を通して、地域の記憶を有する地権者とその子孫である若手地権者のキャッチボールを促し、若手地権者のアイデンティティづくりを促進することが検討される。

本地区の拠り所（基盤）となる枠組みが若手地権者にきちんと継承され、世代間の共通認識ができれば、自ずと、地域コミュニティとして残すべきもの、復元したいもの、新たに取組みたいことが明確になり、そのことが整備時における本地区の売りの一つになることを期待したい。

本地区の拠り所（基盤）は、時代背景が変化しても、基本的に本地区の核をなすものであり、核をしっかりと地権者が認識した上で、時代ニーズに沿った導入機能を随時検討するという道筋を関係者が共有することを狙いとしたい。

3. 調査項目の構成と内容

以下には、本年度業務の調査項目構成とその内容を整理している。

■調査項目の構成と内容

章	調査項目と内容
I. 序	1. 本年度業務を進めるに当たって 2. 本年度業務を進めるに当たっての基本的な考え 3. 調査項目の構成と内容 <内容> ・本年度予定していた調査項目が実施不可となったことから、これまでの「全体計画」も踏まえ、今後の跡地利用における取組みを促進するため、「いまの状況でやらなければならないこと、いましかできないこと」をキーワードに、本年度業務を進めるに当たっての基本的な考えを整理している。
II. 跡地利用に向けた課題研究	1. 3カ年の活動と第1ステージの今後の課題 2. 上位計画への位置づけと関連性 3. 今後の課題検討に向けて <内容> ・これまでの取組みの成果について、既往報告書を基にレビューしている。 ・関係機関の現時点における本地区の位置づけ、あり方等について整理している。 ・今後、土地の資産活用には土地の共有化がカギとなることから、土地・建物等の所有権と利用権の分離に係る国の施策動向や、街づくりや再開発事業の成功例を取り上げ、土地の共有化に係る動向を整理している。
III. 今後の検討促進に向けての素材提供	1. 地域の成り立ち 2. 社会システムの変革の兆し 3. 地域づくりの現状について 4. その他 <内容> ・今後、「次の世代に引き継ぐ活動・環境づくり」が重要な取組みとなることから、「記憶の継承」をテーマに、地域づくりの観点も含め、いま一度、地域の成り立ちについて調査を実施した。 ・少子高齢社会を時代背景として、社会システムの変革の兆しが出てきたころから、国の動向や本土自治体での先進的な取組みを紹介している。 ・「地域コミュニティ」のあり方が各方面から再評価されつつあるころから、県内の地域づくりの現状について、その観点から整理している。
IV. 資料編	1. 地域講座資料 2. がじゃんびら通信(第9号) 3. 地権者アンケート(案) <内容> ・地域講座資料、地権者アンケート(案)など、今後の基礎資料として整理している。

Ⅱ. 跡地利用に向けての課題研究

ここでは、平成 18 年度の全体計画を基に取組まれてきた 3 カ年の活動実績について整理し、活動の成果と今後の課題検討のあり方について整理している。

なお、本来であれば、地権者勉強会の参加者及び地権者意向アンケートを通して、これまでの活動の評価を行うことを予定していたが、基本的には、各年度の既往報告書を基に活動実績等に関するまとめを主眼に取りまとめている。

1. 3 カ年の活動評価と第 1 ステージの今後の課題

(1) 第 1 ステージにおける活動内容

全体計画における第 1 ステージ（平成 19 年度から概ね 5～6 年）では、合意形成活動のための基礎的体制づくりとして、以下のような達成目標、具体の活動が予定されている。

これまで、「全体計画」の周知が行われ、基礎的環境づくりとして①情報誌発行、②地権者の整理・把握、先行的勉強会、専門家等との連携などの具体の活動を行ってきた。

がじゃんびら通信（情報誌）については、平成 18 年度から年 2 回発行され、平成 21 年度までに計 8 回発行されている。

勉強会については、平成 19 年度から年 4 回開催し、合意形成に関すること、那覇軍港の現状整理、那覇軍港を取り巻く状況の整理、土地の資産活用、事例研究の事業手法などのテーマについて検討が進められてきた。

■第 1 ステージにおける活動内容（合意形成活動のための基礎的体制づくり）

達成目標	具体の活動	実施状況
1. 全体計画の周知	①全体計画を周知するための説明会等の開催	○
2. 基礎的環境づくり	②情報誌（がじゃんびら通信）による定期的な地権者への情報提供	○
	③地権者の整理・把握	○
	④地主会を対象とした先行的な勉強会（テーマごと）	○
	⑤専門家等との連携	○
	⑥勉強会成果等の地権者への提供（説明会・懇談会等）	
	⑦ホームページによる情報提供	
	⑧情報提供窓口による情報提供	
	⑨地権者の意向把握	
	⑩都市計画マスタープラン等上位計画への位置づけに向けた検討	
3. 地権者組織の立上げ	⑪若手地権者の組織化検討	
	⑫若手地権者組織の立ち上げ	
4. 地権者・市民等のまちづくり気運の醸成	⑬地主会と若手地権者組織による活動展開	
	⑭第 2 ステージの活動の方向性の整理（委員会等）	
	⑮市民・県民フォーラム等の開催	

■がじゃんびら通信（情報誌）

	回数	開催日	主な勉強内容
平成18年度	第1回	平成18年11月上旬	「これまでの経緯と今年度の取り組み」 ・これまでの経緯 ・平成18年度の取り組み
	第2回	平成19年3月上旬	「今年度の活動報告」 ・地権者意向調査の結果 ・ワークショップ、合意形成推進委員会 ・地権者等合意形成活動全体計画の策定
平成19年度	第3回	平成19年10月上旬	「これまでの活動経緯と今年度の活動内容」 ・全体計画の概要配布 ・今年度の活動内容
	第4回	平成20年2月下旬	「今年度活動内容の報告」 ・勉強会のまとめ ・地理・地勢等に関する基礎調査 ・文化財と環境条件の把握 ・上位計画と跡地利用の条件整理 ・小規模土地の活用方針の検討
平成20年度	第5回	平成20年10月上旬	「昨年度活動の報告」 ・昨年度活動の報告 ・今年度の予定
	第6回	平成21年2月下旬	「今年度活動のとりまとめ」 ・土地の資産運用に関する検討 ・情報共有化の手法及び組織、人材育成
平成21年度	第7回	平成21年10月上旬	「これまでの経緯と今年度の活動予定」 ・これまでの経緯の整理 ・今年度の活動予定 ・那覇軍港の周辺動向の整理
	第8回	平成22年2月下旬	「今年度活動の報告」 ・港湾周辺動向等の把握 ・那覇港の動向の整理 ・土地の資産活用 ・港湾周辺開発手法の事例研究

■勉強会の課題研究の概要（平成19～21年度）

項 目	事 項
①合意形成	○全体計画の内容 ○情報の共有化手法及び組織、人材育成 ○情報共有化と今後の合意形成活動
②那覇軍港の現状整理	○地理・地勢等に関する基礎調査 ○文化財と環境条件の把握 ○上位計画と跡地利用の条件整理
③那覇軍港を取り巻く状況の整理	○駐留軍用地跡地に関する既往調査（H19年沖縄県）の考え方 ○港湾周辺動向等の把握 ○那覇港みなとまちづくりマスタープランと那覇港の動向
④土地の資産活用	○小規模土地の把握と活用方法の検討 ○土地の共同利用の事例研究 ○共同利用のシミュレーションと実現に向けた今後の課題 ○共同利用街区の手法（短冊換地） ○共同利用街区の手法（等価交換） ○ウォーターフロントの事例紹介
⑤事例研究の事業手法	○一般的な土地区画整理事業の考え方 ○港湾開発の事例研究と開発手法の比較検討

■地主会等課題勉強会

	回数	開催日	主な勉強内容
平成19年度	第1回	平成19年10月21日	・那覇軍港に係るこれまでの経緯 ・地権者等合意形成活動全体計画の内容 ・今年度の活動内容 ・那覇軍港の概要
	第2回	平成19年11月18日	・地理・地勢等に関する基礎調査及び課題整理 ・文化財と環境条件の把握及び課題整理 ・上位計画と跡地利用の条件整理
	第3回	平成19年12月16日	・小規模土地の把握と課題整理及び活用方法の検討
	第4回	平成20年1月20日	・土地の共同利用の事例研究 ・共同利用のシミュレーション（モデルプラン） ・実現に向けた今後の課題
平成20年度	第1回	平成20年10月19日	・昨年度の勉強会のおさらい ・今年度の活動内容について
	第2回	平成20年11月23日	・駐留軍用地跡地に係る有効利用ビジョンの検討基礎調査報告書の考え方 ・駐留軍用地跡地の計画的な利用の枠組み検討調査報告書の考え方 ・一般的な土地区画整理事業の考え方
	第3回	平成20年12月14日	・共同利用街区の手法
	第4回	平成21年1月25日	・情報の共有化手法及び組織、人材育成
平成21年度	第1回	平成21年10月25日	・昨年度のおさらいと今年度の進め方 ・港湾周辺動向等の把握
	第2回	平成20年11月15日	・那覇港みなとまちづくりマスタープランと那覇港の動向
	第3回	平成20年12月13日	・ウォーターフロントの事例紹介 ・土地の資産活用
	第4回	平成22年1月17日	・港湾開発の事例研究と開発手法の比較検討 ・情報共有化と今後の合意形成活動

（２）具体活動における成果

以下では、具体活動の成果として、全体計画を周知するための説明会等の開催をはじめ、各年度における情報発行、地権者の整理・把握、地主会を対象とした先行的勉強会について、各年度の既往報告書を基に活動成果として取りまとめている。

①全体計画を周知するための説明会等の開催

＜平成 19 年度＞

・第 1 回勉強会において「全体計画」の内容とそれに基づく今年度活動内容を説明したところ、特に大きな異論もなく、十分な周知・理解されたといえる。

②情報誌（がじゃんびら通信）による定期的な地権者への情報提供

ア）平成 19 年度

・昨年度から継続的に情報誌を発送しており、地権者の意向醸成を図るという意味で一定の成果として評価できるといえる。

イ）平成 20 年度

・返還時期の見通しが立つまでは、定着しつつあるがじゃんびら通信によって、今後も継続して情報発信を行っていくことが有効と考えられる。

・また、意見記入用紙において、がじゃんびら通信を活用し、発信した情報に対し受信した地権者の意見が書けるように工夫が求められていた。

③地権者の整理・把握

＜平成 20 年度＞

・平成 9 年度時点で整理した地権者情報と平成 20 年度の登記簿を基に整理した地権者情報の比較は以下のとおりである。傾向として以下の 2 点が言える。

①地権者数は平成 9 年度と比較して平成 20 年度では 5 割近く増加している。

②筆数は約 5%程度の増加で、土地の面積規模別の筆数の変化を見ると、「100 ㎡以下」と「101～200 ㎡」の筆数が増加している。

このように、地権者の増加に対して筆数の増加が比例していないという結果から、土地の共有化が進行しており、土地所有面積の共有持分が細分化していることが分かる

④地主会を対象とした先行的な勉強会

ア) 平成 19 年度

- ・地主会等課題勉強会で今後取り組むべき課題等について周知・勉強を行った。
- ・勉強会の評価について、参加した地権者から評価していただくとともに数値による評価を得るため、最終回の参加者に対し今年度の活動（勉強会）の評価と来年度以降の活動内容を検討することを目的として簡単なアンケート調査を実施した。
 - ＜勉強会の内容についての主なアンケート調査結果＞
 - 約 80%が勉強会の内容の理解が得られた。
 - 約 89%が来年度以降も継続して勉強会を開催すべきと望んでいる。
 - 「有意義であった」との自由意見が多かった。

イ) 平成 20 年度

- ＜基礎的環境づくり＞
- ・継続的な勉強会という場において、跡地利用に関する必要な情報提供を行うことにより、参加者の関心が高まり、勉強会における質疑も活発に行われてきた。
- ・参加者同士、そして参加者と行政との合意形成の場としての認識も定着してきていると思われる。
- ＜勉強会活動の内容に対する評価＞
- ・跡地利用の検討や事例研究をさらに掘り下げていくべきとの回答が得られていることから、「土地の資産運用」等の知識の習得だけに留まらず、勉強会参加者の跡地利用への関心を高めることができた。
- ・情報の共有化に関しては、跡地利用の合意形成を進める上で、地権者間の情報共有化の重要性が理解され、共通認識として持たれたものと考えられる。
- ・さらに、勉強参加者から、地権者間に留まらず、国、県および市との情報共有化が求められている。
- ・組織の役割と組織力の強化に関しては、地主会の果たす役割の重要性が理解され始め、将来の課題に対応していくため、地主会において、テーマごとの課題を検討する組織を設置する必要性について認識が持たれた。

ウ) 平成 21 年度

- ＜勉強会活動の内容に対する評価＞
- ・那覇軍港周辺で整備中の『沖縄の顔』となる施設等と連携することにより、跡地利用の魅力をさらに高めることが可能であることを理解した。
- ・那覇軍港が持つウォーターフロントの特徴を活用するためには、那覇港のウォーターフロントとの連携の必要性を理解した。
- ・那覇軍港の立地条件の良さを認識した上で、土地の資産活用を行うための共同利用街区の必要性を理解した。
- ・ウォーターフロントの価値を有効活用していくため、上位計画に那覇軍港を位置付ける準備を進める必要性を理解した。

(3) 3年間の活動の評価と今後の課題

以下では、基礎的環境づくりにおける評価と今後の課題について、平成21年度報告書より、その要旨を取りまとめている。

①環境・雰囲気づくり

<評価>

- がじゃんびら通信は、勉強会に参加していない地権者へ活動内容の周知を図ることを目的として、計8号が発送され、定着が図られつつあることから、今後も継承して情報発信を行っていく必要がある。
- 勉強会での意見交換に加え、勉強会参加者全体の考えを把握するため、意見記入用紙を事前に配布している。その試みに対しアンケートでは約8割が今後も継続することを望んでいる。
- 勉強会活動を通じて、勉強会参加者と行政の跡地利用に向けた認識を共有し、地権者の意向を尊重し、跡地利用に向けた合意形成活動が進められている。

<今後の課題>

- 勉強会に参加していない地権者へのがじゃんびら通信の継続とホームページによる情報発信の検討。
- 地主会未加入者への対応（通信の発送対象の拡大、あるいはそれに代わる手段の検討）
- 勉強会は今後も継続することが重要。
- 勉強会参加者の関心がさらに高まるよう、「意見記入用紙」の内容を工夫した上で、平成22年度以降も配布を続けていく必要がある。

②場づくり

<評価>

- 資料説明と質疑応答の形成でスタートした勉強会は、徐々に参加者を中心とした意見交換の機会を拡大させている。今後も意見交換の機会を拡大させ、組織の結束を深める。
- 那覇港管理組合から講師を招き、那覇港の動向について研究を行った結果、勉強会参加者以外の視点から、那覇軍港の魅力を理解することができた。
- 跡地利用は、公共性の高い施設の希望が多かったが、資産活用や沖縄の発展に寄与する利用など、市民・県民からの視点も含めて徐々に考えるようになった。
- 返還の時期が定かではない状況の中で、30名近い参加者が熱心に勉強会に参加している事実は評価すべき点。

<今後の課題>

- 意見交換は、限られた時間を有効に利用して議論がなされるよう、意見記入用紙などを工夫する必要がある。
- 今後も外部講師を招いた勉強会を開催するとともに、合意形成活動の段階を見計らって、広く市民・県民との合意形成についても検討していく。
- 今後は、勉強会の出席率の低下を招いている原因を地主会等と協力して突き止め、その原因を改善することによって出席率の向上を図る。
- アンケートの回収率の低下については、意見記入用紙と組み合わせることにより、実施方法や内容について大幅に見直す。
- 勉強会参加者から「若手世代のメンバーを増やして行うべき」などの意向がある。
- これまでの勉強会参加者に加えて、勉強会活動に興味がある地権者を募り、3年間の内容を振り返る拡大勉強会を開催することが望ましい。

③人づくり

＜評価＞

○勉強会参会者については、返還を近い将来に訪れる現実として捉え始めている。

＜今後の課題＞

- 勉強会に参加していない地権者の考えが、がじゅんびら通信による情報発信等によって、どのように変化しているのか定かではないことから、平成 22 年度に実施予定の意向調査では、地権者全体の跡地利用に対する意向を把握する必要がある。
 - 地権者全体が返還とその後の跡地利用を現実を訪れることと捉え、勉強会を中心とした合意形成活動をさらに拡大させる。
- 課題研究の成果や跡地利用に対する想いを、今後まちづくりを主体となって担っていく若手地権者に引き継がれるよう、勉強会活動と並行して準備を進めていく。
- とりわけ、地主会理事との連携を図りながら、平成 20 年度に立ち上げられた若手地権者組織との連携を強化する。

④組織づくり

＜今後の課題＞

- 地主会理事と若手地権者が一緒に勉強会に参加し、意見交換等を通じて理事と若手地権者の認識が共有されている状況であり、今後は意見交換の機会をさらに活発化させ、お互いの認識の共有を深めていくとともに、既存の若手地権者組織との連携を強化する。

2. 上位計画などへの位置づけと関連性

港湾サイドの上位計画である「那覇港湾計画」及び、都市サイドの上位計画である「都市計画マスタープラン」における那覇軍港地区の位置づけは以下のとおりである。

那覇港湾計画は、平成 15 年に策定されており、その後、那覇軍港地区の位置づけに対する変更は生じてない。今後の返還・跡地利用の進展を見通しつつ、港湾サイドの対応を検討するものとなっている。

同様に、都市計画マスタープランについても、現在計画の見直し中ではあるが、那覇軍港地区の位置づけについては、返還等の社会情勢の大きな変化は現状では見込まれないことから、現状の位置づけの範囲となるものと想定されている。

なお、2030 年を目標とする「沖縄 21 世紀ビジョン」の中で、基地返還跡地の活用が基本課題として掲げられ、大規模な基地返還跡地の活用では「生活環境、交通インフラ、都市再生、自立経済構築等」の観点から言及されている。

特に、那覇軍港地区への言及としては、沖縄新・リーディング産業の育成の中で「沖縄を拠点とした国際航空ネットワークを活用し、那覇港と連携強化、地場産業の輸移出促進等により、高付加価値の臨空・臨港型産業等の集積に戦略的に取り組む。これと併せて、返還が合意されている那覇港湾施設の跡地利用と連携した取り組みを推進する」との位置づけがなされている。

今後とも港湾・都市サイドにおける那覇軍港地区の取扱い・位置づけの動向について、関係機関とのコンタクトを継続的に確保しておくことが重要である。

■那覇港湾計画（平成 15 年 3 月）

<計画の方針>

- ・国際流通港湾機能の充実
- ・国際観光・リゾート産業の振興
- ・港湾機能の再編
- ・環境の保全と創出
- ・安全・安心の確保

<港湾機能の再編・適正配置による既存ふ頭の効率性の向上>

- ・施設が狭隘化し取扱貨物が輻輳する新港ふ頭地区において新規施設へ貨物をシフトし、ふ頭利用の適正化を図る
- ・物流と人流が混在する泊ふ頭地区においては、周辺離島フェリー機能を那覇ふ頭地区に移転・集約するとともに、移転跡地を客船ふ頭機能として純化を図る
- ・現在那覇ふ頭地区を利用している本土航路フェリーは、新港ふ頭地区に移転し、同地区において人流機能の集約を図る

<那覇軍港地区の位置づけ>

- ・那覇軍港地区については、「利用形態の見直しの検討が必要な区域」と位置づけ、那覇港湾施設の浦添ふ頭地区への移設スケジュールを踏まえつつ移転跡地の再開発のあり方について、今後、関係者を含め検討を進めていくことが位置づけられている。

■那覇市都市計画マスタープラン（平成 11 年 4 月策定、現在見直し中）

＜将来都市構造＞

- 都市型リゾートゾーンとして位置づけられている。

- ・泊埦頭から若狭、波の上さらに那覇埠頭、那覇軍港を結ぶ地域は、市街地と海浜部が近接しており、その地理的条件を活かして、市民や観光客が気軽に楽しめる都市型リゾートゾーンを構成していく。

＜地域まちづくり方針＞

- 那覇空港周辺地区として位置づけられ、特に那覇軍港地区の整備方針は以下になっている。
- ・那覇軍港においては、ウォーターフロントレクリエーションゾーン及び国際交流、商業業務ゾーンなどの複合的な土地利用を図る。

■那覇港みなとまちづくりマスタープラン（平成 21 年 8 月）

那覇軍港が近接する那覇港では、歴史性とウォーターフロントの立地特性を活かした地域の活性化を目指し、ウォーターフロントに 11 のゾーンを設定した「みなとまちづくりマスタープラン」が策定されている。

＜目的＞

- ・今まで以上に市民や観光客が自由・安全かつ快適に往来し、海やみなとの本来有する魅力に触れあえる水辺空間の整備のあり方や利活用の方法と実現化に向けたみなとまちづくりのグランドデザイン（整備計画）や行動計画（ソフト面含む）等を取りまとめ、それを推進するための官・民協働の取り組み体制を位置づけることによって、港を中心とした周辺エリア、那覇市の活性化に寄与することを目的としている

＜みなとまちづくりへの想い（要約）＞

- ・那覇は元々みなとまちとして発展してきたが、那覇港の活動の中心が物流となり、地域特性も活かされていない状況である。現在は臨港道路空港線等の様々な施設の完成が迫り、「人」を主体とした賑わいのある港湾エリアがウォーターフロントに確保できる状況になった。
- ・このような状況から見てきたのは、活気のあるウォーターフロントを創っていきたいとの想いと、国際通りや首里城と並ぶ、一大観光拠点となり得るエリアであるという想いである。
- ・那覇港のウォーターフロントにおいて、賑わいのある場所の整備を進めるためには、ウォーターフロントを一体的に取り扱うことが必要とされることから、今回、「みなとまちづくりマスタープランの策定」を行うこととした。
- ・策定にあたり、那覇港が琉球王府の貿易港として栄えていた歴史的背景などから、港を万国津梁の中心として捉え、みなとまちづくりマスタープランの基本目標を「万国津梁のロマンあふれる交流のみなとまちづくり」と定めるとともに、ウォーターフロントエリア全体を貫くプロムナードとゾーンごとの施設整備計画の位置付け等を行う。

■那覇市景観計画（案）現在策定中

●那覇市の景観特性と課題

<特性>

- ・ 那覇軍港は現在、金網の中の埠頭として存在しています。平屋の倉庫のほか野面積みの荷物などが並ぶ場合もありますが、索漠とした景観を見せています。
- ・ 那覇ふ頭から望めば背後にはがじゃんびらから続く緑が見えます。
- ・ 軍港内には歴史的遺産の「屋良座森城」、「御物城」があります。

<課題>

- ・ 今後の那覇市の良好な景観をつくっていくため、協働による跡地利用計画が求められています。
- ・ 一定の面積を有する新規開発エリアであり、環境に配慮したまちづくりが求められます。
- ・ 歴史的遺産等地域資源の保全活用が求められます。

●区域における良好な景観形成に関する方針

<景観整備の目標>

- ・ 那覇の歴史文化を十分に踏まえ、亜熱帯の緑豊かなまちづくりを目指します。

<全体方針>

- ①海・空からの視点にも配慮したウォーターフロント景観の形成に努めます。
- ②那覇市のゲート、ウォーターフロントとしてふさわしい形態・意匠を考慮します。
- ③地域の歴史的遺産やかつての集落資源等の保全・修復・修景・活用を図り、目新しい景観づくりだけでなく、歴史性・地域性を有した景観、加えて亜熱帯の緑豊かなまちづくりなど特徴のあるまちなみ形成を図ります。

<個別方針>

- ・ 屋良座森城や御物城など歴史的な遺産の保全・修復・修景を図ることで、歴史的な港湾にふさわしい景観形成を図ります。

3. 今後の課題検討に向けて

前項では、これまでの3カ年間の「全体計画」を基にした取組み、上位計画における本地区を取り巻く現状・将来見通し等について整理した。

これまでの基礎的環境づくりを概観すると、「場づくり」「人づくり」「組織づくり」において、今後、最も大きなポイントとして若手地権者組織との連携が上げられている。

ここでは、全体計画の基本方針の一つである「次の世代に引き継ぐ活動・環境づくり」への手がかりを念頭に、今後の課題検討に向けての着眼点を整理している。

着眼点の整理に当たっては、本地区の抱える課題とそれを取り巻く、都市づくり・まちづくりの動向なども加味し、検討を行っている。

(1) 今後具体的に取組んでいかなければならない課題、これまでの検討から見えてきた課題（平成21年度報告書より）

<今後具体的に取組んでいかなければならない課題>

- i) 行政との調整
 - ア) 沖縄県が調査を進めている嘉手納以南の他の返還跡地との調整
 - イ) 位置境界明確化
- ii) 地主会が課題解決への関与
 - ア) ホームページ及び情報提供窓口の設置
 - イ) 地主会未加入者への対応
 - ウ) 土地の細分化の抑制

<これまでの検討から見えてきた課題の整理>

- i) 周辺土地利用との連携
 - ア) 水際線はプロムナード等を整備し、那覇港と連続性を確保
 - イ) 中心市街地や那覇港と機能すみ分け
 - ウ) 背後地となる（仮称）那覇市営奥武山野球場との連携
 - エ) 那覇ふ港の将来構想の機能再編で離島交流拠点として整備される計画の考慮
 - オ) 那覇軍港と中心市街地や那覇港など、拠点間を結びつける公共交通等の検討
- ii) 那覇軍港内の地域資源の保全及び活用
 - ア) 御物城等の歴史が残る地域資源の保全及び活用
- iii) 土地の資源活用
 - ア) 地権者の生活再建のため、共同利用街区の設置を検討
 - イ) 元々の住宅地であった経緯から住宅地区の設置を検討
 - ウ) 那覇空港新貨物ターミナルとの連携する物流地区の設置を検討
- iv) その他留意事項
 - ア) 那覇軍港の区域だけでなく、隣接地へ区域拡大の可能性を検討

上記の課題をみると、地主会が主体的に取り組むべき課題及び、那覇市をはじめとする関係行政機関が主体を担う課題などがある。特に公共においては、那覇市全体の中でまとま

ってある最後に残された地域として、土地利用や公共空間のあり方（考え方）について周辺土地利用も含め認識を十分共有化しておく必要がある。

また、地主会においては、合意形成や地区に内在する課題に対して積極的に対応することが期待されている。加えて、勉強会で精力的に取り組んできた土地資産活用の検討において、「土地の共有化」が今後の具体の跡地利用を検討する場合には大きなポイントとなることが認識されつつある。

以下では、「土地の共有化」をめぐる都市づくり・まちづくりの動向などを整理している。

（２）都市計画法及び建築基準法の抜本的な改正の動き

現行の都市計画法及び建築基準法の大枠は、高度成長時代に都市の拡大に対して秩序をもってコントロールことを背景にできたものである。しかしながら、少子高齢化の低成長時代の今日において、ほころびがさまざまな局面で表面化している。地球環境問題への対処、分権改革による自治の仕組みの抜本改革、土地利用の放棄による国土の荒廃、景観法の創設、エリア・マネージメントなどによる多様な社会組織による地域管理の取り組みは、これまでの都市計画法などではカバーできない事象である。

数年前から都市計画法及び建築基準法の抜本的な改正に向けて、様々な提起が出されている。それをランダムに拾い上げると以下のとおりである。

- ・ 市民参加、コミュニティ単位の都市づくり、自治体への分権の推進
- ・ 都市田園計画法、街並み計画法、空間整序に関する新たなルール
- ・ 協議調整型ルールの導入、敷地単位を超えたルールの導入
- ・ 建築自由の原則から建築調和の原則
- ・ 計画なければ開発なしの原則
- ・ 建築確認から建築許可へ 等々。

以上の提言を土台の部分で支えるのが「土地の共有化」を含めた土地所有権観念の転換にあるとされ、現在のような個別土地所有権の自由、建築の自由をそのままにしては、魅力ある都市や美しい都市、持続可能な都市など、望めないと言われている。

（３）土地所有から土地利用への施策転換

ここでは、経済産業省と農林水産省における土地の利用のあり方に関する取り組みを整理している。

■不動産の所有と利用の分離について（経済産業省）

＜中心商店街再生研究会報告書（中間とりまとめ）概要より＞

経済産業省では、深刻化している中心市街地における商店街の空洞化の問題に対し、その原因と対応の方策について「中心商店街再生研究会」において検討してきた。

- ・ 不動産の所有と利用の分離」とは、不動産の流動性を高め有効利用を促進するため、土地・建物の利用権を、低未利用の所有者から利用能力の高い者に、定期借地借家・信託契約等により移転すること。

(続く)

不動産の所有と利用の分離による中心商店街再生手法

●基本的手法

まちづくり会社が、中心市街地に再生区域を設定し、以下の手法により、近隣居住者、通勤・通学者等の地域の需要に応じた個性的でコンパクトな商店街に再生。

- ・ まちづくり会社が、個々の地権者等から、空き店舗等の不動産利用権を定期借地権等で集約し、一体の資産として運用。
- ・ 老朽化した空き店舗を改修、利用権を一元化した土地に商業・住居等複合施設を整備。建物は区分所有とせず、まちづくり会社が一括で所有。
- ・ 上記で整備した店舗・施設に、商店街の周辺に分散している商店、新規開業者、有名テナント等を誘致。テナントマネジメント（共同販売促進）を実施。

以上については、まちづくり会社が、中心商店街に放置された大型の空き店舗・空き地を再生する。又は、地方百貨店等とまちづくり会社が連携して、周辺の空き店舗を活用する場合でも実施。

●補完的手法

- ・ 不動産証券化により地域から直接、建物建築資金を調達。
- ・ 街並みイメージの統一（建築協定等で建物の外観、用途等のルールを決定）

■所有から利用への転換による農地の有効利用の促進について（農林水産省）

＜農地政策の展開方向について（農地に関する改革案と工程表）より＞

農地を荒廃から防ぎ、いかに担い手に集積していくかが日本農業の喫緊の課題であることから、農林水産省では改革案として「農地政策の展開方向について」を取りまとめている。

農地政策の改革では5つの項目が挙げられ、その一つに「所有から利用への転換による農地の有効利用の促進」が示されている。

●所有から利用への転換による農地の有効利用の促進

- ・ 農業・農村をめぐる状況を見ると、担い手の高齢化の進展、耕作放棄地の増加等の問題が深刻化している。
- ・ このため、所有から利用への転換を図り、農地は農業資源として有効に利用されなければならないという理念の下、所有権と利用権の規制を切り離し、所有権については厳しい規制を維持しつつ、利用権については規制を見直す。
- ・ この場合、現場で農地利用についての問題が生じたり、経営発展に支障が生じないようにするため、必要な措置を講じる。
- ・ これにより、集落営農の法人化、農業生産法人の経営発展、農業経営に意欲ある者等の参入による農地の有効利用を促進する。
- ・ また、担い手の選択肢を拡大する観点から長期間の賃貸借が可能となるよう措置するとともに、標準小作料制度等は廃止の方向で見直す。

※エリアマネジメント

- ・ 地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民・事業主・地権者等による主体的な取り組み。

※コミュニティ

- ・ 居住地域を同じくし、利害をともにする共同社会。町村・都市・地方など、生産・自治・風俗・習慣などで深い結びつきをもつ共同体。地域社会。

（４）土地の所有と利用に関する事例

ここでは、土地の所有と利用の分離により、中心商店街区域の活性化に成功している香川県高松市丸亀商店街の取組み、土地あるいは空間を個々人の所有や管理に分割せず、約140年にわたって地域とともに存続してきた三重県松坂市殿町に現存する御城番屋敷の事例を取り上げている。

■高松市丸亀商店街（A 街区）のケース

＜不動産の所有と利用の分離とまちづくり会社の活動による中心商店街区域の再生について（中間とりまとめ 平成20年3月 経済産業省 中心市街地活性化室）より＞

- ・ 不動産所有者等及び出店予定テナントが出資・設立した高松丸亀町壱番街（株）が、一団の土地の不動産所有者等と合同運用型の定期借地権契約（期間60年（略））を締結。（所有と利用の分離、不動産利用権の集約化、一元化を実現。）
- ・ 従前建物の評価額相当を従後の床に替える権利交換を行う全員合意型の第一種市街地再開発事業を実施。（略）
- ・ 不動産所有者等の権利床は共有とし、高松丸亀町壱番街（株）に賃貸。（※通常、再開発をする場合は、地権者の土地を建物の床（権利床）等価交換し、その残った床（保留床）が土地所有権つきで売却されるため、事業後は、建物は区分所有に、土地は共有になって所有と利用が分離されない。丸亀町では、地権者は従来どおり土地を所有し続けるが、建物の保有床については壱番街（株）が買い取り、権利床については権利者から壱番街（株）が賃借する）
- ・ 市街地再開発組合は転退出者分の保留床を取得。（略）
- ・ 高松丸亀町壱番街（株）は、国の補助金及び高度化融資等を活用して、その他の商業床、駐車場、駐輪場を再開発組合から買い取り、第三セクターの高松丸亀町まちづくり（株）に運営委託。同社は専門人材を雇い一括して運営管理。三越百貨店と連携してブランドショップ等を誘致（テナントマネジメントを実施）。ドーム広場でイベント等を開催。（※地権者である壱番街（株）が一元的に店舗の構成を決めることができるので統一的な町並み、デザインを実現できる）
- ・ 以上の事業については、都市計画、建築、法律、金融、再開発等の専門家から構成されるタウンマネジメント委員会の助言、指導を得て、専門的知識を活用して実施。

■御城番屋敷

＜コモンズと持続する地域社会（平竹耕三 日本評論社）より＞

- ・ 御城番屋敷の所有権は、江戸時代の末期に紀州藩からこの屋敷長屋をあてがわれた藩士が明治維新後に結成した合資会社苗秀社である。苗秀社は、旧藩士が得ていた家禄の奉還によって支給された現金や公債を拠出して結社をつくり、この屋敷をはじめとする官有地の払い下げを受けたのがはじまりという。結成は1874（明治7）年で、取得した資産を元に協同して農業・商業を営み、生じる利益で家名が絶えないように生活していくことを目的にしていた。この結社に参画したのは、旧藩士20家族のうち15家族である。
- ・ こうした仕組みによって御城番屋敷は140年の時を越えて、往時の姿を今にとどめている。しかも、苗秀社の社員だけでなく、借家人たちも住み心地を高く評価しており、今なお生きた住宅として価値が高い。このサステナブルなあり方は、住宅がややもすると消耗品的に扱われている今日の社会に対して、大いに警鐘を鳴らしているものと受けとめるべきである。

(続く)

- ・ また、苗秀社は御城番屋敷周辺の土地を学校や病院などの公共用地に進んで提供してきた。こうした地域づくりへの貢献は、この屋敷を維持しつづけることとあわせて、誰もが認めるところである。近年は、御城番屋敷が文化財として、観光資源として、新たな価値を付与されているという。
- ・ 御城番屋敷という地域空間の管理は、苗秀社の方針によりこの屋敷に住む社員が合議して決めている。利用者の手による管理という意味から、まさに地域住民の自治による地域空間の管理を体現しているといえよう。ただ、不完全な点としては、そこから借家人が排除されていることである。会社経営という観点からは、社員ではない以上当然のことではあるが、自治的な地域空間という意味では、たとえ限定的であるにしろ借家人も参画することが望ましい。

(5) 今後の課題検討に向けての着眼点

①「土地の所有と利用」を取り巻く状況への持続的なアプローチ

跡地利用における土地の資産活用については、平成 19～21 年度の勉強会などを通して継続的に検討が行われてきた。

本地区では 300 m²以下の比較的小規模な土地所有が多く、共同利用街区の創設や共同事業への取組みが、今後の跡地利用を実現化するにあたっては必要不可欠との認識が共有化されつつある。

一方、前項で示した国レベルにおける施策動向や事例にみられるような「土地の所有と利用」を概観すると、一定の地域空間における「土地の所有と利用」については、現在社会の中でホットなテーマとなっていることがわかる。

なぜ、「土地の所有と利用」がホットなテーマになっているのか。その背景について、都市計画法の抜本的な改正の動き、後述する「新しい公共」などからみると、これまでの経済一辺倒の右肩上がりの時代から、これからの少子高齢社会、低成長への時代背景が大きく影響していることが推測される。

そのため、今後の跡地利用における「土地の資産活用」のあり方を検討するに当たっても、このような大きな枠組みの中で位置づけ、継続的に本地区の特性を客観的な視点を持って捉えられるような取組みが今後は求められる。

その場合、後述するように「主体的に地域のことを自ら考える」ことを基軸にする取組みの継続が大きなポイントとなる。

②「場」のもつ多層的な魅力を生かす取組み

基地接收以前の本地区の成り立ちをみると、港、集落（居住地）、新たな産業振興の発祥地、交通機能・都市機能の集積、歴史的・景観的な魅力など、動的な新進気鋭の土地柄がイメージされる。

これまでの県内における返還跡地のほとんどは、大半の農地等の自然的土地利用と集落が点在する農村地域であった。跡地利用についても、旺盛な宅地需要を背景に土地区画整

理事業による都市基盤整備を行えば、上物が埋っていく時代背景があった。

本地区の跡地利用にあたっては、これまでの直線的なやり方では立ち行かない時代背景になることを想定する必要がある。

本地区の魅力は、これまでの跡地利用には見られない多層性を有しているところにある。今後の跡地利用を検討する際の大きな礎であり、ヒントとなるものである。その場合、これまでも「アドバイスメモ」などで指摘されているように、本地区の売りの一つとなるであろう水際線を含めたオープンスペースの位置づけが大きなカギを握る可能性がある。都市づくりにおける標準といわれる生物多様性、地球温暖化への対応として、那覇市に残された最後の多層性をもつまとまりのある「場」としての位置づけなど、これまでの跡地利用では主軸ではなかった大きなファクターが与えられる可能性もある。逆に、それが跡地の「売り」になる可能性も秘めている。

魅力の一つである「オープンスペース」のあり方については、「主体的に地域のことを自ら考える」ことを通して、本地区の拠り所として位置づけていく取組みが期待される。

「オープンスペース」のあり方の検討そのものが地域の主体性を促し、地域の主体性の形成が「オープンスペース」のあり方を促進していくような関係性のある空間づくりが想定される。

③中長期の視点の必要性

日本は、GDP で中国に抜かれ、世界第二の地位を譲った。一方、2020 年以降の世界経済の予測では、中国をはじめとする新興国の成熟化・人口増の鈍化、資源・環境制約によって成長が鈍化するのではないかと指摘もある。

日本では一足先に、本格的な少子高齢社会を迎え、これまでの社会の仕組みでは対応が難しくなる時代背景をベースに、各方面でその対応策に関する議論が始まっている。その一つが前述した「土地の所有と利用」の動きでもある。

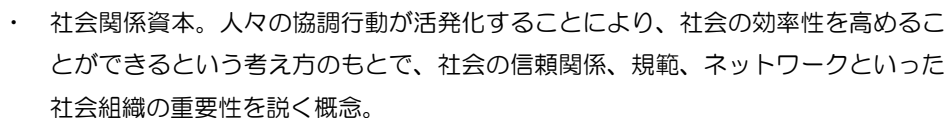
また、後述する「新しい公共」宣言や経済産業省による「経済成長を第一目的としない経済施策ヴィジョン」の研究など、これまでの価値基準に拘らない施策体系のあり方が模索されている。

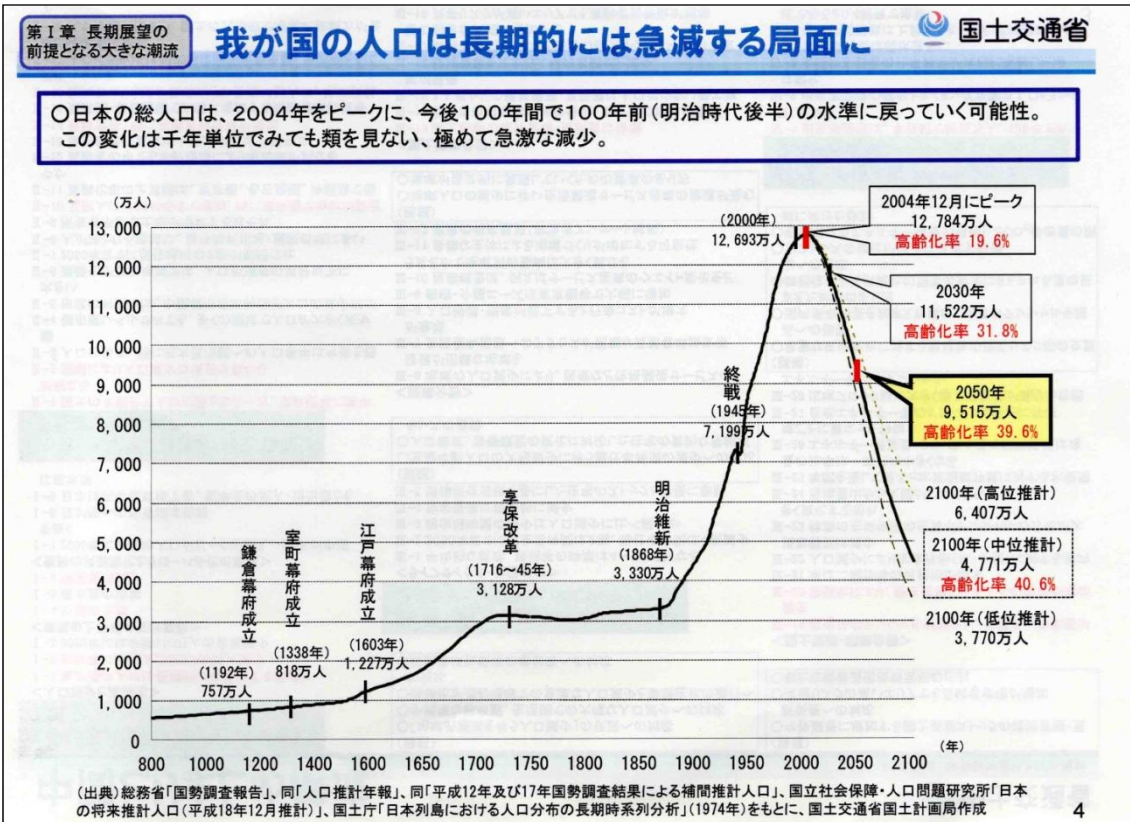
これらの取組みを概観すると、「個人から社会へ」「短期から長期へ」「無限から有限」「多様性」「ソーシャル・キャピタル」「コミュニティ」などのキーワードが拾える。その基本には、もう一度、人間と人間、人間と自然との関係性、共同体の持続性など、これまで空気のようにあまり意識的に認識されなかった「社会の紐帯」のようなものに光があたり始めている。

そのような「社会の紐帯」がしっかりと築かれた地域空間にこそ、経済施策も機能するのではないかと指摘である。

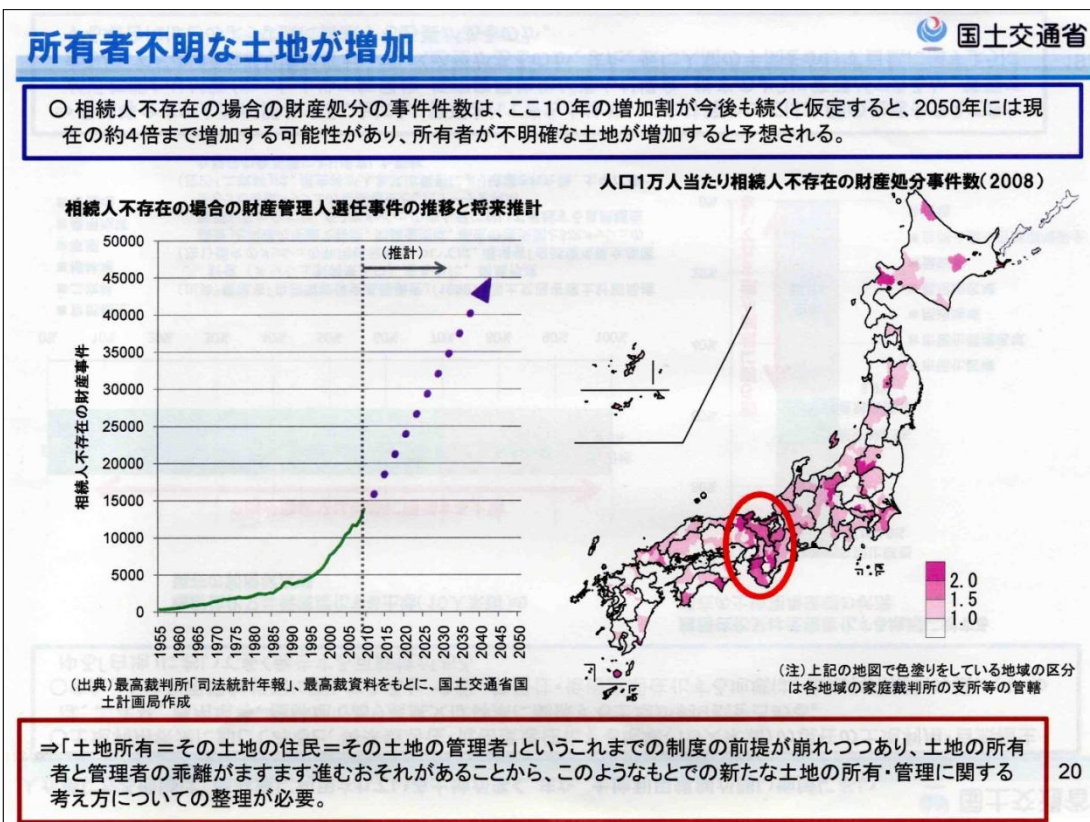
今後の跡地利用の検討を継続的に取組むためには、これまでの跡地利用（事例）の延長上の対応だけではなく、地球規模で経済社会システムが変化している中での跡地利用の検討であることを中長期の視点をもって継続することが求められる。（※次頁は、沖縄の基地返還跡地利用と周辺を取り巻く状況を表現しているデータである。土地区画整理事業導入による跡地の基盤整

■沖縄の基地返還跡地利用と周辺を取り巻く状況





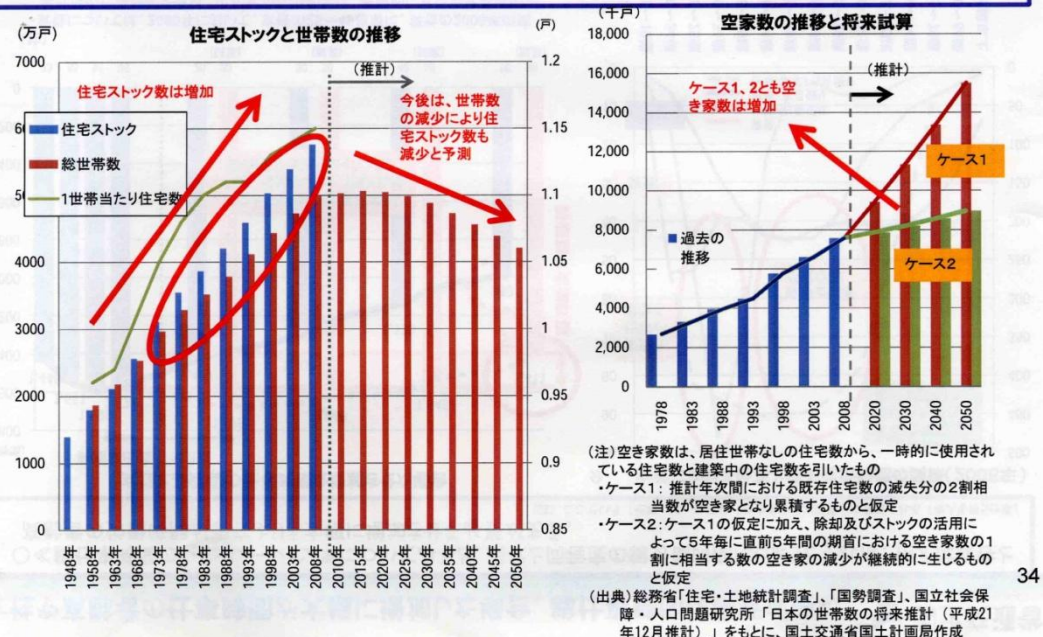
4



20

住宅需要は将来的に減少する

○これまでの「住宅ストックと世帯数との関係」をみると、世帯数の伸び以上に住宅ストックが増加し、ストック超過が拡大してきている。また、これに伴い、空き家数も増加し続けている。他方で、今後、世帯数の減少により住宅需要は減少していくと予想される。



34

＜地域における人口減少及び少子高齢化の特徴＞

- これから生じる人口減少は、地域的な集積を伴いながら生じる。いわば「地域集積的人口減少」の状況。すなわち今後の人口減少という状況下においても、東京一極集中、過疎の問題が継続。そして、集中が進む東京圏でも人口そのものは減少し、かつ年齢構成も生産年齢主体から高齢主体への変化。過疎の問題は、5～10万人以下の小規模市で平均を超えて人口減少するなど、エリア的な広がりをみせ、多くの地域で顕著に密度が疎になっていく、または、無居住地域が増加していく。
- 国土全体での人口の低密度化と地域的な偏在が同時に進行するという、これまで経験したことがない新たな現象が進行することにより、その過程で、これまで維持されてきた人と国土の関係性の限界が見えるような新たな局面が生じる可能性がある。
- 例えば、国土管理の観点からみた場合、今まで人間が関与することにより管理・利用されてきた農地・林等で無居住・低密度居住化が進むことで、いわば「人と土地との関係の希薄化」ともいうべき状況が生じることとなる。
- こうした人口に係る変化に加え、気候変動や国際環境の変化が重なりあって、様々な分野に大きな影響を与えていくことが想定される。

資料：「国土の長期展望に向けた検討の方向性について 資料3」（平成22年12月17日 国土交通省国土計画局）

Ⅲ. 今後の検討促進に向けての素材提供

<地域の成り立ち>

- ・ 自然的条件、港の形成、地区形成の観点から地域の成り立ちを整理した。
- ・ 自然的条件では、漫湖周辺を含む地理的条件、港としての地形条件、浚渫を繰返した歴史的経緯から取りまとめている。
- ・ 港の形成では、泊からの機能移転、御物城・硫黄城、屋良座森城・三重城からみえる港施設（導流堤）としての機能、明治～大正初期にかけての大型船に対応した港整備などを整理している。
- ・ 地区形成では、集落形成、新たな産業振興の発祥地、交通機能、都市機能、寺社等の祈りの場、歴史的景観の魅力などを取りまとめている。
- ・ ちなみに、昭和初期の約 1 万人余を有する居住空間がどのように形成されていたのか、「住吉町・垣花町・山下町民俗地図」（又吉真三氏他による作成）を基に、土地利用毎に色塗りを試み、戦前の土地利用現況を作成した。

<社会システムの変化の兆し>

- ・ 「新しい公共」宣言、協働事業提案制度（横浜市）、提案型公共サービス民営化制度（我孫子市）について取りまとめている。
- ・ 少子高齢社会を向かえ、これまでの社会のあり方では対応できない時代背景から、「官」だけではない多様な主体による公共サービスのあり方、行政と市民の「協働」のあり方などの取組みを整理している。

<地域づくりの現状について>

- ・ 地域コミュニティのあり方が各方面から再評価される中、県内の地域管理や地域づくりに取り組んでいる北中城村大城、読谷村座喜味を取り上げている。
- ・ また、基地建設により古里を追われ集落再建への手がかりを進めている読谷村長田についても整理した。

<その他>

- ・ 経済産業省「オルタナティブ・ビジョンに関する調査研究」、内閣府・農林水産省等によるソーシャル・キャピタルに関する研究について、その概要をまとめた。
- ・ また、地域住民による利益循環の取組み、低成長時代における社会のあり方、地域コミュニティのあり方に関する新聞記事を掲載した。

1. 地域の成り立ち

1) 自然的条件（地形＋漫湖周辺の自然環境）

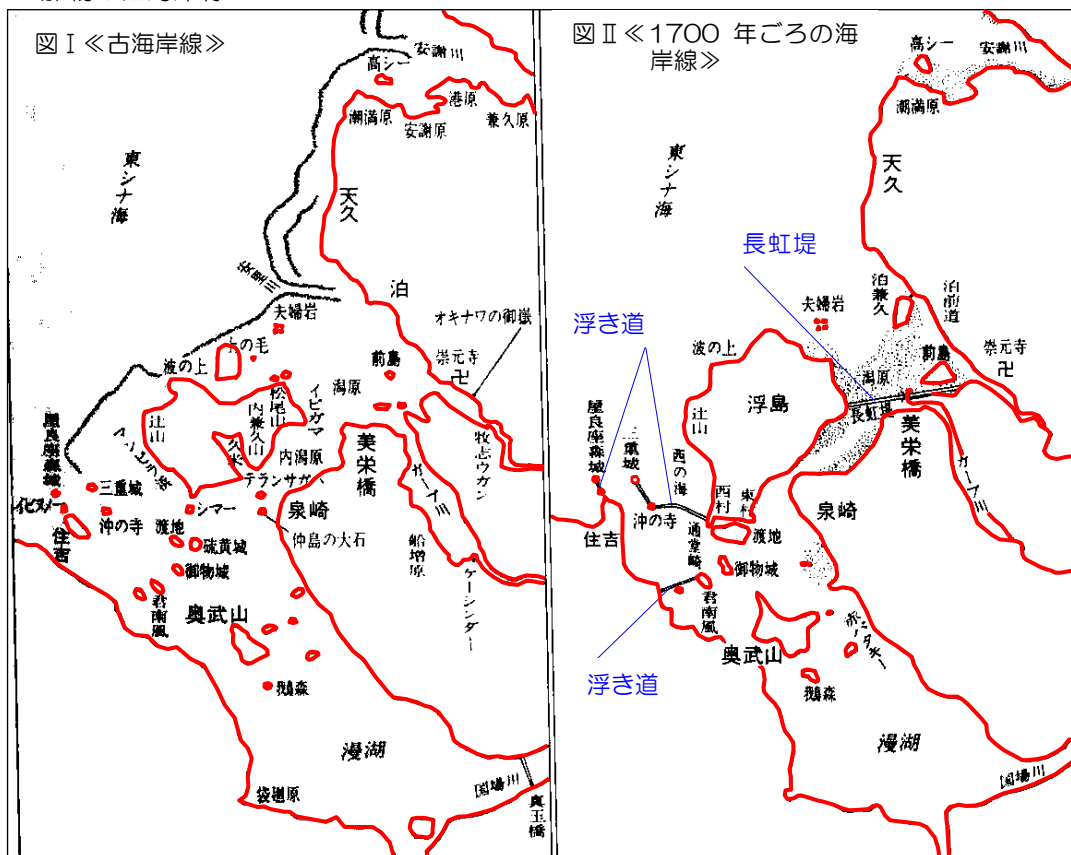
①漫湖周辺を含む地理的条件（那覇の旧海岸線、漫湖周辺）

- ・下図は、長虹堤築造（1451 年）以前の那覇の古海岸線である。
- ・かつての那覇は、浮島の離れ島であり、辻山・内兼久山、松尾山等を取り囲む範囲が島で、その周辺に三重城（築造年不明）、渡地、硫黄城、奥武山、仲島の大石、上の毛、夫婦岩等の残丘、岩丘が点在している。
- ・現在的那覇軍港地区はほとんどが海域であり、御物城、君南風、イビヌメー、屋良座森城（築造 1554 年）などの残丘・岩丘が点在している。
- ・その残丘・岩丘が地形的特性となり、その後の地区形成のキーワードとして大きく影響を与えている。
- ・饒波川・長堂川・国場川が漫湖で合流し、加えてガープ川・久茂地川も漫湖に合流し、那覇港に流れ込んでいた。
- ・漫湖周辺には、ガーナー森や知念森（消滅）など、ニープの土壌が分布しているため、残丘が発達し、加えて石灰岩の岩丘も散在していることが、本地区周辺の地理的特徴になっているという。

・そのため、時代の進展とともに、それらの残丘・岩丘をむすぶ必要性から浮き道がこの地域で発達したという。その典型が長虹堤ということができる。

※「沖縄大百科事典」「おろくの歴史を訪ねる講座（渡地、漫湖の地理的条件と変遷）」参照

■那覇の旧海岸線

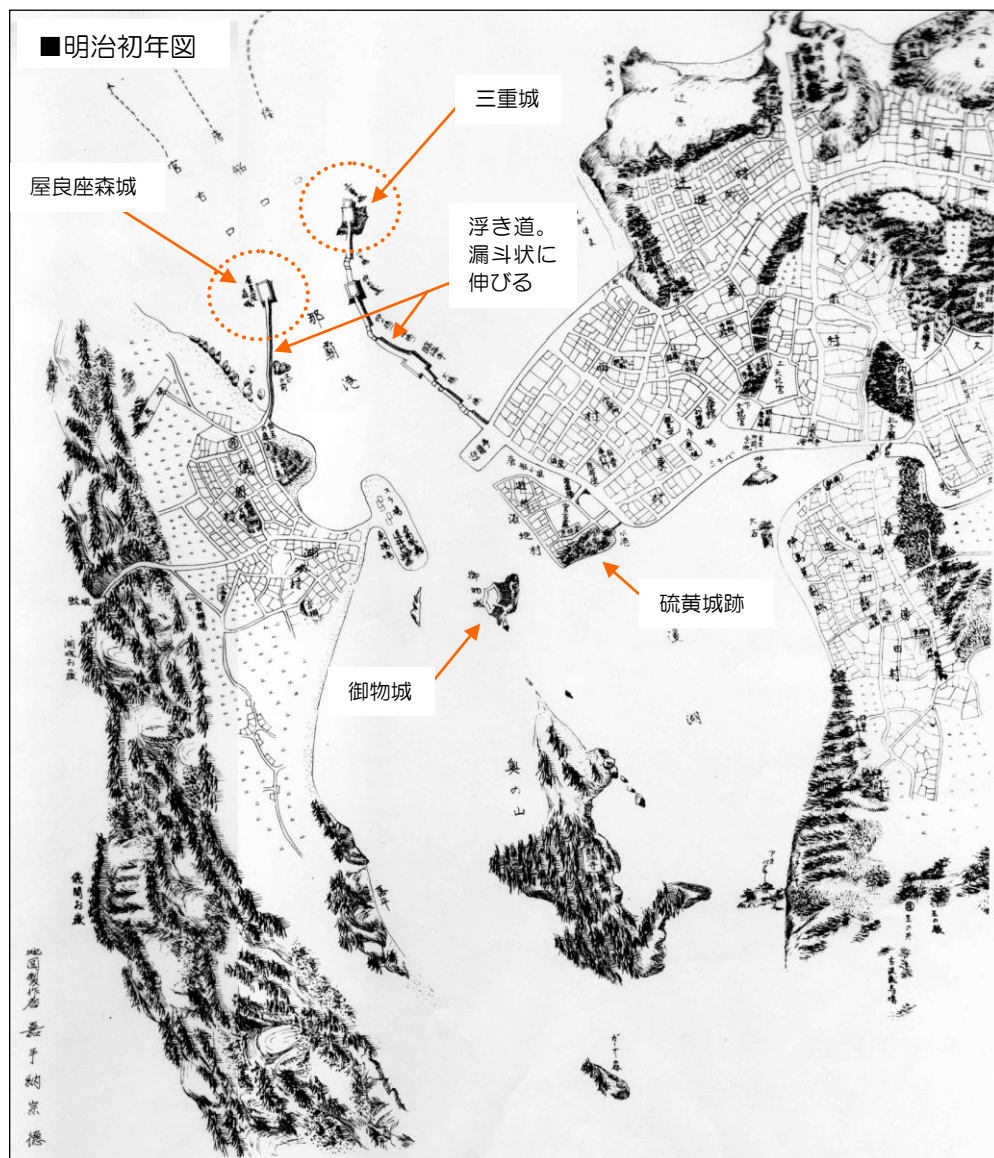


資料：「沖縄大百科事典」。一部加筆。赤ラインが海岸線

②港としての地形条件（河口港、河口閉塞）

- ・ 地形的条件から日本の港湾は、河口港と海港の二つのタイプがある。
- ・ 河口港は、河身変動（川すじみちが変わること）と河口閉塞（上流からの土砂が堆積して河口が浅くなり、船の航行が不能になること）の問題があるという。
- ・ 那覇港は河口港であり、そのため、河口閉塞は免れず、浚渫を繰り返した歴史をもつ。
- ・ 一方、本地区の河口部には、ふたつの突堤が漏斗状に沖に向かって伸び、その先端には屋良座森城と三重城が位置する。
- ・ その形状は、実質的に河口閉塞を防ぐ、導流堤と同じ機能を持っていると位置づけられている。
- ・ それは本地区の地理的特性である残丘や岩丘が散在することから、必然的に浮き道が発達し、その浮き道が導流堤として応用されたという、古琉球の土木工事としての評価がなされている。

※「おろくの歴史を訪ねる講座（渡地、漫湖の地理的条件と変遷）」参照



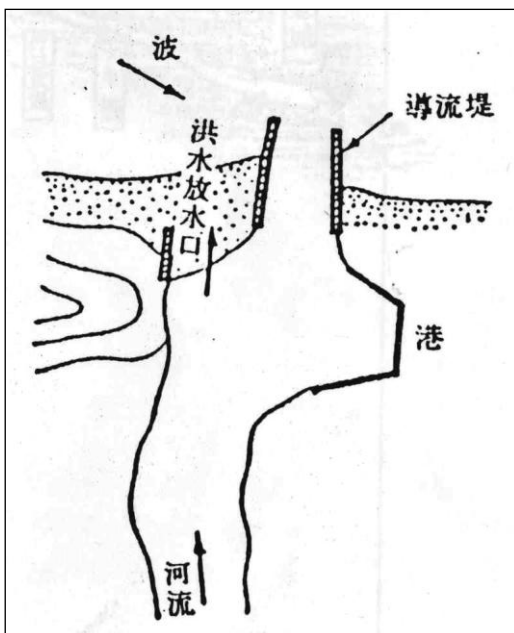
資料：「那覇市歴史博物館所蔵」

③浚渫を繰返した歴史的経緯（道流堤、河川改修等）

- ・ 中国との冊封関係から 500 人～600 人の人員が乗り込む御冠船を迎えなければならず、大型船に対応する港の水深を常に保たなければならなかった。
- ・ そのため、河口閉塞を防ぐため、浚渫工事だけに留まらず、橋の補修や新たな架橋工事、河川上流部の河口閉塞となる原因調査などが実施されている。
- ・ 1715 年には、導流堤の補修工事として位置づけられる屋良座森城と三重城の大補修工事が実施されている。
- ・ 1717 年には、国場川、饒波川を浚渫し、大小の橋を築造し水路を開設し、1744 年には一年余を費やして大規模な浚渫事業が行われている。
- ・ 一方、首里城の風水検分から那覇港、泊港、安謝港の「三江」の安定をめざし、徳があつて力のある川を維持するため、積極的に手を加え、川のもつ本来の特性を引き出す施策が検討されている。
- ・ その一つが、ガープ川の瀬替えのため、久茂地川の掘削を行っている。本来、ガープ川は西に曲がらず、北上し汐渡川にいきつき、カタバルを突っ切って東シナ海に注いでいた。風水の観点からは、直進する川を曲げることによって、少しでも川の理想系に近づける目論見があったとえられている。
- ・ それは、港機能の観点から漫湖の水量・水深を維持し、導流堤としての屋良座森城と三重城の機能をより高めることになる施策として位置づけられている。

※「おろくの歴史を訪ねる講座（渡地、漫湖の地理的条件と変遷）」参照

■導流堤の概念



資料：インターネット「PHOTOCEEDS」（著者：西隆一郎）

資料：「おろくの歴史を訪ねる講座（渡地、漫湖の地理的条件と変遷）」

2) 港の形成（歴史的経緯）

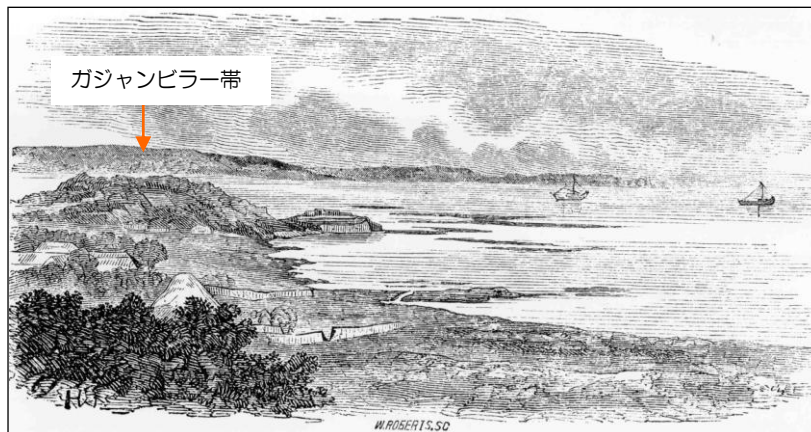
①泊からの機能移転

- ・三山統一以前の浦添城を居城とする英祖王代には、宮古・八重山などの離島および大島各島の貢物を収める公館（泊御殿）と公倉（大島倉）が設置されるなど、泊が主要な港として機能していた。
- ・15世紀の首里への王府設置後は、那覇港の港機能が徐々に強化されるのに伴い、港機能は泊から那覇に移行していく。首里の政治機能と那覇の港機能が対となった拠点中枢が形成されていった。
- ・『ペリー提督遠征記』第2巻 ジェイムズ・モロー（1854年）には、那覇港の眺めが以下のように記述されている。

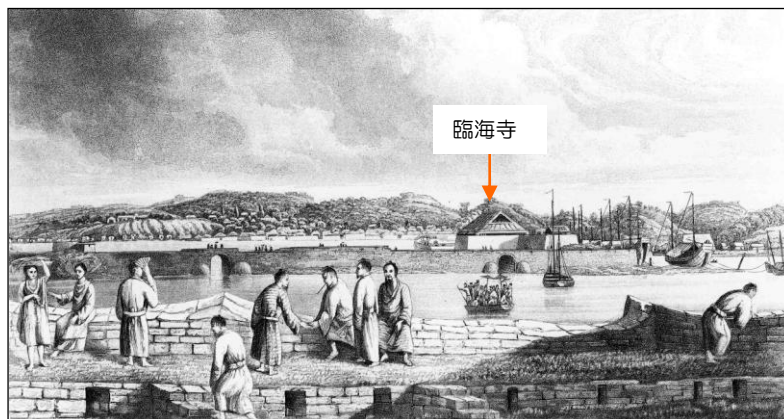
キャプスタン岩から眺めた那覇港

一那覇の港に船が入ると、そこには美しい景色が展開される。海岸から山の頂上まで、ゆるやかに登る斜面のすべてが、完璧なまでに田園化され、冬の作物が緑の濃淡の影を与え、一様に広がる段々畑の山々と、ところどころに忘れられたかのように点在するこんもりとした大木の樹林が田園風景に命を与え、美しい森を成している。水平に伸びる遠方の山々の頂上には、裸の幹の上に優しく枝を伸ばした琉球ならではの松の木が繁り、その松の枝葉から日差しがこぼれている。これらすべてが

※キャプスタン岩＝ユーチ岩。波之上のやや北東方向



○キャプスタン岩から眺めた那覇港

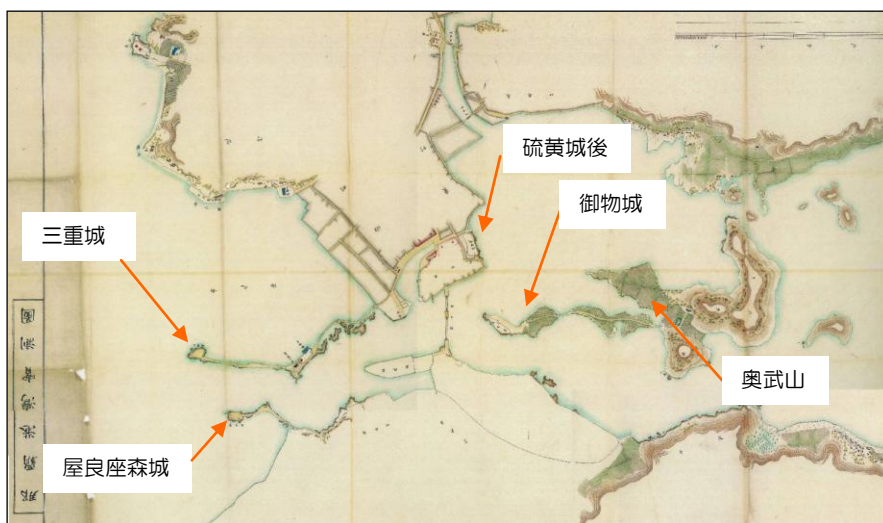


○屋良座森城からの展望(手前が屋良座森城)

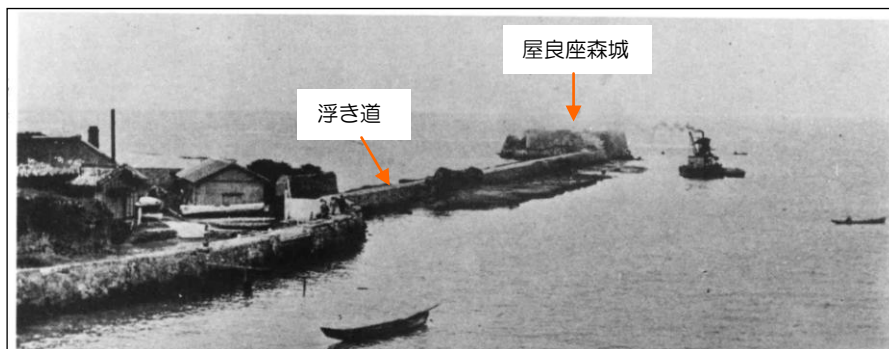
資料：「青い目がみた大琉球」

②御物城・硫黄城、屋良座森城・三重城からみえる港施設（導流堤）としての機能

- ・硫黄城は中国への進貢品の硫黄の貯蔵施設と考えられ、御物城は中国・東南アジア諸国と盛んに交易を展開していた時代、海外交易品の公倉だった。同時に那覇港内にあって向い合う御物城と硫黄城は対となって港の防御線をなしていたと考えられている。
- ・また、屋良座森城と三重城はともに、那覇港の防御を担った城砦として位置づけられている。
- ・前述したように、残丘や岩丘が散在する本地区の地理的条件から、必然的に浮き道が発達し、その浮き道が導流堤として応用されたと考えられている。
- ・那覇港の地区形成は、地理的条件を踏まえ、基盤となる港機能（導流堤）をきちんと整えつつ、その上で防御施設・行政施設や冊封使を迎えるための迎恩亭・天使館などの交流施設など、全般的な港機能の充実化を図っているといえる。



○左側は、那覇港湾実測図（明治 24 年）資料：「那覇軍港地権者等課題研究等調査」。一部加筆。
※防衛庁防衛研究所図書館所蔵。



○上は、屋良座森城。左方の建物は県立水産学校裏門附近。

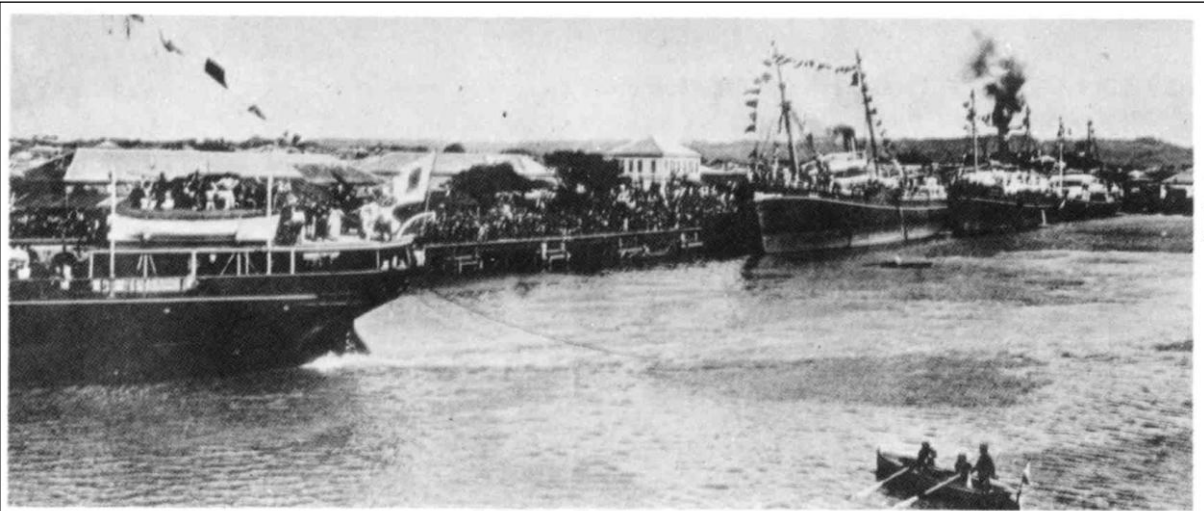
○右は、三重城。

資料：「那覇百年のあゆみ」



③明治～大正初期にかけての大型船に対応した港整備

- ・ 廃藩置県後は、移・輸出入の激増、人々の往来の増加、さらには福州や台湾・上海などとの航路も開設されたため、修港の必要に迫られていた。
- ・ そのため、1907 年（明治 40 年）～1915（大正 4 年）に第一期工事が竣工している。
- ・ これにより 1200 t 級の汽船 4 隻を横付けできる延長 125 間（約 227m）の鉄製栈橋が完成した。
- ・ 1933 年（昭和 8 年）より始まる沖縄県振興計画の一環として工事がなされ、第二次大戦前には 2000 t 級の汽船 3 隻と 4500 t 級 1 隻が係留できる施設が完成している。

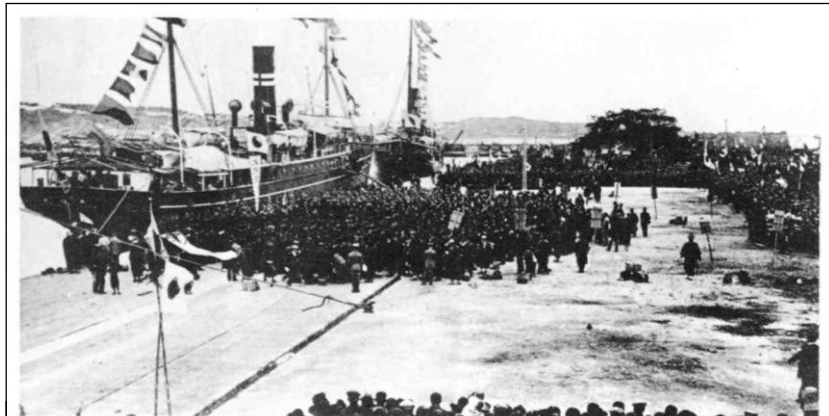


○上写真。築港により、大型汽船も横づけされるようになり、経済産業、人事交流の窓口として発展した。

○中写真。那覇港は、軽便鉄道の引込線と荷馬車で運ばれてきた黒糖樽の荷役で賑わった。

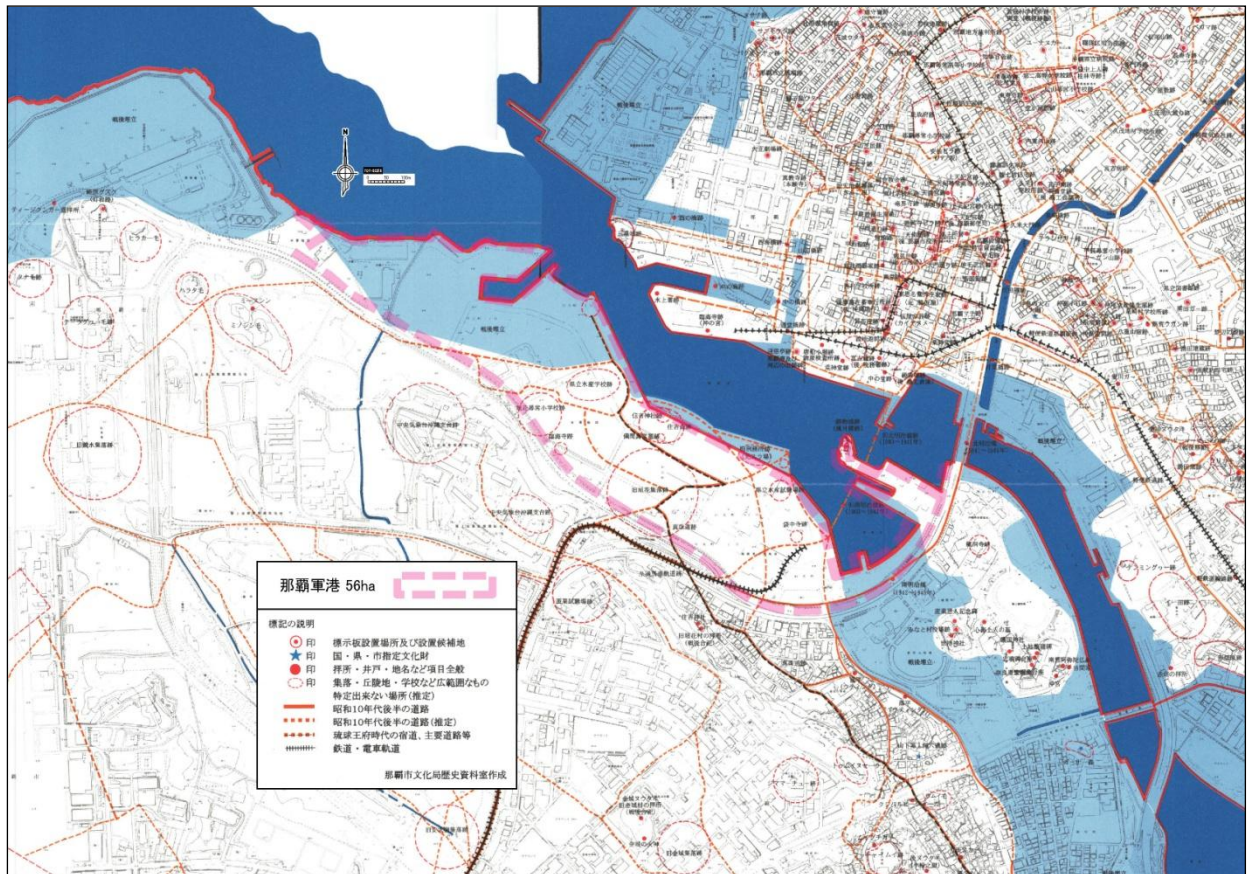
○下写真。新入営出港の際、知事訓示光景。（大正 5 年の那覇港）

資料：「那覇百年のあゆみ」



④戦前の海岸線

- ・下図は、戦争前の海岸線である。
- ・1450 年以前の本地区は、住吉や屋座森城、イビヌメー、君南風の残丘・岩丘を除けば、海であった。
- ・その後、除々に河川による堆積作用、人為的な埋立てなどにより、陸地化が進んだ。
- ・本地区では、1700 年ごろまでに住吉森まで陸地化済み、昭和 20 ごろまでには君南風一帯まで広大な面積が陸地化した。



○戦前の那覇の海岸線。薄水色の部分は戦争前までは水面箇所。戦後、膨大埋立事業が開始される。
資料：「那覇地区旧跡・歴史的地名地図」と「小禄、垣花地区旧跡・歴史的地名地図」を合成し、一部、加筆。※「那覇市歴史博物館所蔵」

○那覇軍港地区については、米軍の軍港整備に伴い、一部、海没地が発生。

3) 地区形成

(1) 集落形成

本地区は通称「垣花」と呼ばれているが、元々は「儀間村」の集落を発祥とする居住地であった。

①儀間村

- ・儀間村は王府時代から明治 36 年までの村名である。その間、真和志間切や小禄間切に属したりした経緯を持つ。方言ではチーマといい、海浜が新しく陸地化した低地を指す地形地名である。
- ・歴史上の変遷では、玉城村垣花との関係が深く、玉城村の字垣花に対しては東垣花（アガリカチヌハナ）と呼んでいる。屋良座森城のやらざ森の名称は、大里村大城城内のやらざ森、玉城村玉城城内のやらざ森に結びつくと言われている。

②湖城村

- ・湖城村は、1673 年に儀間村から分村してできた集落である。儀間村の東半分にあたり、集落の東側には落平（ウティンダ）があり、船舶の水取場であった。明治 20 年代には儀間村のスラ場辺りから落平にかけての海浜が埋め立てられ、潟と呼ばれていた。
- ・対岸の渡地との間には、明治中期まで渡し舟が運行していた。明治 33 年の新聞記事によれば、渡船者は一日平均 400～500 人あり、島尻方面への交通の要衝であったと云われる。

③集落の拝所群など

●儀間ノ嶽

- ・筆架山の東の頂にあり、神名をコライ御イベという。伝承では儀間の殿という。
- ・この拝所は北側から拝むように仕立ててある。

●辻森

- ・住吉森にある頂毛という御嶽。住民は海を背にして南島方を拝んだ。頂毛は尖頭の岩であつたらしい。
- ・これは祖先の地である大城村（旧大里村）を遥拝する形をとっている。

●ヤラザ森・ヤヘザ森

- ・住吉森は、この地に住吉神社が建てられてからの名称であり、それ以前は屋良座森と呼ばれていた。ヤヘザ森（八重座森）はヤラザ森（屋良座森）の異称。

●儀間ノ口火の神

- ・先祖の最初の居住地跡となる儀間の殿に対する遥拝所と伝えられている。

●湖城ノ嶽・湖城ノ殿

- ・儀間村から分離。湖城村を創設。その時、神も招請？

●君南風（ちんべー）

- ・君南風は、琉球上級の神女の名。
- ・渡地と相対する位置にあった君南風は、航海に関係するといわれているが、同島の祝女の墓所と伝承され、御嶽として崇敬されたが詳細は不明。

●土帝君（トーティークン）

- ・中国起源の神。古代中国の土地関係の神の一種。
- ・11世紀から広く信仰されたが、農民は農業神、漁民は大魚の神、商人は商売繁盛の神など、それぞれの職業に結びつけられていた。
- ・沖縄本島とその周辺地区では農業神、八重山では大地の神か守護神とする。
 - ・ちなみに、「中山伝信録」には、儀間山の下に垣花村あるとして「村中米廩多シ」とある。

●ウフ又吉家

- ・儀間家の住居であり、麻氏三世儀間真福が地頭として王府から拝領した木造黒瓦葺きの住宅であった。

④垣花

- ・垣花とは、王府時代からの通称地名（住吉、垣花、山下の総称）であり、大正3年に住吉町、垣花町、山下町として正式に那覇区の町名となる。
- ・ちなみに、昭和14年には3町で1万人を超える人口が集積する地区を形成している。
- ・戦前のまち並みを写真資料から概観すると、赤瓦の家並みを主体にした建物景観だったことが伺える。那覇市史には「各屋敷は石垣囲いで福木を植えていた。垣花は農漁村と都邑の中間的存在であった」との記述がみられる。

■旧垣花の戸数・人口表

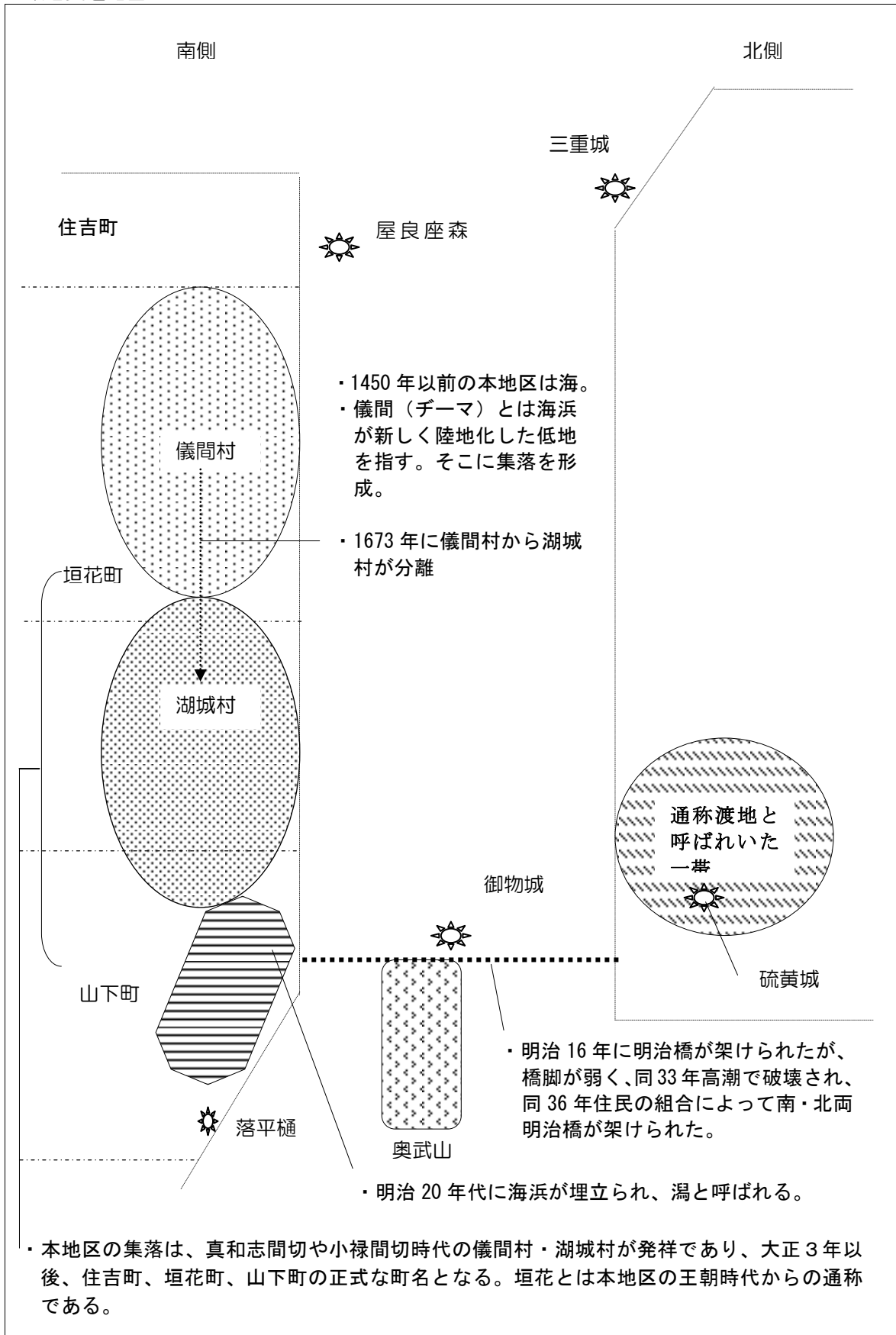
	明治 13 年 (1880 年)		明治 43 年 (1910 年)		昭和 5 年 (1930 年)		昭和 14 年 (1939 年)	
	戸数	人口	戸数	人口	戸数	人口	戸数	人口
住吉町(儀間)	341	1,649	1,157	5,994	779	3,557	854	4,891
垣花町(湖城)	295	1,503			716	2,901	853	4,049
山下町(湖城)					459	1,923	502	2,510
合計	636	3,152	1,157	5,994	1,954	8,381	2,209	11,450

資料「那覇市史」（資料編第2巻中の7）

■「垣花村跡－那覇港湾施設管理棟整備工事に伴う緊急発掘調査報告書－」概要

- 那覇市教育委員会が2003年（平成15）と2004年（平成16）年度に実施した那覇港湾施設（那覇軍港）における管理棟整備工事に係る埋蔵文化財緊急発掘調査の成果をまとめたものである。
- その中で、地区形成の在り様については、以下のような知見が得られている。
 - ・今回の調査では、層序で最も深い第五層としている琉球石灰岩の地山の標高は約1.0m～1.5mであり、海岸沿いの浅瀬に露頭する岩礁を埋め立て遺跡（集落）が構築されることが推察されている。
 - ・それは、元々、ゆるやかに傾斜を呈していた土地が、ある時期からほぼ平坦面を形成しながら、より広範囲の集落へと展開し始めていったことを推察している。
 - ・要するに、15・16世紀代に集落の基礎があり、18世紀代および18から19世紀にかけて集落域が拡大し、近代以降の村（町）へと発展する姿が見て取れる。

■集落変遷略図



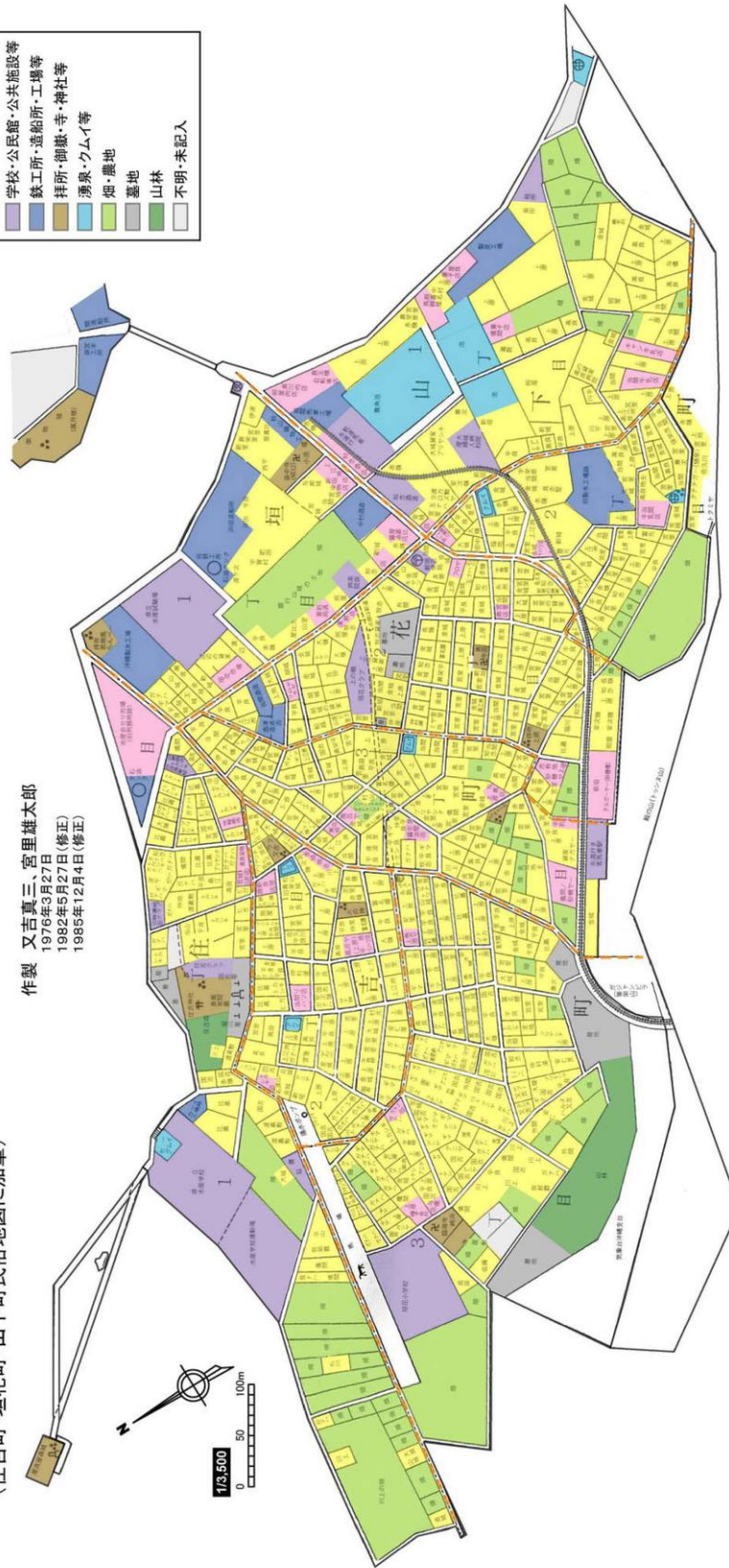
資料：「那覇港計画調査その 9（那覇港湾施設跡地利用計画調査）平成 12 年沖縄県」。一部、加筆。

白紙ページ

**住吉町・垣花町・山下町
土地利用状況図(昭和初期)**
(住吉町・垣花町・山下町民俗地図に加筆)

作製 又吉真三、宮里雄太郎
1976年3月27日
1982年5月27日(修正)
1985年12月4日(修正)

- 凡例
- 住宅
 - 商店・商業施設
 - 学校・公民館・公共施設等
 - 鉄工所・造船所・工場等
 - 拝所・御蔵・寺・神社等
 - 湧泉・クムイ等
 - 畑・農地
 - 墓地
 - 山林
 - 不明・未記入

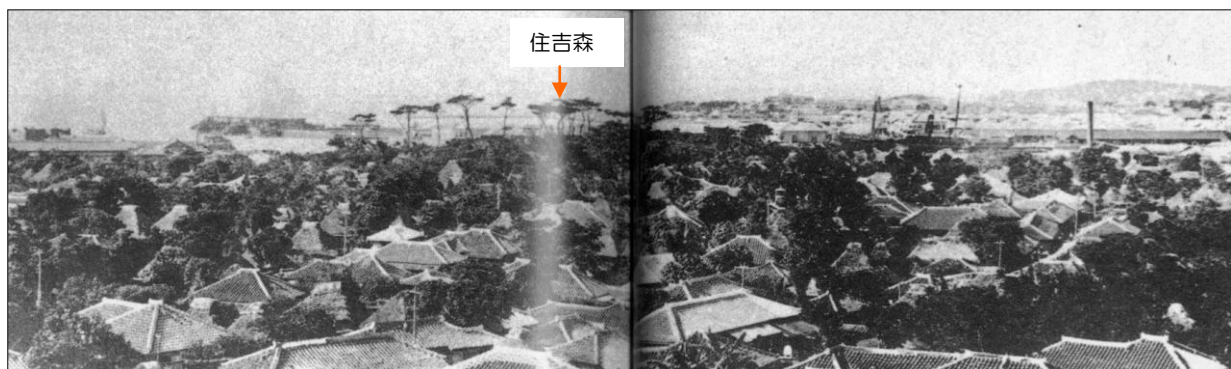


白紙ページ



○垣花のガジャンピラ辺りからみた対岸の那覇港。（手前のまち並みは住吉町一帯）

資料：「目で見る那覇・浦添の100年 写真が語る激動のふるさと一世紀」



○ガジャンピラから望む住吉町・垣花町



○ガジャンピラからみた御物城の方向（手前のまち並みは、垣花二丁目あたりか？）

資料：「望郷沖縄第3巻」



○ガジャンピラ（垣花の一角。現在的那覇飛行場に行く途中左手の丘陵）から那覇市街、那覇港、遥かに泊を望む。
資料：「那覇百年のあゆみ」



○現在的那覇軍港地区。



○戦争前の那覇港。手前が住吉町一丁目近辺。

資料：「大琉球写真帖」



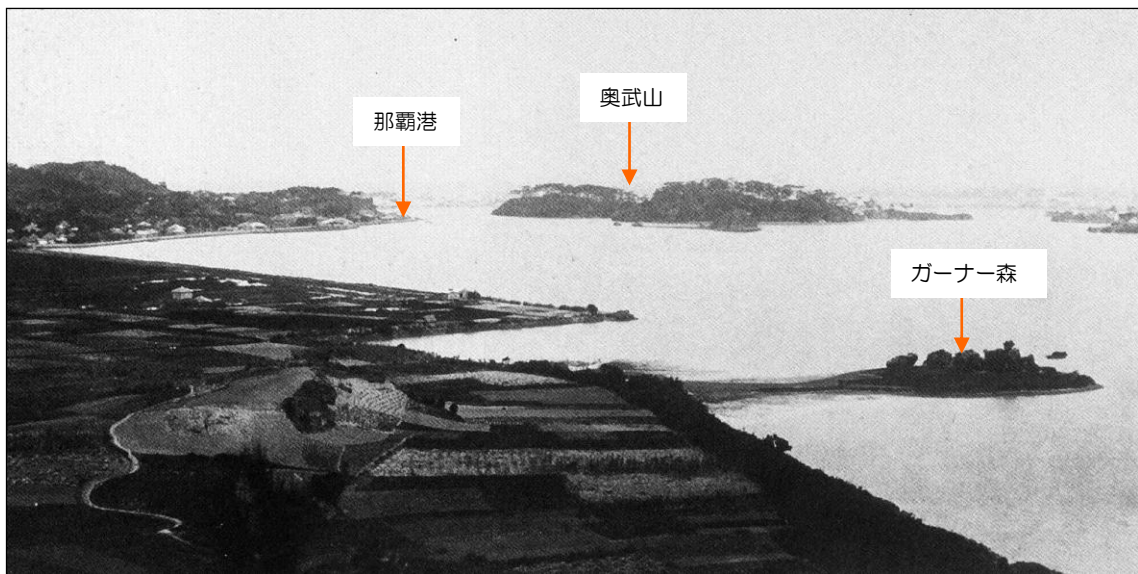
○戦争前の那覇港。手前が住吉町。屋敷林らしき樹木が確認できる。

資料：「大琉球写真帖」



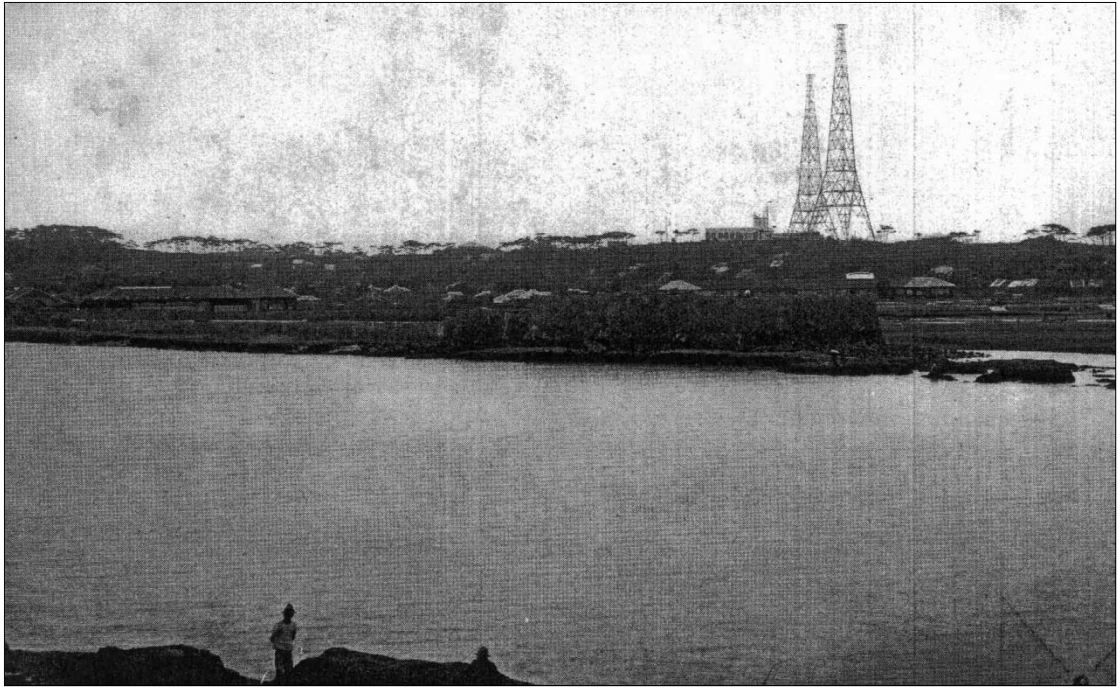
○北明治橋

資料：「目で見る那覇・浦添の100年 写真が語る激動のふるさと一世紀」

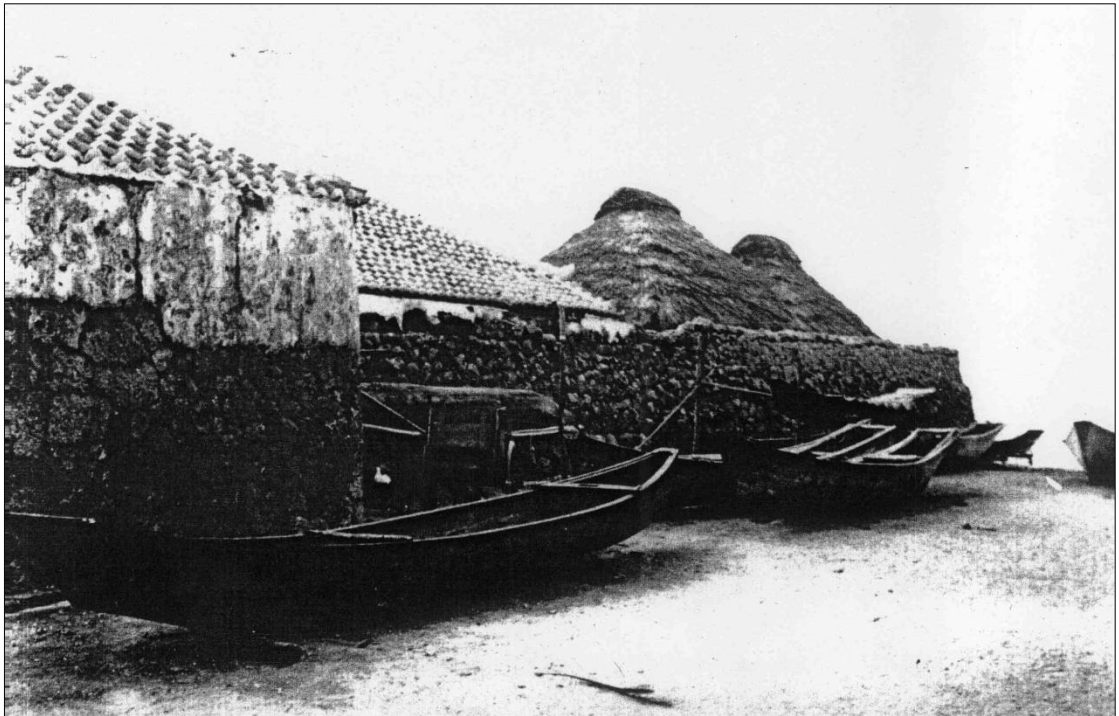


○那覇港（豊見城より）

資料：「懐かしき沖縄」



○対岸の三重城あたりからみた住吉町一帯。二基の無線塔は中央气象台那覇観測所。
資料：「目で見える那覇・浦添の100年 写真が語る激動のふるさと一世紀」



○漁村 垣花

資料：「写真集 沖縄」

（２）新たな産業振興の発祥地（イモ、糖業、琉球絨）

- ・ 垣花出身の儀間真常は、沖縄の産業の恩人と云われている。
- ・ 野国総官が中国から持ち帰ってきた甘藷（イモ）を垣花で栽培し、普及を図っている。後世の全琉球の食料事情を安定させたと云われている。野国総官への報恩祭（タンカーマチリ）を儀間村赤平で行っている。
- ・ また、薩摩から木綿種子を持ち帰り（1611 年）、木綿織りを広め、小禄・豊見城・垣花三村といわれるほどの琉球絨（うるくくんじ）の一大産地を形成し、産業の基盤を築いた。この絨は、ヤマトウ（大和物）と呼ばれた。
- ・ 次いで 1623 年には、中国福建へ村人を派遣して製糖法を習得させた。糖業発祥の地として昭和 18 年には「糖業発祥の地碑」が建立されている。

（３）生業

①住吉町

- ・ 男は、漁師、通堂仲仕、荷馬車業、築港作業人、サバニ造船（くり舟）。婦女子は、機織り、パナマ帽子編み、農業等。

②垣花町

- ・ 通堂仲仕、荷馬車業、織物業、染物業、農業等。

③山下町

- ・ 垣花とほとんど同じであるが、特徴的なものとして、砂糖樽製造、城間馬車工場、馬の蹄鉄場などがあった。



○パナマ帽を編む様子。最盛期は大正 5 年頃。
資料：「那覇百年のあゆみ」



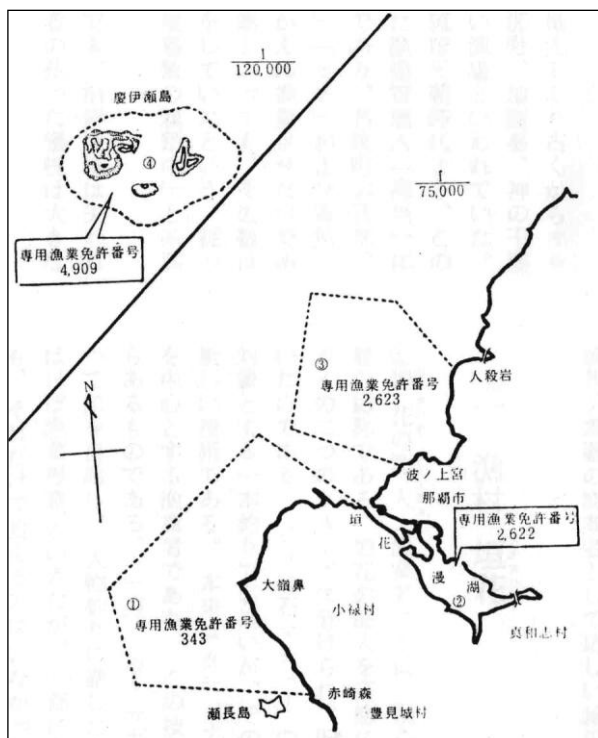
○機織り。那覇近郊の小禄、泊は機織地として有名。
資料：「那覇百年のあゆみ」



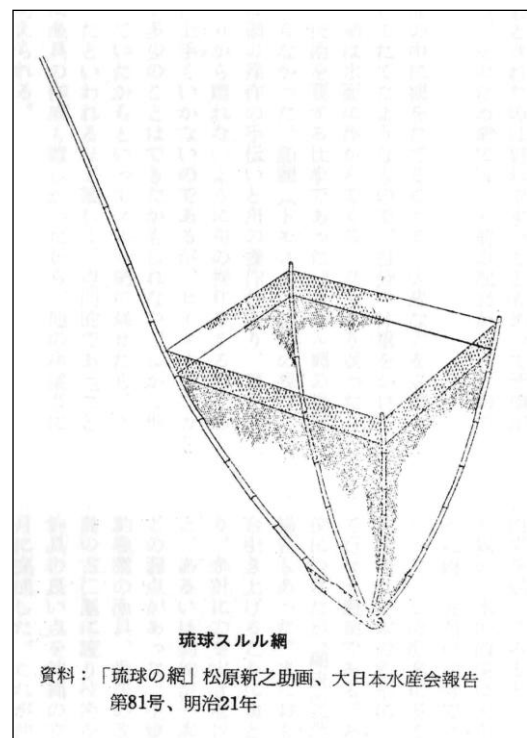
○樽皮づくり是那覇の産業の一つ。
資料：「那覇百年のあゆみ」

④漁労

- ・以下の図は、戦前の那覇の漁場図である。
- ・那覇の漁場は4箇所に設定され、専用漁業免許番号（343）は那覇市住吉町ヤラザより小禄村、豊見城村々界に至る間の地先。漁業者は、小禄村大嶺、那覇市住吉町（垣花漁業者）、小禄村具志の三者であり、大嶺と住吉町（垣花）が中心であったという。同（2622）は、漫湖である。琉球王朝の頃より、渡地網打ちと呼ばれる投網漁業者がおり港内の漁業を独占していた。同（2623）は、漁場は波之上宮から島尻郡真和志村に至る地先であり、旧泊、若狭町、西の三ヶ村より選出された漁場管理人「海当」によって行われていた。実祭にその漁場を使用したのは垣花漁業者と糸満漁業者であったという。同（4909）が、慶干瀬（チービシ）である。漁業者は、渡嘉敷間切前村との間に古くから入漁料を払って漁業をしている垣花網人衆、釣人衆、小禄間切大嶺、糸満、小禄間切湖城であったという。
- ・以上の漁場の利用などを考慮すると、垣花が那覇の漁業者として相応しい地位を占めていたとの位置づけがなされている。
- ・垣花の漁業者は、業態によって儀間とウミサガイの二つのグループに分けられる。儀間は、本来はタティナー（立て縄）とヘエーナ（延縄）を中心とするが、儀間の代表的な漁法はイシマチャー（石まき漁法）と呼ばれる底もの釣り漁法である。一方、ウミサガイはスルル網という独自の網をもって餌を自給し、大物釣りに徹した漁業者である。



○戦前那覇の漁場図。



○琉球スルル網
資料：「琉球の網」松原新之助画、大日本水産会報告
第81号、明治21年

■漁業暦

		漁法	漁期	漁獲物	魚場	備考
垣 花	釣人衆（ジマ）	1. ヘーナ (延縄又は底延縄)	秋になると中心となる → 周年 (盛漁期旧4月～10月)	タマン 瀬の魚なら何でも	慶干瀬（チー干瀬） から慶良間、残波岬 から喜屋武岬を中心 とする。冬場になると 慶良間を主として伊平 屋、伊江島、久志など の本島東海岸へ出稼ぎ 漁、一本釣りはまま深 いところ。	天気、餌、季節を考 慮して漁業種類を組 合せる。
		2. 一本釣り 石マチャー (石まき漁法) タティナー (立て縄漁法)	冬になると中心となる → (旧7月～3・4月) (盛漁期旧正月～2月)	アオマチ、マチ マチ類が90%占める		
		3. 礎漁 イザイ (鰯、鰯など) 竿釣り 小型追込網 その他	春から寒露まで 旧3月～10月 → 周年	シルイユ、ムル オオクチマチ タコ、エビ、イラブ チ、クラーグワ（イ カの小さいもの）	垣花沿岸	同年、ヘーナアを する人も多い。
						ヘーナアや一本釣 りの餌を供給する
	網人衆（サガイ）	1. スルル網 ヒチ、ヒチャグワ ー（スズメダイ） を対象とするもの スルル（キビナ ゴ）を対象とする もの	夏場中心 (旧7月～8月が主、 8月まで) 周年 (盛漁期旧5月～10 月)	アカジン、ミーバイ ソウヂ、トカキン タマン シジャー（ダツ） シビ（マグロ） 旧4月～10月	那覇周辺 伊那野、地謝嘉、神 の干瀬、慶干瀬（チ ー干瀬）など、ジマ とほぼ同じところ	餌は活餌を使う。
		2. 活餌として 手釣り 竿釣り	周年	カツオ 旧4月～7.8月		
		3. ヘーナ (延縄又は底延縄)	周年			
		4. 一本釣り	周年	ジマに同じ	ジマに同じ	サガイの中では多 くはない。

資料：「那覇市史」（資料編第2巻中の7）

（４）交通機能（対岸を含む歴史経緯、軽便鉄道、軌道馬車等）

①近世

- ・本地区は、港機能に付随しながら、陸上交通の要衝でもあった。首里から那覇を経て、小禄・豊見城・兼城・高嶺・真壁・喜屋武・摩文仁の各間切を結ぶ「島尻方西海道」の結節点であった。
- ・首里城から崇元寺橋や長虹堤を通り、渡地に至る。渡地から儀間村渡口までは渡し舟によりつながれていた。
- ・渡し舟は、伝馬船という櫓漕ぎの小舟でせいぜい十人程度しか乗れなかった。

②近代

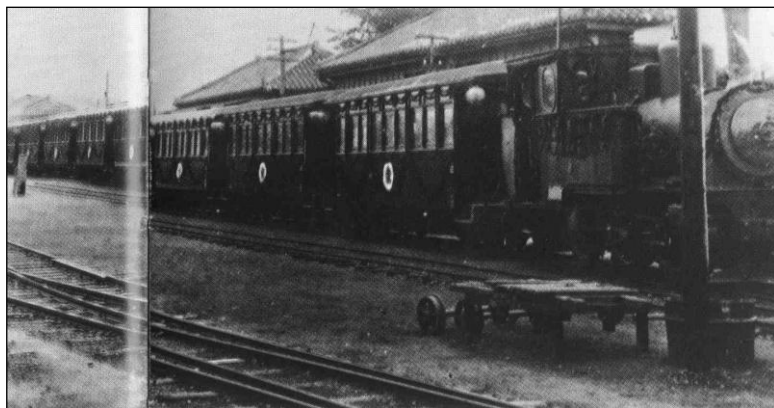
- ・明治16年（1883）に木橋の明治橋を架したのをはじめ、明治36年（1903）には南北の二橋が開通している。
- ・大正7年に、那覇（垣花）一糸満間に軌道馬車が開通している。しかしながら、第一次世界大戦後の不景気の影響を受け、開通後、2～3年で操業不振になり閉鎖している。このほか、客馬車（幌馬車）も開通していた。

③沖縄戦前

- ・大正3年（1914）に沖縄電気軌道株式会社によって、那覇市大門前から首里市山川までの約六キロ半を電車が開通した。
- ・同じく大正3年には、沖縄で初めて那覇ー与那原間の9.2キロに鉄道（軽便鉄道）が開通し、大正13年（1924）には那覇ー糸満間の軽便鉄道（14.4キロ）が開通している。

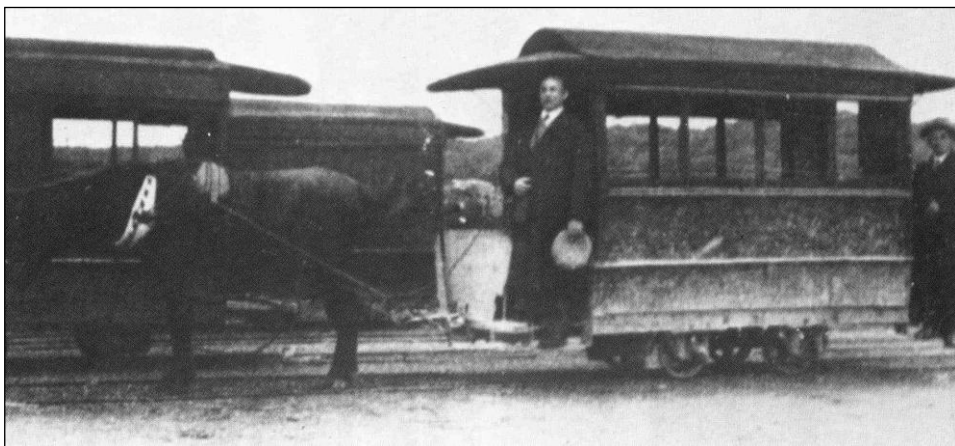


○那覇～首里城間に開通した電車。 資料：「那覇百年のあゆみ」



○軽便鉄道。

資料：「那覇百年のあゆみ」

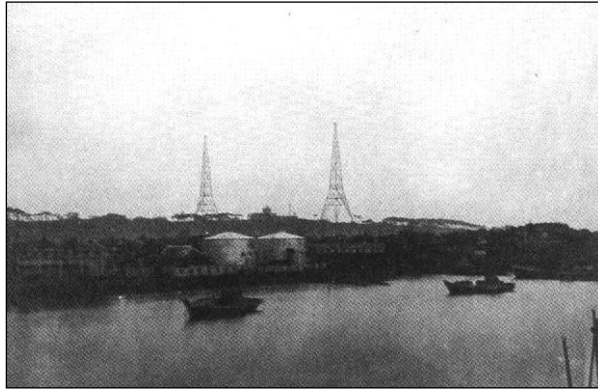


○那覇・糸満間を走った私設の軌道馬車。

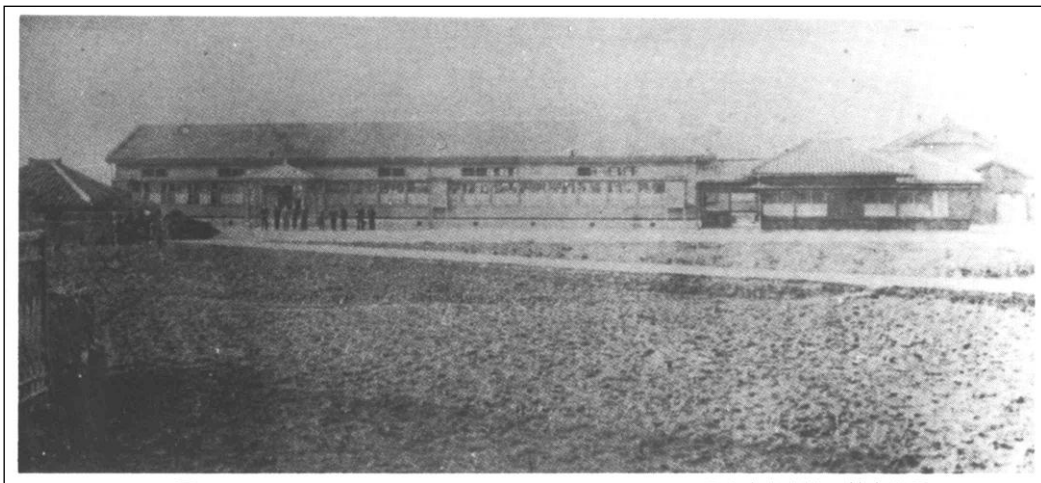
資料：「那覇百年のあゆみ」

(5) 都市機能（学校、試験場、造船所、鉄工所、市場等）

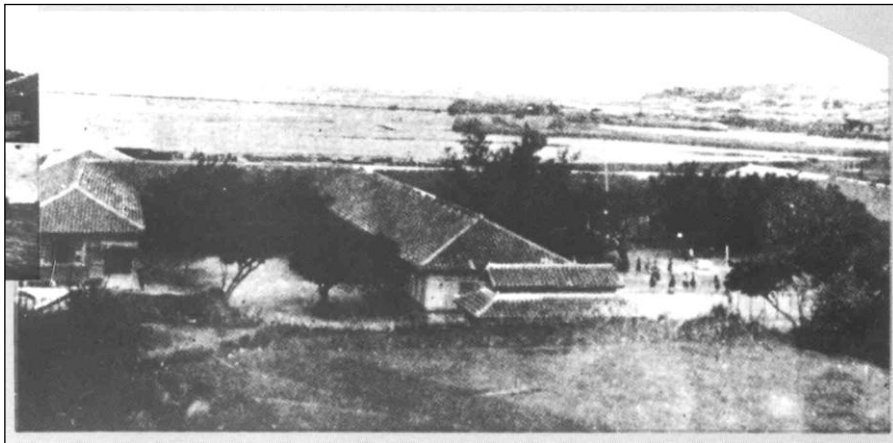
- ・港機能や陸上交通機能の充実化に相まって、本地区には県立水産試験場や郵便局、市場、病院、寺等の公共公益施設をはじめ、織物工場、造船所、製鉄所、製氷、醤油、酒造所等の事業所も数多く立地し、都市機能の集積が進んだ。
- ・垣花マチグーは、約 150 坪程度の個人所有地を使用していた。垣花マチグーだけで売っていたものにウムガー（芋皮）がある。垣花は、那覇港の労務が多く馬車持ちもいたので、馬の飼料であるウムガーがよく売れた。



○中央气象台那覇測候所（二基の無線塔） 資料：「懐かしき沖縄」



○県立水産学校



○垣花尋常小学校

資料：「懐かしき沖縄」



○沖縄県立水産学校

資料：「懐かしき沖縄」

（６）寺社等の祈りの場

①住吉神社

- ・儀間真常が薩摩から勘定したとも云われている。「住吉大明神」が鎮座し、神体は石であり、いつ頃つくられたのかは定かではない。

②袋中寺

- ・袋入上人（1552～1639）は、江戸時代の名僧。慶長8年に教えを求めて、中国（明）に渡ろうとしたが、豊臣秀吉の朝鮮征伐の影響で日本船の入国がかなわず、琉球（沖縄）に上陸。念仏の教えを国王尚寧や家臣の儀間真常らに伝えたところ、深い帰依を受け、念仏の教えが琉球に広まった。
- ・袋中上人顕彰のために昭和12年に創建されている。

③臨海寺

- ・三重城に至る海中道路（臨海堤）の途中にあったが、1908年（明治41年）築港工事のため垣花に移転した。

④善國寺

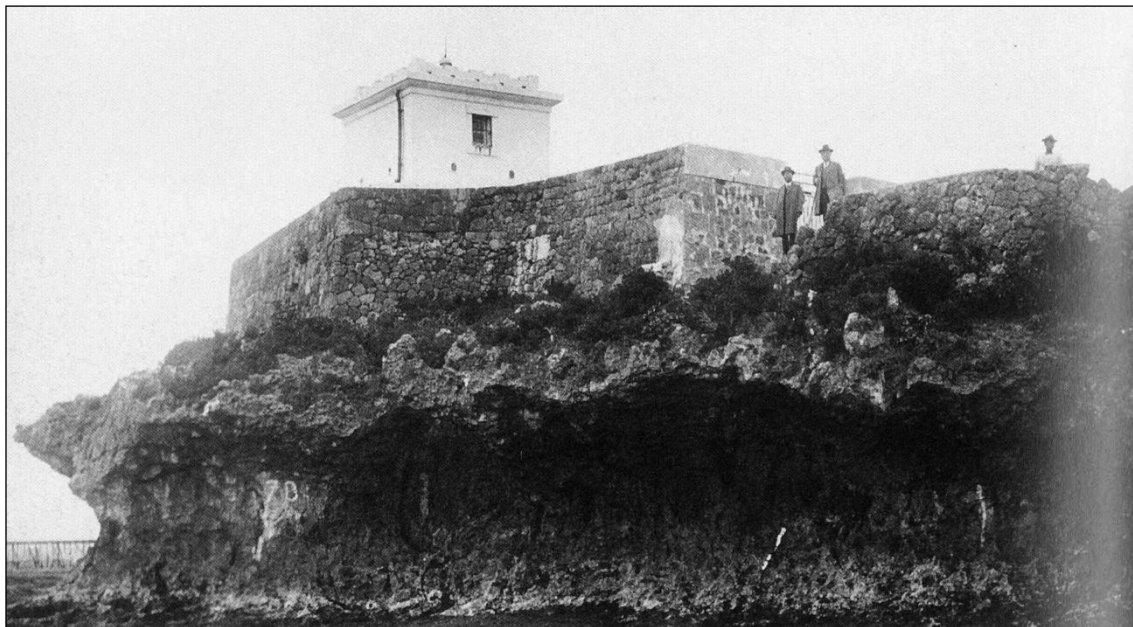
- ・不明。

（７）歴史的景観の魅力（住吉森、落平、奥武山、臨海時等）

①三重城

- ・海中道路と三重城は、中山八景の一つ「臨海潮声」に描かれている。
- ・近世以降は出ていく船を見送る地となり、琉歌にも多く詠まれている。

「三重城にのぼて手巾もちあければはやふねのならひや一目とみゆる（三重城に登って手ぬぐいを持ち上げると、船足は速くまたたくまに見えなくなってしまった）」



○三重城

資料：「懐かしき沖縄」



○臨海寺（俗称：沖の寺）

資料：「望郷沖縄第一巻」

②落平

- ・ 那覇の江の景観の一つであり、琉歌で「月に落平の水とゆる舟の歌のおもしろや那覇の湊」（月夜に落平の水を運ぶ舟人たちの歌がおもしろいのは那覇の港である）と詠まれている。



○落平の情景

資料：「懐かしき沖縄」

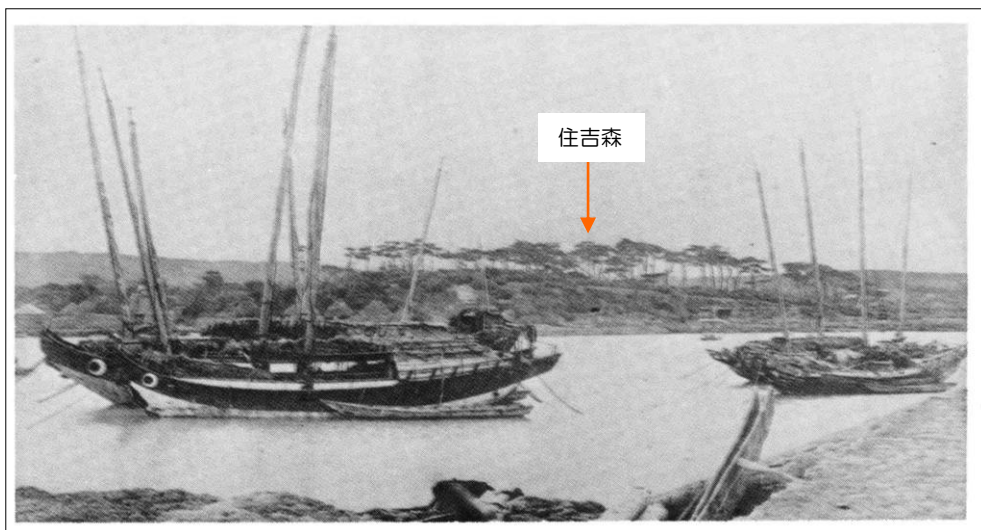
③住吉森

- ・北岸の沖宮（臨海時）と相対し、風光明媚なところとして知られ、観月の名所であった。
- ・また、首里城を遠望する景勝地でも景勝の地でもあった。
- ・沖縄戦後那覇軍港となり壊滅し、山下町の丘陵崖地に再建・移設された。
- ・数々の月見の宴が開かれ、「月やあまこまに眺めてど見ちやる浮世すみよしの秋の今宵」（琉歌全集228）、「浮世住吉の松だいにす冬や嵐吹く音ど朝夕聞きゆる」（同前2384）、「雲霧もはれて四方に照り渡る月の住吉や秋の今宵」（同前2402）など、この地を謡った琉歌も多い。冊封使は水路を船で渡って住吉森に遊んだ。



○住吉森

資料：「望郷沖縄第一巻」

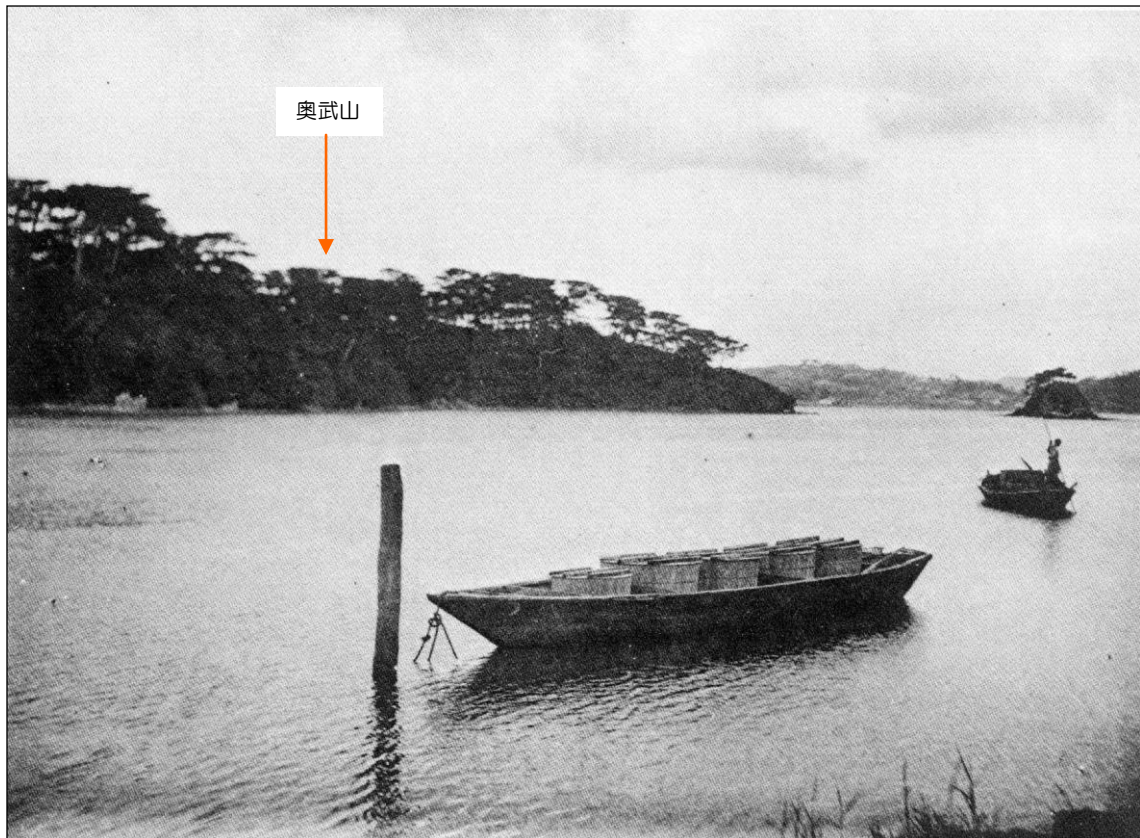


○山原船の背後に位置する住吉森。

資料：「望郷沖縄第三巻」

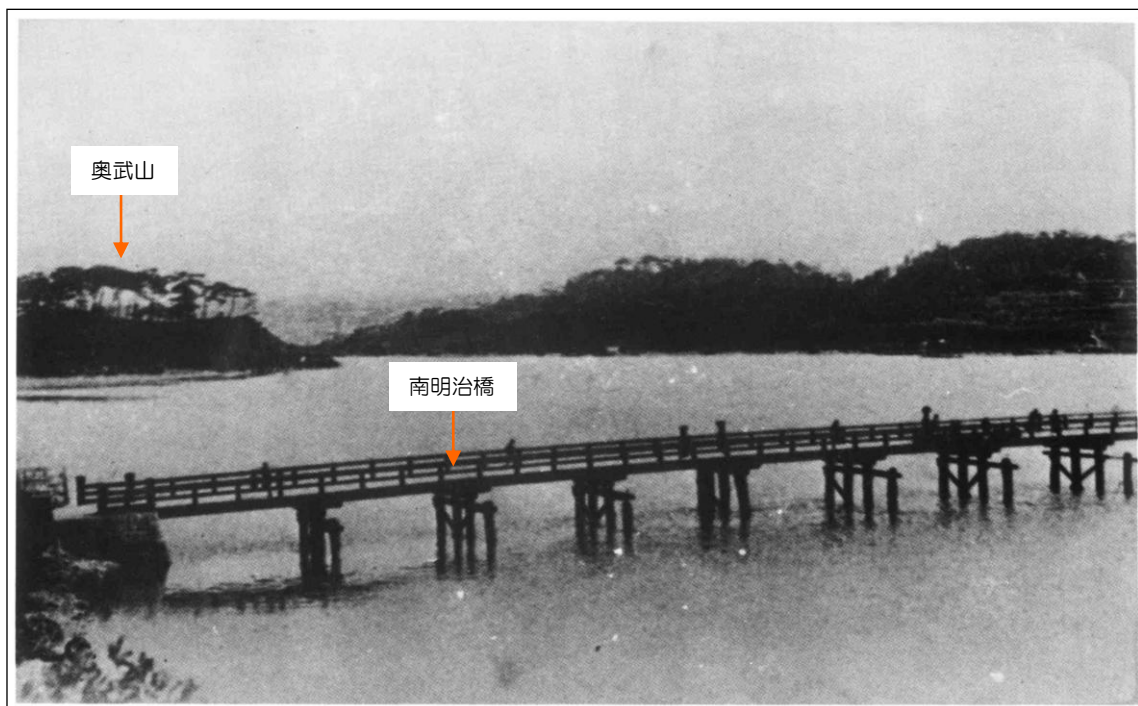
④奥武山

・中山八景の一つ「龍洞松涛」に描かれている。



○落平の水を運ぶ伝馬舟の背後に位置する奥武山。

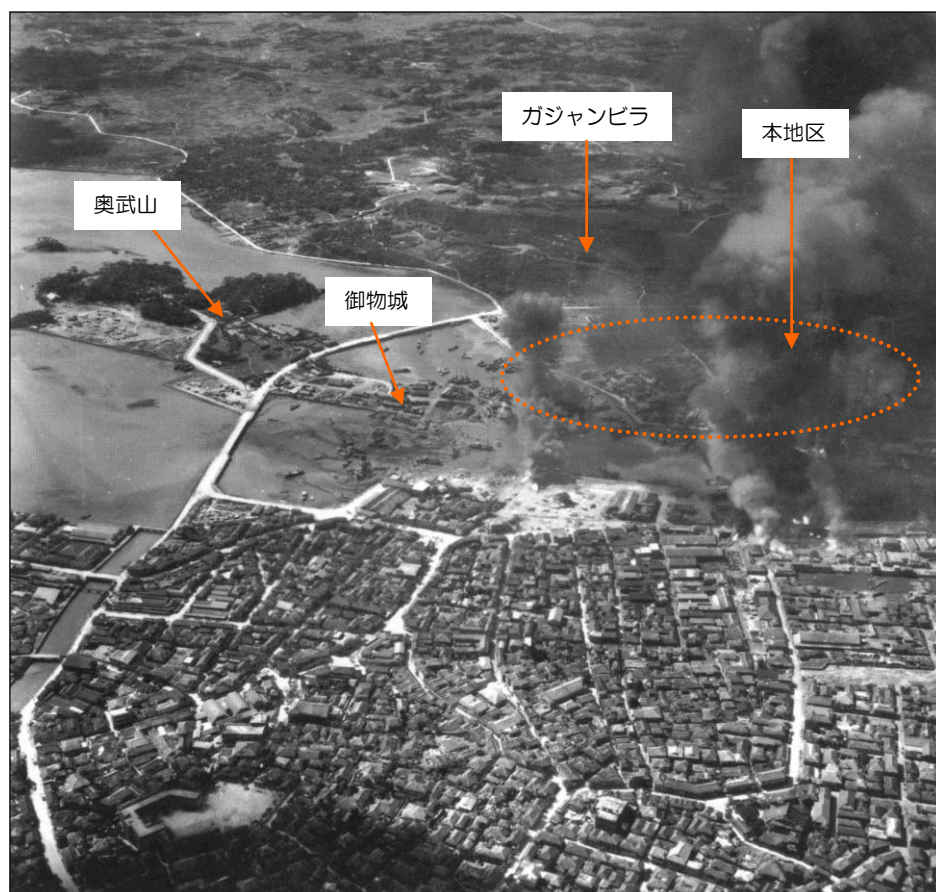
資料：「望郷沖縄第三巻」



○南明治橋

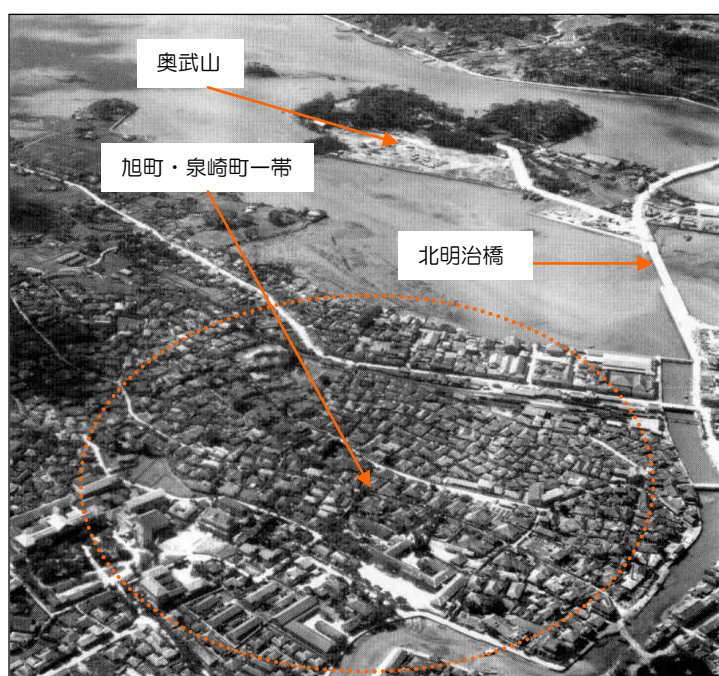
資料：「那覇百年のあゆみ」

(8) 沖縄戦前後の本地区の航空写真



○1944 年の 10・10 空襲。

資料：「写真にみる近代の沖縄」

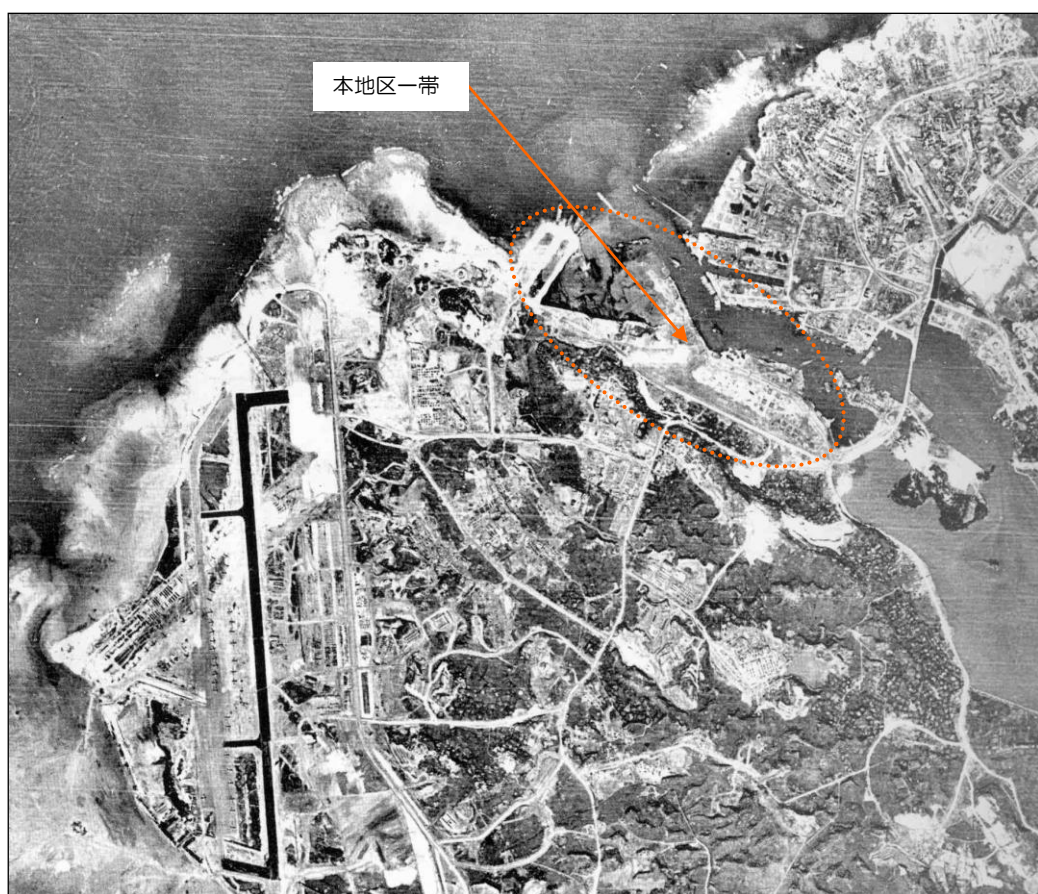


○10・10 空襲前の県庁周辺。資料：「写真にみる近代の沖縄」



○1945 年3月の航空写真。10・10 空襲により本地区を含む周辺市街地は焼失した。
本地区では垣花国民学校周辺に建物らしきものが残存していることが確認できる。

資料：「空からみた昔の沖縄」

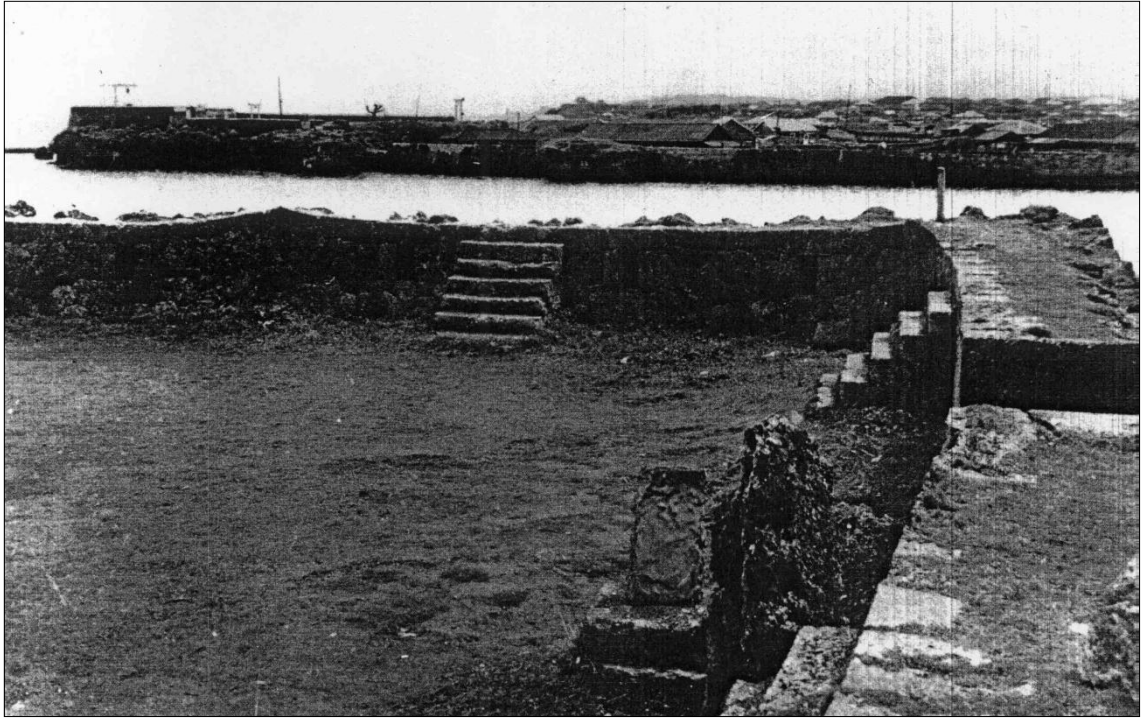


○1945 年12月の航空写真。左端の滑走路は米軍が拡張・整備した那覇空港。

本地区でも開発整備中であることが伺える。

資料：「空からみた昔の沖縄」

■その他（基礎的資料）



○屋良座森城から三重城を望む

資料：「写真集 沖縄」



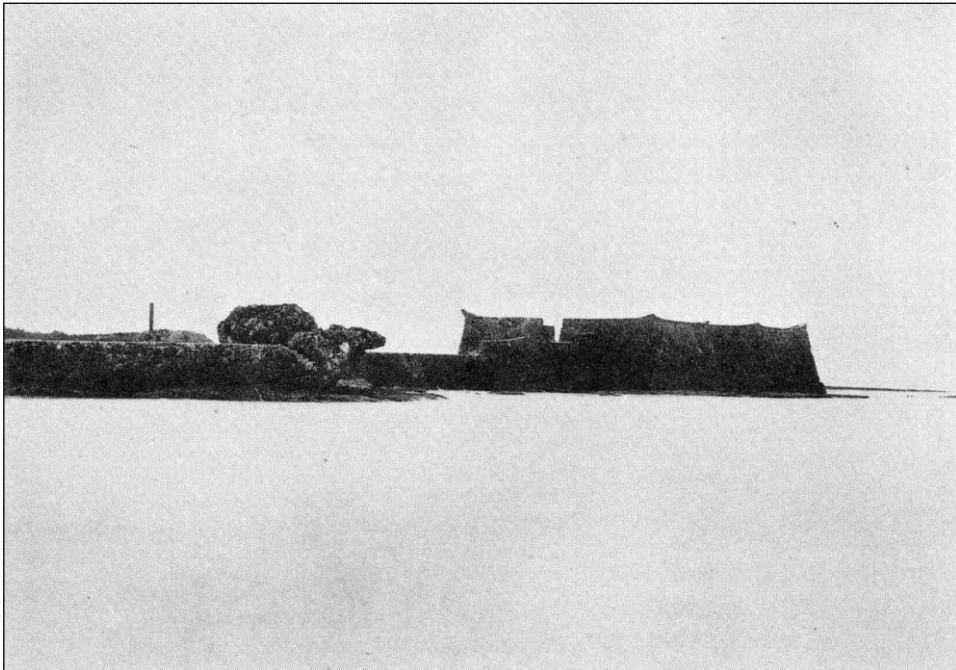
○屋良座森城

資料：「写真集 沖縄」



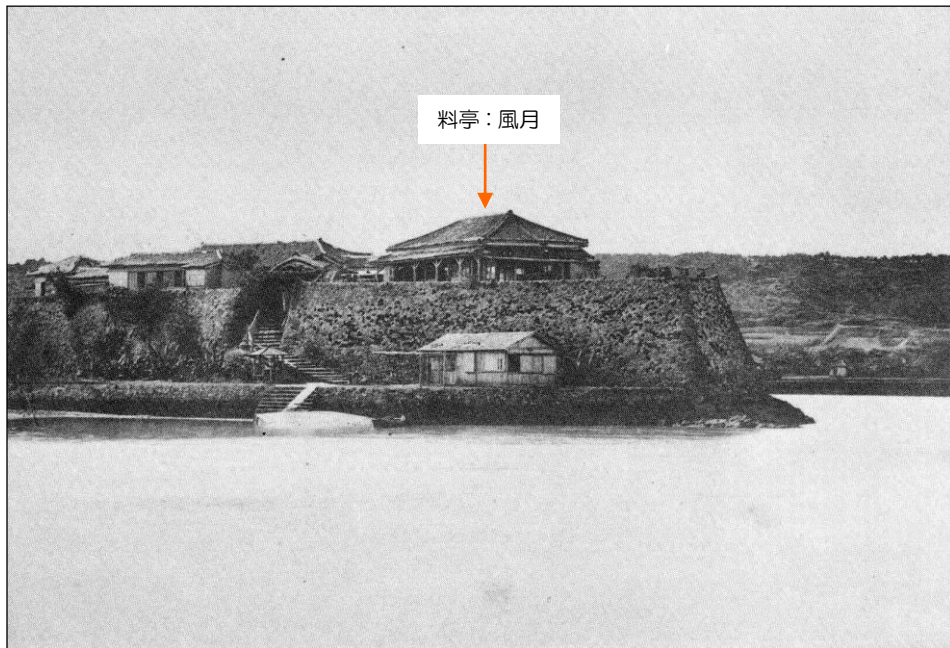
○屋良座森城

資料：「懐かしき沖縄」



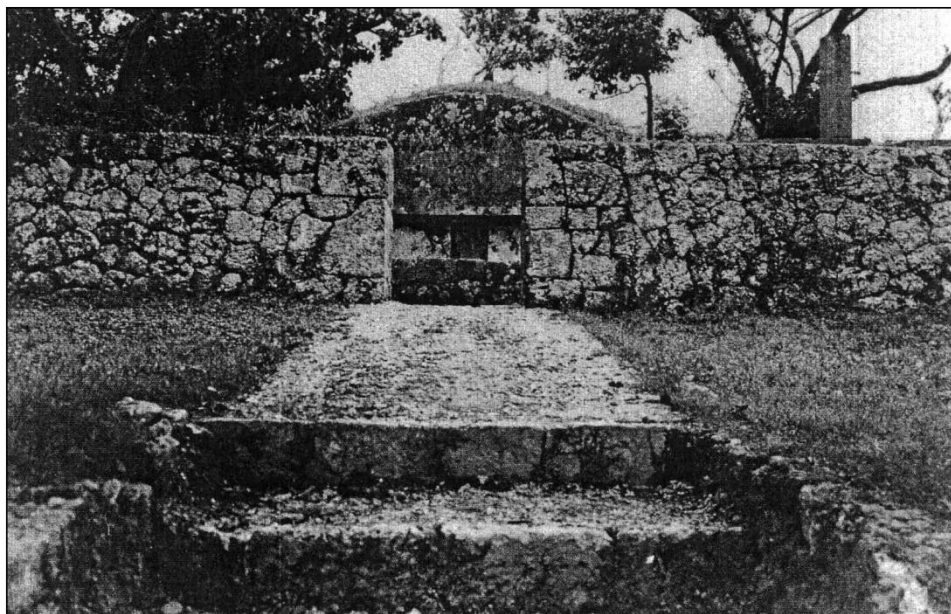
○屋良座森城

資料：「望郷沖縄第一巻」



○御物城

資料：「望郷沖縄第一巻」



○儀間真常の墓

資料：「写真集 沖縄」

2. 社会システムの変化の兆し

国と地方が協働して「国」のかたちをつくるため、平成7年の地方分権推進法の策定を踏まえ、「補完性の原則」に基づき、住民に身近な行政はできるだけ地方公共団体にゆだねることを基本にした施策体系が推進されている。

特に、政権交代後は「地域主権改革」に基づき、「基礎自治体への権限移譲」「義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大」「国の出先機関の原則廃止」「ひも付き補助金の一括交付金化」などが取組まれている。

「一括交付金化」では、沖縄県の場合、既に2011年度予算案に321億円の「沖縄振興自主戦略交付金」として計上されている。初めての試みであり、制度設計や運用面での懸念も指摘されているが、方向性としては確実に地方の知恵とやる気が試される時代に入りつつある。

以下では、国が推進している「新しい公共」の取組み、市民との協働のトップランナーといわれる横浜市の「区民提案型事業制度」の取組み、行政サービスを民間の提案で民間に移す我孫子市の「提案型公共サービス民営化制度」の取組みを紹介する。

(1) 「新しい公共」宣言

新しい公共は、以下のように提示されている。

新しい公共とは、「官」だけでなく、市民、NPO、企業等が積極的に公共的な財・サービスの提供主体となり、教育や子育て、まちづくり、介護や福祉等の身近な分野において共助の精神で行う仕組み、体制、活動など。

国は、昨年の暮れ、「新しい公共」の拡大と定着を図るため、平成22年度補正予算で「新しい公共支援事業（87.5億円）」として事業化した。事業は、「新しい公共の場づくりのためのモデル事業」と「社会イノベーション推進のためのモデル事業」からなる予定である。

「社会イノベーション推進のためのモデル事業」の実施の趣旨は以下のとおりである。

「新しい公共」宣言にうたわれている「支え合いと活気のある社会」の実現に向けて、地域の社会的な課題に対して、地域住民が主体的に参画したり、NPO等を組織して、地域のソーシャル・キャピタルを高める活動を展開していく上で、地域の特性や事情から、既存の制度の枠組みだけでは十分な活動ができない場合が存在する。

本事業は、制度・領域横断的な対応でこのような壁を突破し、既存の制度や規制の制度を乗り越えて新しい公共の力を発揮できるようにすることで、地域の諸課題の解決を図る「社会イノベーション」を推進する事業を試行し、新しい公共の取組みを拡げるものである。

■「新しい公共」宣言（平成22年6月4日）の抜粋

人々の支え合いと活気のある社会。それをつくることに向けたさまざまな当事者の自発的な協働の場が「新しい公共」である。これは、必ずしも、鳩山政権や「新しい公共」円卓会議ではじめて提示された考え方ではない。これは、古くからの日本の地域や民間の中にあったが、今や失われつつある「公共」を現代にふさわしい形で再編集し、人や地域の絆を作り直すことにほかならない。

（略）

「新しい公共」が作り出す社会は「支え合いと活気がある社会」である。すべての人に居場所と出番があり、みなが人に役立つ歓びを大切にする社会であるとともに、その中から、さまざまな新しいサービス市場が興り、活発な経済活動が展開され、その果実が社会に適正に戻ってくる事で、人々の生活が潤うという、よい循環の中で発展する社会である。

気候変動の影響が懸念される一方で、少子高齢化が進み、成熟期に入った日本

社会では、これまでのように、政府がカネとモノをどんどんつぎ込むことで社

会問題を解決することはできないし、われわれも、そのような道を選ばない。

これから、「新しい公共」によって「支え合いと活気のある」社会が出現すれば、

ソーシャルキャピタルの高い、つまり、相互信頼が高く社会コストが低い、住

民の幸せ度が高いコミュニティが形成されるであろう。さらに、つながりの中

で新しい発想による社会のイノベーションが起こり、「新しい成長」が可能とな

るであろう。

（略）

日本では昔から、「稼ぎがあって半人前、つとめを果たして半人前、両方合わせて一人前。つとめはひとさま、世間様のためにひと肌脱いで役に立つこと」といった考え方があった。現代の企業も「新し

※イノベーション

- ・ 新機軸、革新。新製品の開発、新生産方式の導入、新市場の開拓、新原料・新資源の開発、新組織の形成などによって、経済発展や景気環境がもたらされるとする概念。

（２）協働事業提案制度（横浜市）

横浜市では、平成16年を「協働元年」と位置づけ、市民と行政が真に対等な関係に立つて課題解決するための、双方の共通認識であり基盤となる「協働推進の基本方針」（平成16年7月）を策定している。

この基本方針の考えに基づき、地域課題や社会的課題を協働して解決するため、市民の発想や手法を活かした提案をもとに、提案団体と横浜市が協働で事業を企画し実施していく「協働事業提案制度モデル事業」を平成16年～18年の3年間実施している。

提案団体から事業が提案されると、要綱に則り、審査手続きが行われる。書類審査による一次審査、一次審査により選考された提案の公開によるプレゼンテーションを経て最終選考となる。

審査は、「協働によりどのように市民満足度が高まるか」を基本に、従来の公共的な事業の基準となっていた「ニーズ性」「実現性」だけでなく、「なぜ、課題解決のために協働が必要となるのか」「協働することにより相乗効果がどのように高まるのか」「協働にあたっての役割分担は妥当か」など、協働の視点を重視した審査基準となっている。ちなみに、横浜市が負担する事業経費は、1事業あたり500万円程度を限度としている。

■協働の意義

「協働事業提案制度モデル事業」には3年間で207件の提案がありました。審査を通して、改めて「協働の意義」を確認しておきたいということを、委員会としては強く感じました。

提案の中では、協働の意義を「資金」と「信用」とすることが多く見られました。そのこと自体は、事業を進めるにあたって切実な問題であり、行政が役割を担うことに意味があると考えます。その上で指摘をしたいのは、「資金」と「信用」の提供だけに終わってしまえば、ただの助成事業と大差がなく、本当に重要なことは、「市民の活動の中から発見した地域の課題を、行政に認識させ、共に解決策を考え市民の豊かな生活を実現すること」であります。

このモデル事業で実施した24の協働事業を見ても、自分たちが暮らす地域を「住みやすくしたい」「安心して暮らせるまちにしたい」という現場からの思いが原動力になっており、その思いが行政も含めた周囲の人々を巻き込んで広がっていくのだというのを感じます。協働の取組は地域に密着したものであるべきで、現場主義に基づく取組であるがゆえに、課題解決に向けて、地域の様々な主体が協働して取り組むことに意義がある、と委員会の議論の中でも改めて確認したところです。

市民にも、行政にも、協働することが目的ではなく、そのことによって、より暮らしやすい地域をつくるという目的を実現することに、協働の意義があることを強く認識してもらいたいと考えます。

「横浜市協働事業提案制度モデル事業における協働事業の実施について（提案）」（平成18年12月 横浜市協働事業提案審査委員会）

■平成 17 年度実施事業概要

NO	事業名（実施団体名）	内 容	実施区局	分野
1	関内バリアフリーマップ作戦事業（横浜ジェントルタウン倶楽部）	より使いやすい触地図の改良版を作成し、まち歩きなどを通じて、触地図の活用と周知を行います。	福祉局福祉のまちづくり課	保健・医療・福祉
2	寿町なんでも SOS 班事業（NPO 法人さなぎ達）	寿地区内で団体が実施している活動のネットワークを通じて把握される寿地区住民の福祉ニーズ等のうち、専門的支援をうける必要がある人の問題について効果的な解決を図るため、寿地区内で行政が開いている相談機関につなげます。	福祉局援護対策担当	
3	失語症者のコミュニケーション支援事業（横浜失語症会話パートナーを養成する会）	失語症会話パートナーを養成し、失語症者への支援や、市民の言語障害に対する理解を高めます。	福祉局高齢在宅支援課	
4	金沢区こころの訪問・相談事業（NPO 法人こころの電話金沢）	一人暮らし等を対象に実施している電話相談に加え、居宅訪問を実施し、相談相手・話し相手のサービスを提供します。	金沢区福祉保健課	
5	青少年による家庭育児支援・地域ネットワーク事業（NPO 法人びーのびーの）	大学生など青少年を育児家庭にボランティア派遣することにより、育児家庭への支援や青少年の居場所づくりをすすめます。	港北区サービス課	子どもの健全育成
6	港南台中央公園プレイパーク事業（港南台中央公園プレイパーク管理運営委員会）	竹林を活用したプレイパークを実施し、乳幼児親子、放課後の学童の遊び場や青少年の居場所づくりなどを進めます。	港南区区政推進課	
7	新治・森の恵み活用事業（新治市民の森愛護会）	新治市民の森の間伐材を有効活用した「森の恵み活用拠点」作りを通じて、市内の森の保全につなげます。	環境創造局環境活動事業課	環境
8	道志村水源林間伐材ハマッ子ブランド化（NPO 法人横浜ひと・まち・くらし研究会）	道志村水源林の間伐材を新しく資源（横浜のブランド）として活用することにより、横浜市民のための水源林の保全や道志村への喚起します。	まちづくり調整局施設整備課	
9	外国人民間賃貸住宅入居支援コーディネーター育成事業（NPO 法人かながわ外国人すまいサポートセンター）	外国人の民間賃貸住宅入居相談等を担う人材を育成し、円滑な住宅入居及び居住支援を図ります。	総務局国際課	国際協力
10	科学体験活動推進スタッフ発掘・養成事業（NPO 法人おもしろ科学たんけん工房）	科学を通じて生き生きした体験を子どもに継続的に提供していくため、「科学体験活動推進スタッフ」を発掘・養成します。	教育委員会生涯学課	社会教育

「横浜市協働事業提案制度モデル事業における協働事業の実施について（提案）」（平成 16 年 12 月
横浜市協働事業提案審査委員会）

（３）提案型公共サービス民営化制度（我孫子市）

我孫子市は、平成 18 年から 1,200 ほどある市のすべての事務事業について民間から民営化・民間委託に関する提案を募集する「提案型公共サービス民営化制度」を打ち出している。

第一次募集 56 件（平成 18 年）、第二次募集 6 件（平成 19 年）、第三次募集 13 件（平成 22 年）の提案を受け審査を行っている。

審査は、学識経験者や行政職員の委員のほか、提案の分野毎に選任した専門委員を加え、4 つの審査基準（独自性、市民の利益、実現性、団体能力）に基づき審査が行われている。

ちなみに、平成 22 年は、以下の 6 件の提案が採用されている。

- ① 広報の編集・発行
- ② 子ども NPO ボランティア体験
- ③ 景観形成市民啓発
- ④ 緑の講習会
- ⑤ 浄化場施設の適正な保守と更新（電気計装保守点検及び修繕）等
- ⑥ 例月現金出納検査、定期監査、決算監査、財政援助団体等に対する監査、健全化判断比率等審査

■提案型公共サービス民営化制度

すべての公共サービスを行政が担うことは不可能になりました。公共の分野を行政が独占する、あるいは支配する、という時代は終わりました。公共サービスを担う民間企業が増加し、新たな公共の担い手として登場した NPO 法人やボランティア、コミュニティビジネスなどの活躍も目覚ましいものがあります。これらの民間の主体と行政が対等の立場で協働して、民間と行政でともに担う「新しい公共」を創ることが求められています。

これからの行政の役割は、公権力を伴わなければならない仕事（必要最小限の「許認可」など）と、市民とともに定めたまちづくりの目標に向かって、あらゆる市民や企業の活動をコーディネートし、下支えしていく仕事、この二つが中心になると考えます。公共サービスを実際に提供する事業は、徹底して民間に任せていくことが必要です。

ただしこれは、すべてを市場経済に任せてしまうというわけではありません。また、公共自体を小さくしてしまって良いという意味でもありません。少子高齢社会や環境問題などを考えても、公共の果たす役割はますます大きくなるといえます。

コミュニティの中で公共サービスを担う仕組みをつくり、多様な民間の主体を育てていくことが大切です。公共を担う民間の主体を豊かにすることによって、公共サービスはより充実させつつ、スリムで効率的な市役所を実現できると考えます。

提案型公共サービス民営化制度は、市のすべての事業を公表し、民間から委託・民営化の提案を募る制度です。いただいた提案は、市民と専門家を含めて審査し、行政で実施するよりも市民にとってプラスになると判断すれば、提案に基づき民間への委託・民営化を進めます。

この制度をとおり、公共における民間と行政の役割分担を根本的に見直し、民間の創意工夫を活かすことで、充実した質の高いサービスの展開を目指します。

「我孫子市ホームページ」より

3. 地域づくりの現状について

ここでは、地域の景観美化活動を通して地域管理および地域づくりを進めている北中城村大城「大城花咲爺会」と「読谷村座喜味」、及び基地建設により古里を追われ集落再建への想いを持って活動を開始した「読谷村長田」の取り組みを紹介する。

①「大城花咲爺会」（北中城村大城）

- ・ 「大城花咲爺会」という一団体が中心になり、大城集落の地域づくりをリードしていることである。
- ・ 県道 146 号線の歩道の植栽柵や沿線の未利用地を維持管理するなど、通りすがりの来訪者に地域づくりの活動を目に見える形で情報発信している。それが、外部のそれぞれの専門家との交流の呼び水となっているところがある。例えば、沖縄県立芸術大学との地域連携事業『北中城村芸術の里「彫刻カジマヤー」計画』が挙げられる。たまたま、作業を終えたメンバーが県道沿いの「大城喫茶店」（元バス停）で休んでいるところに、県立芸術大学の関係者が通りかかり、芸術を取組んだ地域づくりに共感し、地域連帯事業に発展している。
- ・ 「ムーンライトコンサート」や「スーシグラー週末美術館」の開催など、地域ならではのイベントを企画継続している。

②読谷村座喜味

- ・ 読谷村の座喜味集落は、復帰前からの婦人会を中心に地域の清掃美化活動が開始され、それが時の経過とともに、子ども会などの地域の各種団体がムラづくり計画などを共通の指針として地域づくりに取組んでいることである。
- ・ 県道 12 号線を含む地区内の花壇作りが継続され、平成 17 年ごろからは月 2 回朝市を開催し、地域食材を活用し、安全な食生活、健康や環境を意識した地域づくりを進めている。
- ・ 人を含めた地域資源を総合的に利活用し、村内外からの集客のある朝市が定着化することにより、地域の中で小さな経済活動が芽生えつつあるといえる。

③読谷村長田

- ・ 元集落は、嘉手納弾薬庫内であり、現在は集落移転先で居住している。
- ・ 戦前の集落復元図を作成し、若い世代へ地域の証を記憶継承する試みを行っている。

1)「大城花咲爺会」(北中城村大城)

大城花咲爺会は、大城集落の景観美化に取り組む 55 歳以上の男子からなる地域組織である。世界遺産の中城城跡の麓に立地する大城集落を「花と緑に囲まれた芸術の里づくり」との将来像を掲げ、地域の緑化を通して文化遺産を抱える地域にふさわしい景観づくりに取り組んでいる事例である。

(1) 設立の経緯

昭和 60 年頃、隣の荻道集落で「樹木に名称標示(プレート設置)」を県のモデル事業として行っていた。このような取り組みを村としても発展させるため、昭和 62 年に「北中城村景観美化促進委員会条例」を策定し、景観美化活動に取り組む気運が高まった。実際に村内の美化マップの作成、樹木の苗床の設置など、施策の展開も進めていたが、その後、村全体としての動きは停滞気味になった。

その後、村により平成 6 年～9 年にわたって「古城周辺歴史的景観整備事業の基本計画および実施計画」が実施された。計画づくりは、4 部会のワークショップ形式による住民参加で行われ、今後の地域づくりの枠組みと住民の参加意識に大きな影響を与えた。

平成 9 年、村の観光地修景緑化事業として、ランの苗 8,000 本を植える事業を区民総出で三カ月をかけて植えた。その後、どこが管理していくのか、課題となっていた。

平成 11 年には、中城城跡が世界文化遺産に推薦されたのを受け、村は大城・荻道地域を城跡の景観を維持するバッファゾーンと位置づけ、「古城周辺景観協定」を制定した。

このような流れの中で、ゴルフコンペの懇談会の酒の席で「中村家を中心として、集落全体を花や緑で埋めるとすばらしい景観が作り出せるのではないか」という話題から平成 11 年に「大城花咲爺会」は結成されている。

その後、平成 13 年には、「大城花咲爺会」によって作成された「大城の地域づくり構想」が区民総会で採択され、区内の一つの組織として認めてもらい、会の考え方が区民に共有された。

■設立経緯

	事 項	備 考
昭和 62 年	景観を意識した取り組み開始。	「北中城村景観美化促進委員会条例」等制定
平成 6 年度 ～9 年度	古城周辺歴史的景観整備事業の基本計画および実施設計に携わる	大城・荻道住民代表 20 名 生活環境、歴史・文化、緑化景観、 遊び場・広場の 4 部会設置
平成 9 年	ランの苗 8,000 本を区民総出で植樹	維持管理が課題となる
平成 11 年	古城周辺景観協定を村と締結	建物の高さ、建築物や野外広告物 等の形態・意匠等
平成 11 年	大城花咲爺会結成	55 歳以上の男子
平成 13 年	花咲爺会で作成された「大城の地域づくり構想」が区民総会で採択される	地域組織として区民が認知

(2) 活動の概要

県道 146 号線 (1,250m) の歩道の植栽樹や集落内の花壇の手入れ、ミニ公園の維持管理などを第 1 と第 3 日曜日の定例活動日に行っている。また、会員個々人の判断で、定例日以外でも随時活動がなされている。

梅雨明けの 6 月下旬から 7 月初旬の満月の頃に、アマチュアの演奏家による野外コンサートを開催し、今年で 9 回目を数える。

また、区民総参加による「スーシグワー週末美術館」を開催し、区民からプロの作品まで展示している。その時には、協力がもらえる家には「オープンガーデン」として、庭の散策もできる。

「健康づくりシンポジウム」や「世界遺産ふるさとづくりシンポジウム」などのシンポジウム開催もこれまで 3 回実施した。

■活動概要

	事 項
①	・定例活動（第 1、第 3 日曜日）
②	・ムーンライトコンサート
③	・スーシグワー週末美術館
④	・シンポジウム開催

(3) 外部の評価

平成 11 年 10 月発足間もない平成 13 年には、全国的に権威のある「ふるさとづくり賞」を受けたことは、今後の会の活動にとって大きな励みになり、その後、毎年のように数々の賞を受賞している。

また、活動の主旨に賛同した沖縄県立芸術大学では平成 16 年に『大城芸術の里「彫刻力ジマヤー」計画』を決定し、10 年間で 99 点の作品を寄贈展示する予定である。

■活動に対する受賞

	事 項
平成 13 年	(財)あしたの日本を創る協会主催「ふるさとづくり大賞」地域振興奨励賞
平成 14 年	社団法人日本観光協会主催の「花の観光地づくり大賞」
平成 14 年	緑化功労者表彰（沖縄県知事）
平成 15 年	「沖縄ふるさと百選」認定
平成 17 年	社団法人全国ウォーキング協会等が主催する「美しい日本の歩きたくなる道 500 選」に選ばれる。
平成 17 年	「沖縄花のカーニバル」のモデル地区に指定
平成 18 年	沖縄県文化協会団体賞
平成 19 年	琉球新報活動賞
平成 20 年	タイムス地域貢献賞
平成 21 年	道路愛護功労者 国土交通大臣賞

（４）古城周辺景観協定など村行政との協働

行政の熱意もあり、大城・荻道の両地区と「古城周辺景観協定」が結ばれたが、これまでに赤瓦で建てられた建物が９棟ある。赤瓦を取り入れた建物には、工事費の２分の１以内で７５万円を上限に助成している。

公民館も建替えの際は、赤瓦屋根にしている。公民館周辺の広場、個人敷地の石垣修景なども村の事業で取組まれており、「花と緑に囲まれた芸術の里」づくりの基本方向に向かって、行政と区、区民が協働して取組んでいる。

■古城周辺地区景観協定

主な項目	景観協定の基準
建築してはならない建築物	・危険物の貯蔵処理施設 ・畜舎 ・ボーリング場、ゴルフ練習場、バッティング場、パチンコ等の遊技場 ・カラオケボックス ・その他、地区の美観を著しく損なう施設
建築物の高さ	・３階以下かつ１２ｍ以内
建築物の壁面の位置の制限	・建築物の外壁又は柱面の位置は、道路境界より１．５ｍ、隣地境界線より１ｍ以上後退した位置とする。ただし、土地の狭隘、形状等により基準に則し難いときは、これに配慮することとする。 ・出窓、ベランダ、外階段、受水槽等については、建築物の外壁の制限に準ずるものとする。
建築物の形態又は意匠の制限	・庇の先端の位置は、道路の境界線および隣地境界線より０．５ｍ以上後退した位置とする。 ・建築物の壁面は、淡い色を基調として、周囲の景観を損なわないものとする。 ・建築物の屋根は、できるだけ琉球瓦を用いるよう努める。
野外広告物等の形態又は意匠の制限	・広告塔、広告板（ネオン等も含む）は、次に掲げる要件に該当するものとするが、設置はできる限り自粛する。 イ．自己の用に供するもの、屋根および道路に突出しないもの ロ．広告塔は、巾１．２ｍ、長さ５ｍ以内のもの ハ．広告板は、巾１．２ｍ、長さ５ｍ以内のもの 二．看板等の素材は、集落景観との調和に配慮し、できる限り木などの自然素材を使用する。また、色については、無彩色または茶系統を原則とする。 ・自動販売機等の屋外への設置は、できる限り控える。設置する場合は木目調などの地味な外装のものをを用いるか、あるいは、目立たないよう周囲を木枠等で囲んで設置する。
空き地の利用や柵等の構造について	・未利用施設、遊休農地、廃屋等を放置することにより、家並みが荒れたイメージとならないよう配慮する。 ・沿道の未利用地、遊休農地、廃屋等の目につきやすい場所に産業廃棄物（廃車、廃材等）や粗大ゴミ等を放置しないようにする。 ・柵等の構造は、次に掲げるものとする。 イ．生け垣、鉄柵等 ロ．高さは、敷地面より１．５ｍ以下のものとする。 ハ．柵としてコンクリートブロック等を設置する場合には、高さは１ｍ以下とする。
敷地面積の最低限度	・敷地面積の最低限度を１６５㎡とする。 - ただし、協定締結の日においてこの要件に満たない土地については、この限りではない。

（５）今後の展開

①活動継続の秘訣

人それぞれの考えがあるので、花や緑が好きな人が自主的に参加することを基本としている。汗をかいた後のビールを飲みながら、夢を語り、できることから取組んでいる。「活動を強要せず、協力者が少ないことをもって相手を批判しないこと」、「応援団の力を借りること」、「外部の評価を受けること」を活動の継続のベースとしている。

②外部の知恵の活用

人口 400 人弱の小さな集落であることから、多彩な応援団をつくっている。例えば、区民のシーサーづくりには、瓦職人のプロが教え、取組みに賛同した県立芸大の「彫刻カジマヤー計画」（2009 年 11 月現在 58 点が展示されている）も大きな応援団といえる。また、「沖縄花のカーニバル」の関係では、ある造園業者との付き合いで、結婚式や展示場から回収されるラン等の鉢物を、本来であれば処分されるものを会で引き取り、会員で専門性を持ったものの手で再生し、県道沿いで利活用している。これらも大きな応援団となっている。

③新たな展開

地域安全マップづくりで先進的な取組みを行っている愛媛県松山市久米地区との相互交流も始まっている。地域安全まちづくりの専門家とのつながりなどで、お互いの地を訪れる交流事業を進めている。

④関係性の大切さ

約 700 坪の畑を借地し、現在、ジャガイモを栽培している。収穫したものは、応援団に届ける計画をもっている。まだ、心と心の義理人情をもった世代が会員であることのあかしとなっている。

応援団をつくることも、人と人との出会いを生かすのも、ここというチャンスの好機を逃さないことが重要であるという。



○県道 146 号線沿いの彫刻と花壇



○県道 146 号沿いの民地部分の彫刻とラン



○県道沿いの擁壁のブーゲンビリアによる修景



○廃棄処分されるランを引取り再生し活用。



○県道沿い民地部へのランの植栽



○同 左



○県道沿いのアガリヌカーの花壇による修景



○集落内の道路残地へのランの植栽



○スーシグワ weekend 美術館（中村家前での陶芸市）



○公民館隣広場の彫刻設置



○スーシグワ weekend 美術館でのオープンガーデン



○オープンガーデンでのおもてなし(お茶、黒砂糖)

2) 読谷村座喜味集落

座喜味は、座喜味城跡の位置する丘陵地の南斜面地に立地し、人口約 1,600 人、世帯数約 500 戸の集落である。

婦人会をはじめ、子供会、各グループ、個人による集落美化、緑化活動が継続的に行なわれており、多様な主体が「ムラづくり計画」の基本方向を共有し、地域づくりに取り組んでいる事例である。

(1) 読谷村の花壇登録制度

読谷村では、独自に苗畑を確保し、年間を通して緑化木や花苗の生産を行い、村民への供給体制を整えている。年6回の配付があり、気候条件による生育状況にもよるが、一回あたり2万本を供給している。

平成4年からはじめられた花壇登録は年々充実し、現在、村全体では220件が登録され、団体が69件、個人が151件となっている。

その中で、座喜味集落では、婦人会を中心に公民館、各グループ、事業所、個人により、19箇所が登録されている（座喜味公民館記念誌&ガイドブック）

ちなみに、県道12号線沿いには、7箇所の花壇登録がなされている。

■座喜味集落内登録花壇

	登録花壇		登録花壇
①	一班婦人会花園	⑪	サミット園
②	二班婦人会花園	⑫	ナーカヌカー園
③	三班婦人会花園	⑬	昭三会園
④	四班婦人会花園	⑭	ブーゲンビレア通り
⑤	五班婦人会花園	⑮	島袋正昭園
⑥	カジマヤー園	⑯	島袋正栄園
⑦	キジャマガー園	⑰	比嘉房雄氏管理イパー通り
⑧	長浜小園	⑱	喜友（つつじヶ丘園）
⑨	操園	⑲	松田敬子管理花園
⑩	西座喜味園		

(2) 座喜味における緑化活動の経緯

座喜味における集落景観づくりは、昭和30年代の後半、婦人会による班ごとの空き地への花壇づくりが始まりと云われている。その後、昭和51年の農村基盤整備事業導入により、集落整備や土地改良が進み、伝統文化などの地域資源を活かした地域づくりが進展していく。昭和62年には、これまでの特色ある地域づくりが評価され、国土庁主催の第2回農村アメニティコンクールにおいて国土庁長官賞を受賞する。

平成3年には「環境を守る婦人の会」が11名で発足し、空き缶拾いや集落の清掃などの環境美化運動に取り組んでいる。その活動は、その後、青年会、子供育成会、伝統芸能保全会など、区の各種団体に波及し、区民全体の環境美化運動として定着していく。

ちなみに、「環境を守る婦人の会」の活動のユニークなところは、空き缶の収益金や財団などから得る助成金を地域に還元していることである。ディサービス活動費、公民館案内

板建設費、サワフジ苗などの寄付を行っている。

■景観美化活動における実績

	事 項
昭和 51 年	読谷村婦人会より第 5 回美化コンクール優秀賞表彰
昭和 55 年	// 第 9 回美化コンクール優秀賞表彰
平成 58 年	沖縄県婦人連合会より第 13 回美化コンクール最優秀賞受賞
平成 62 年	国土庁主催第 2 回アメニティーコンクール優秀賞受賞
平成 6 年	島袋正栄氏（下又百佐）緑化で建設大臣賞表彰
平成 7 年	全沖縄美化コンクールにおいて県知事賞受賞
平成 8 年	県経済同友会より景観推進賞受賞（婦人会）
平成 9 年	緑化コンクールで建設大臣賞受賞
平成 12 年	婦人会美化清掃で建設大臣表彰
平成 12 年	島袋正昭氏（五男後島袋小新屋）緑化で県知事、建設大臣表彰
平成 12 年	全沖縄美化コンクールにおいて二度目の県知事賞受賞
平成 12 年	緑化で嘉手納警察署長受賞
平成 13 年	1949 会（イーグシク）総合事務局緑化感謝状受賞
平成 16 年	環境を守る婦人の会 農林水産大臣賞受賞（イキイキシニア活動）
平成 16 年	沖縄県都市緑化功労表彰（沖縄県知事賞）
平成 17 年度	「沖縄、ふるさと百選」認定。座喜味城と花で迎えるふるさとづくり
平成 21 年	県都市緑化月間「亜熱帯緑化事例発表」において婦人会長、真栄田勝子さんが最優秀賞受賞

（３）「ムラづくり計画」による集落全体としての取組み

平成 7 年に「ムラづくり計画」（中部普及所指導事業）が策定されている。ムラづくり計画は、5 部会からなり、第一部会「ヌチ花のザキミづくり」、第 2 部会「島まるみの瓦茶屋づくり」、第 3 部会「ジンジンとタナガーの川づくり」、第 4 部会「風水のしまづくり」、第 5 部会「人情豊かな環境と文化づくり」からなる。それぞれの部会における計画は、短期（1 年～5 年）、中期（5 年～10 年）、長期（10 年～）とのスケジュール区分により、計画され、座喜味の集落づくりの基本的な方向性を区民全体で共有し、将来像の実現を目指している。

計画の中では、集落の住環境の向上や歴史遺産の活用のあり方、自然環境の保全などの具体的な取組みが網羅されており、この 10 年間で実施された計画も多い。

ムラづくり計画

ヌチ花のザキミづくり

第1部会（与儀優、仲宗根ルイ子、比嘉房雄、島袋正栄、比嘉正一）

	事 項
短期 （1年～5年）	1.各屋敷内への花植え。 2.各屋敷周りの花植え。 3.県道、村道の花植え。 4.公民館前通りの花壇の充実化 5.現在県道、村道沿いにある花壇の管理方法。 6.花の苗生産体制の確立。 7.花壇や緑化コンクールを行う。 8.部落内を点検し、花壇地図を作成する（村へ花壇登録申請をする）。 9.灌水の施設。 10.座喜味の花や木を決める。
中期 （5年～10年）	1.トーガーから座喜味城跡へ続くフラワーロードをつくる。 2.トーガーのイパー通りの充実化（除草、肥料）。 3.栄え通りに花木を植える等。 4.名木、巨木、老木の調査。 5.県道沿いのガードレールへの花の植栽。
長期 （10年～）	1.井（カー）の公園化。

島まるみの瓦茶屋づくり

第2部会（島袋朝男、比嘉光雄、仲宗根求、松田敬子、比嘉純輝）

短期 （1年～5年）	計画を作成するに当たって、『島まるみの瓦屋』は<u>歴史的財産（文化財）である</u>ということをお大前提に意見交換をしました。 つまり、私達は『瓦屋の持つ歴史的情報を失うことなく後世に受け継ぐように計画を配慮すべきである』と考えている。計画の種別では、次の三つの事柄が浮かび上がった。 1.修復整備 2.維持管理 3.活用
1.修復整備 について	直面する課題として、<u>修復整備の急務がある。</u> 修復整備には組織 方法 それ相当な予算が必要である。部会では、もちろん、急務と考えたが、短期計画の前半（1年～3年）に準備計画を、後半（4年～5年）に具体的な修復整備計画、修復整備の実施と考えざるを得なかった。
2.維持管理	現在の維持管理は、公民館や老人会による清掃などがすでに実施されている。維持管理については、1年度から速やかに老人会を中心に、何らかの有志を募って出来ないものか考えている。ただ、単調な維持管理だけでは長続きしないので、瓦屋で1年度からも、すぐにできる催しを行い、活用し、瓦屋に区民が集まる雰囲気づくりが必要である。将来、修復整備が完成したあかつきには、維持管理体制、維持管理規定、維持管理予算など十分な対応ができるよう配慮すべきである。
3.活用	活用については、瓦屋の歴史情報を失うことのない活用法、瓦屋にふさわしい活用法を念頭にしたい。活用の時期については、『今すぐに活用すべき』と考える。ここ当面、屋内の使用はできないので、庭を中心に活用していく。この活用は、将来実施される修復整備の啓蒙、準備の雰囲気づくり、意義を表現するうえでも、短期計画の前半部でも重要である。 将来は、夢ではあるが、修復完了祝賀会を契機に、例えば『島まるみの瓦屋まつり』などと銘打ち島まるみの瓦屋を中心とした何らかの大きな活用のまつりに盛り上げていくことができないか検討していただきたい。 そのためにも、区民の今からの活用の取組が必要とされる。

ジンジンとタナガーの川づくり

第3部会（喜友名昇、島袋秀光、知花清盛、新田一男、島袋安子）

	事 項
短期 （1年～5年）	ティランカー周辺の川辺の整備、特に3班上流より流れ落ちる滝の形成をし、ライトアップ等を施し、栄え通りから、滝壺へ下りられるように道を作り、2つのニープガーの水を利用した人工池を作りベンチ等を設置する。※マンホールはしの改良。※EM活用の研究。
中期 （5年～10年）	ミーガーの前の広場へ大木を植栽し滝壺より流れる水を利用し、児童公園辺りへつなげ、せせらぎの聞こえる川辺を復活し、緑豊かなジンジンとタナガーの住む川づくり。
長期 （10年～）	各家庭への化学合成洗剤の無使用と河川への流れ込む下水道の整備。座喜味城西側河川を始め現在（川平波平）後ろの河川を整備し、児童公園河川沿いへ合流し、サーク、ラッチンガー沿いへと進み、ダム周辺へと合流、その間全て大木を植栽し座喜味集落を水と緑で囲みジンジン、カニ、タナガー、フナ、その他多くの小動植物が生息し遊歩道を散策しながら森林浴と学習研究のできる村造り。※昆虫パーク、昆虫博物館等の建設。※サクラ公園の建設。その他 各班カー周辺の公園化。

風水のしまづくり

第4部会（島袋義信、山内猛、山内弘、松田善徳、長浜美枝子）

	事 項
短期 （1年～5年）	1.公民館面側に旗立松の植樹。 2.神アサギ敷地にガジュマルの植樹。 ※要望として、適当な現物の提出および発見方をお願いします。
中期 （5年～10年）	1.年次計画として、場所を選定して実施していく。（カー11 聖水の復活） 2.各戸（各屋敷）、道路沿いへの花木植栽。 3.里道沿いの生垣化
長期 （10年～）	1.細街路指定（認定）をしていく。 2.歩道公園。

人情豊かな環境と文化づくり

第5部会（山城正輝、比嘉光雄、當山操、長浜功勇、山内節子）

	事 項
短期 （1年～5年）	1.道路名命名。 2.コミュニティ道路申請計画。（年間3本） 3.小カーブミラー（友の会依頼） 4.屋根付きバス停（島袋商店側） 5.ナーカヌカー、トーガー間ガードレールノ設置 6.公民館東側排水口蓋設置。 7.御嶽（13ヶ所）清掃体制。 8.舞踊松竹梅、万才、継承。 9.道標設置（年間5個位） 10.空缶、古紙回収協力体制 11.字指定文化財選抜委員会結成 12.街灯（蛍光灯）の設置 13.農事実行組合の結成 14.役場線バス路線の要請 15.未加入者対策 16.御嶽名札の設置 17.御嶽由来の記録

(続く)

	事 項
中期 (5年～10年)	1.村道イモ団地線、上地福祉センター線、城公民館線、城長浜線 安全対策規制等。 2.ナーカヌカー信号機、標識、減速帯等 3.排水路改良(城跡中心) 4.屋根付バス停(宇座商店前) 5.字全体案内板の設置 6.戦争犠牲慰霊碑建設(新屋當山等) 7.ミニ公園設置(幼児遊具) 8.街灯(水銀灯、ナトリウム灯)設置。 9.土地利用(推進委員会委託)
長期 (10年～)	1.国道バイパス関連 2.区民運動場建設(飛行場跡内) 3.公民館建設。

資料:「史跡乃里」(区制100周年 読谷村字座喜味)

(4) 新たな地域活動の展開と新たな担い手

字座喜味には、現在17の団体があり、それぞれの設立目的に則り、活動が行なわれている。その中で、平成17年に結成された「紅の里まるみの会」は、婦人会、生活研究会、農協婦人部、子ども会育成会、老人会、城寿の会、環境を守る婦人の会の団体の女性たちで立ち上げている。地産地消で食生活の改善をはかり健康づくりを目的に活動している。

平成17年に新築された公民館には、豆腐やみそづくりに必要な設備を導入した調理室が完備しており、活動の基盤を確保している。

毎月、第2土曜日、第4土曜日の午前9時から正午まで、公民館で朝市を開催しており、みそ、農産物、ゆし豆腐など、地域の食材を有効活用し、安全な食生活、健康や環境を意識した地域づくりを進めている。

人を含めた地域資源を総合的に利活用し、村内外からの集客のある朝市が定着化することにより、地域の中で小さな経済活動が芽生えつつあるといえる。

■座喜味の各種団体

	団 体		団 体
①	老人クラブ友愛会	⑪	子ども会育成会
②	婦人会	⑫	子ども会育成会中学支部
③	環境を守る婦人会	⑬	古典芸能保存会
④	体育協会	⑭	生活研究会
⑤	青年会	⑮	城寿の会
⑥	交通安全友の会	⑯	紅の里まるみの会
⑦	棒保存会	⑰	子ども会



○平成 17 年に完成した公民館



○正面の赤瓦が「島まるみぬ瓦屋」。築百年余の建物を移築し、復元。



○座喜味城跡へのアプローチ道路



○同左。ツバキの花が彩りを添える。



○同上。地域資源を活かし、街灯への陶板利用



○座喜味城跡へのアプローチ道路沿いの三班婦人会管理の花壇。



○県道 12 号線沿いの四班婦人会管理の花壇



○集落内の栄通り沿いのサミット園



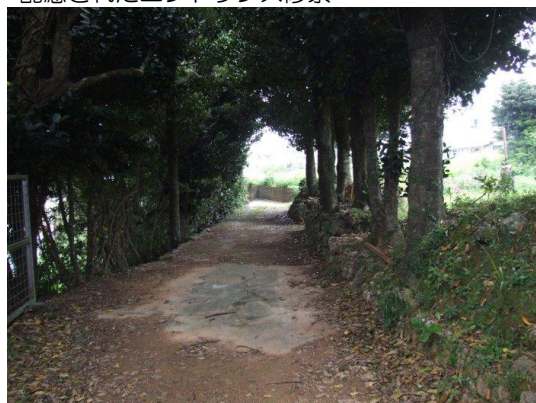
○栄通り沿いの個人管理の花壇



○集落内の建設会社の倉庫入口部。周辺の景観に配慮されたエントランス修景



○ちょっとした空間も気持ち良く花壇により修景



○集落内には景観の基盤となる資源も健在。



○喜名番所（喜名集落）



○県道 12 号線沿いの喜名番所横の花壇

3) 読谷村長田

読谷村長田区の元集落は嘉手納弾薬庫内であり、現在は集落移転された場所で居住している。長田区では、読谷村による「読谷村字別構想」を策定する中で、「ふるさと再建構想づくり」を掲げた。その中で、区民参加による「ふるさと発見」をテーマに、地図作成、ふるさと探検、歴史講座などに取組み、これらの活動を小冊子にとりまとめた。

はしがきには、以下の想いが記されている。

(略)

これらの一連の活動は、長田の再建に向けた大きな一歩であり、戦後 50 年の節目として大いに意義のある活動であったと思います。

この資料は、これまでの活動の成果をとりまとめたものであり、長田区の歴史の記録として、あるいは字史編纂の基礎資料として、さらにはこれから 21 世紀に向けて長田のふるさと再建を担う子供たちに何らかの参考になれば幸いです。

(略)

「清らかな流れ 美しきふる里 いつの日かここに帰らん」 読谷村長田区（平成7年10月）

■基地内の古里 見た！（新聞記事）

戦後初、自分の屋敷に

読谷村長田区民嘉手納弾薬庫に「いつか帰らん」

戦後、米軍嘉手納弾薬庫を造るため集落が丸ごと接收され、移住を余儀なくされた読谷村長田区（名嘉真朝徳区長）が7月30日、長田ふるさと探検隊を催した。同村中央公民館（仲真朝建館長）との共催。区民55人が嘉手納弾薬庫内に入り、集落跡を見て回った。多くの人にとって戦後初めて自分の屋敷跡を見る体験。参加者は古里を流れる長田川の岸边に「清らかな流れ 美しき古里 いつの日かここに帰らん」と書いた碑を立て、しばし感慨にふけた。

長田区は戸数35戸の小さな集落。長田川の豊かな水系を抱えるため、戦前は村内で名の知れた米どころだった。茶の栽培も手広く行われた。基地接收後は多くの家が村内の大木区に移住した。昨年、読谷村では字別構想を策定。各区ごとに独自の将来計画を立てた。その際、長田区は「ふるさと再発見事業」の実施を決定。古老から話を聞き、古里の地図を作成することを決めた。

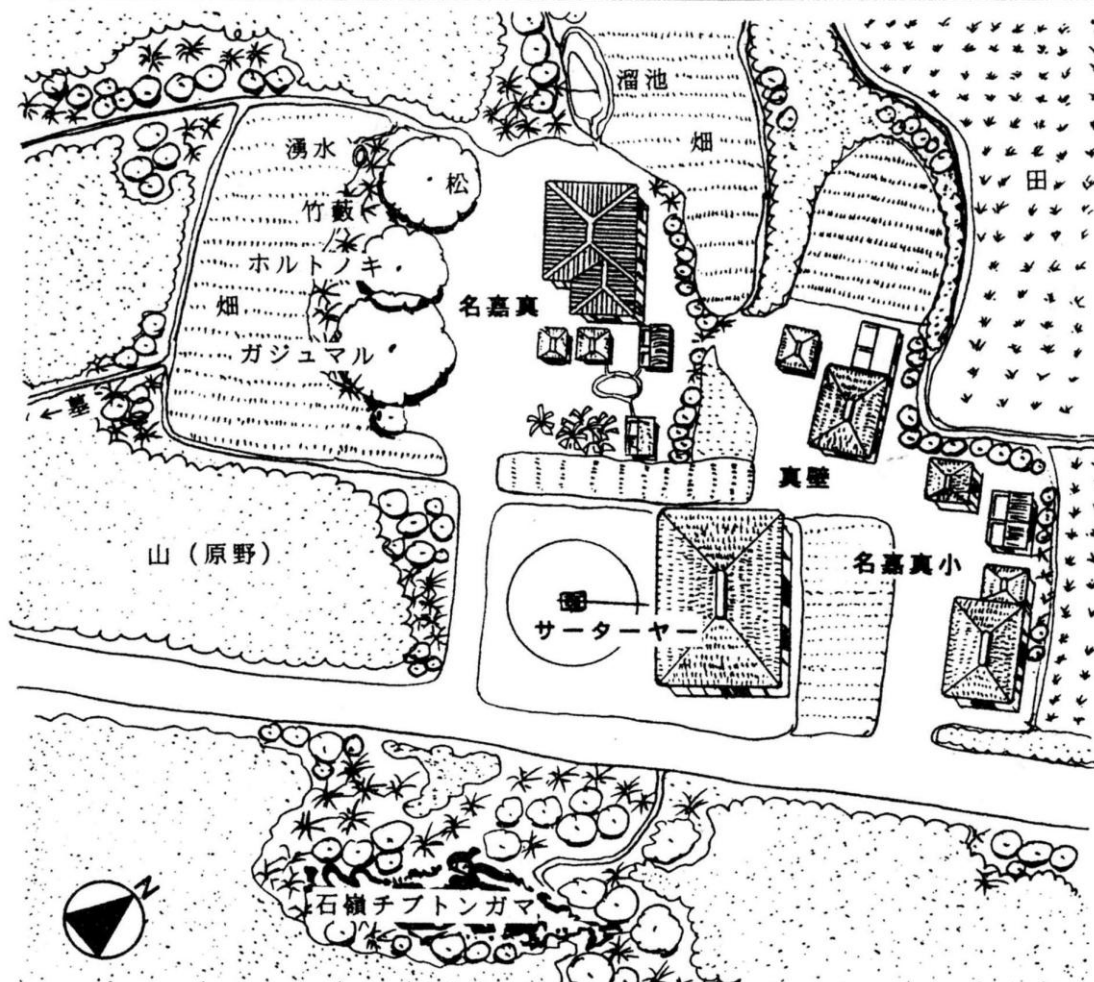
この日の探検隊には地図作成業者も同行。マイクロバス二台に分乗し、米軍の許可を得て中に入った。一行はまず、昔の土帝君（トゥーティークン）のあった所や公民館（ムラヤー）跡、共同井戸跡などを確認。シダ類の生い茂る戦前の道を踏みしめながら各自の屋敷跡もたどった。豚子屋（ワーフル）の石積みなどが草むした所に次々と見つかり、懐かしそうに立ちすくむ人もいた。

次いで長田川べりの岩場に腰掛けて昼食。同行した県立博物館の嵩原健二氏と園芸アドバイザーの小島裕氏の動植物についてひとしきり講義した。「カラスバトやギバラヨシノボリ（ハゼの一種）は中部ではここでしか見られない」などと長田川の環境が貴重であることを説いた。子どもたちは初めて見る古里の川で水遊びに興じ、エビなどを見つけては歓声を上げた。「探検隊」の実施を知り、那覇市から駆けつけた豊浜光博さん（83）らは「部落に入るのは戦後初めて。だいぶ地形が変わっていてすぐには分からなかった」と感慨深げに話していた。

「提供 琉球新報」：平成7年8月3日

図一⑭

小字・地番	屋 号	戸 主	備 考
石嶺原332	ナカマ 名嘉真	名嘉真昌光	
石嶺原336	マカヒ 真壁	真壁 朝栄	
石嶺原340	ナカマクワ 名嘉真小	名嘉真朝光	



コ
メ
ン
ト

名嘉真は長田地区で唯一の赤瓦屋根の家だった。家の前には大きなガジュマルとターラサ（ホルトノキ）、松があった。特に松はかなり遠くからでも見えるほど大きかった。畜舎、豚舎がそれぞれ2棟あり、間に肥溜があった。家の東側にも溜池があり、南側には湧き水があった。そのまわりは竹藪だった。近くに墓もあった（「ふるさと探検隊」のときに確認された）。

真壁の住宅跡も「ふるさと探検隊」のときに確認された。石垣で積んだ壁と大きな千枚岩の平たい石でかこった豚舎の跡が確認された。

（名嘉真朝建・63才、名嘉真朝徳・57才、名嘉真朝光・79才）

資料：「清らかな流れ 美しきふる里 いつの日かここに帰らん」 読谷村長田区（平成7年10月）

4. その他

ここでは、経済産業省、内閣府、農林水産省におけるこれまでの施策体系を支えてきた価値基準に拘らない新たな施策体系の方向性を検討している調査研究、及びそれらに関連する最新の新聞記事を掲載している。

（１）経済産業省「オルタナティブ・ビジョンに関する調査研究」

本研究は、経済産業省の所管の調査研究業務ではあるが、「経済成長を前提としない経済施策ヴィジョンを構想する」ことを目的にしており、経済成長を第一目的としないという、これまでとは異なる経済施策ヴィジョンを検討するものとなっている。

そのため、経済産業省の外に独立した研究会を設け、政府の公式見解とは無関係に調査研究が行われている（ただし、研究会への経済産業省の職員が自主的に傍聴することを認め、研究会のとりまとめについては経済産業省内で紹介された）。

その研究内容については、『成長なき時代の「国家」を構想する：経済政策のオルタナティブ・ビジョン』（中野剛志（編）ナカニシヤ：出版）として、取りまとめられている。

以下では、研究調査の目的、研究結果をまとめた『成長なき時代の「国家」を構想する：経済政策のオルタナティブ・ビジョン』の中から、調査の背景などをリストアップしている。

■仕様書（研究調査の目的）

- ・ 平成 20 年 9 月のリーマンブラザーズ破綻に端を発する金融危機に対し、各国政府はケインズ主義的な財政金融政策をとるに到った。しかし、金融危機に端を発する不況は一般に長期化する傾向があり、雇用の回復は景気回復よりさらに遅れることが多い。
- ・ そこで、経済危機脱却後の 10 年以上先を見据えた中長期の視点に立ち、我が国としていかなる政策的対応が可能か、検討を進める必要がある。
- ・ また、今次金融危機を契機として、経済的価値より高次の価値から社会的な課題の解決も含め議論する動きが欧米を中心に活発化している。そこで、経済成長のみならず、社会的閉塞感や共同体意識の崩壊などに対し、いかなる社会的・道徳的価値観から対処に臨むべきか、検討を進める必要がある。
- ・ 本調査研究は、上記問題意識に基づいて経済社会政策のオルタナティブ・ビジョンを提示すべく調査を行い、今後の経済産業政策の立案に役立てることを目的とする。

■『成長なき時代の「国家」を構想する：経済政策のオルタナティブ・ビジョン』から

- ・ （略）この世界的な経済危機は、資本主義のあり方そのものを根本から変化させるものである可能性が少なくない。実際、そのような根源的な議論が世界中で始まっている。しかも、この経済危機を受けて資本主義がどう変わるかは、各国の今後の経済運営や政治的リーダーシップに依存するところが大きい。（略）
- ・ このように、一刻も早い景気回復が政府に求められ、かつ将来の不確実性がきわめて高いなかでは、経済成長を第一目的としないという、これまでとはまったく異なる経済政策のヴィジョンを政府見解として掲示することは、たとえ、それが必要であるとしても、政府内外の理解を得られるものでは到底なく、政治的に不可能と思われた。

- ・ そこで筆者は、経済産業省の外に独立した研究会を設け、そこで政府の公式見解とは無関係に、経済政策のあるべきヴィジョンを検討することとした。（略）
- ・ 経済成長を前提としない経済政策のヴィジョンを構想する。そのような試みは、これまで、あまり行われてこなかったように思われる。少なくとも政府においては、ほぼ皆無と言ってよい。
- ・ 経済成長だけでは飽き足らなくなったから、経済成長以外の価値を探すのではない。もはやこれ以上の経済成長を望めなくなるという事態に直面したときに、われわれは、何を目的として経済を運営すべきなのか。そういう厳しい状況をあえて設定した上で、経済政策の進むべき道を議論しようというものである。こうして得られたヴィジョンこそが、これまでのように経済の好不調によって左右されない、長期的な経済政策の背骨となり得るであろう。
- ・ この「ヴィジョン」は、要約するならば、経済成長を目的とした従来の政策ヴィジョンに代えて、国民の福利の向上を目的とし、人間関係や共同体の持続性と一体感の維持と発展を重視する政策ヴィジョンへ転回すべきことを提案するものである。
- ・ この転回に伴い、経済政策の重点は、これまでの政策ヴィジョンとは異なり、「個人から社会へ」「短期から長期へ」「量から質へ」「事後から事前へ」と移行する。
- ・ ミクロ経済政策、マクロ経済政策、産業政策も、国民の福利の向上のために、持続的な人間関係や一体感のある共同体を維持し、発展させるためのものとして再定義される。これこそが、低成長社会における経済政策のヴィジョンなのである。
- ・ （略）これからの日本において必要なのは、賢しらなせ政策提言や制度設計ではなく、経済政策を根本から支える強靱な思想であると信じるからだ。

※オルタナティブ

- ・ 代案。

※ビジョン

- ・ 将来の構想。展望。また、将来を見通す力。洞察力。

（２）内閣府・農林水産省等によるソーシャル・キャピタルに関する研究

「新しい公共」を具体化する政府による「新しい公共支援事業」が事業化されたことを前項で確認したが、政府においては政権交代以前から内閣府や農林水産省などで、「ソーシャル・キャピタル」に関する調査研究に取り組んでいた。

「ソーシャル・キャピタル」に関しては、アメリカの政治学者ロバート・パットナムが「Bowling Alone（一人で行うボーリング）」という著書の中で、アメリカにおける「ソーシャル・キャピタル」が減退し、コミュニティの崩壊と再生について警鐘をならした。これが大きなきっかけとなり、近年、「ソーシャル・キャピタル」という概念が、世界的に注目を集めつつある。

以下では、内閣府と農林水産省の調査研究の概要を整理している。

■「ソーシャル・キャピタル：豊かな人間関係と市民活動の好循環を求めて」

（平成 14 年度 内閣府委託調査）

（略）

2. 調査結果ポイント

アンケート調査や事例調査の分析から、SC と市民活動とは相互に影響しあい、高めあう関係にあること、また NPO がいわばコミュニケーションの場となり、SC の培養の苗床となる可能性を秘めていることが示された。例えば、市民活動を行っている人は他人を信頼し、またつきあい・交流も活発な人が相対的に多い。一方他人を信頼する人やつきあい・交流の活発な人は市民活動を行っている人が相対的に多い。

我が国の SC について地域別の試算を行い、SC の効果について部分的に分析したところ、例えば、失業率の抑制や出生率の維持などの国民生活面で SC が寄与している可能性が示唆された。

SC のこれまでの動向を関連指標の 2 時点比較から推察すると、相対的に豊かな地方部では減少し、東京・大阪等の大都市部では横ばいないし回復の兆しといった可能性も窺われた。事例調査でも、ニュータウンで、NPO の新たな活動によりコミュニティが形成される様子が窺われた。

今後、わが国の SC を豊かなものにしていく上で、市民活動が、社会的な評価、信頼を得ながら、地域社会において水平的でオープンなネットワークの形成を促進し、豊かな人間関係と市民活動の好循環を導いていくことが期待される。

（略）

SC：「ソーシャル・キャピタル」

「内閣府 NPO ホームページ」より

■『農村のソーシャル・キャピタル』～豊かな人間関係の維持・再生に向けて～
(平成 19 年 6 月 農村におけるソーシャル・キャピタル研究会、農林水産省農村振興局)

1. 農村におけるソーシャル・キャピタル

農業の近代化・兼業化あるいは農村の混住化・人口減少などの進行とともに、農業生産における相互補完機能や相互扶助といった農村の社会的特徴（ソーシャル・キャピタル）が衰退を招いているものと考えられる。

ソーシャル・キャピタルのうち、農業・農村振興施策を展開していくうえでの対象を「農村、あるいは農村と都市の複数の主体が、農村の活性化のための目標を共有し、自ら考え、力を合わせて活動したり、自治・合意形成などを図る能力または機能」と考え、「農村協働力」と呼ぶ。

(略)

(3) 今後考えられる取組の方向

- ① 農村におけるソーシャル・キャピタルに関する一層の検討や議論を通じ、農村定住に必要な新たなソーシャル・キャピタル形成を支援。
- ② 農業・農村振興施策において近年積極的に導入されている住民参加型の施策が農村におけるソーシャル・キャピタルに与えた影響を分析。
- ③ 集落の事例調査を通じて、ソーシャル・キャピタル維持・再生にどのような活動が寄与しているのかを検証し、新たなソーシャル・キャピタル形成のための協働実践モデルを提示。
- ④ 農村のソーシャル・キャピタルを活用して、あるいは新たなソーシャル・キャピタル形成を通じて、集落自治、公共サービス、コミュニティ・ビジネスなどの地域課題の解決に農村自ら継続的に取り組むことを支援するモデルを検討。
- ⑤ 国や地方公共団体が農業・農村振興ほか各分野の政策を行ううえで、農村のソーシャル・キャピタルの優れた面の維持・再生に配慮することが重要であり、そのためのガイドラインを作成。

「農村のソーシャル・キャピタル」～豊かな人間関係の維持・再生に向けて～（平成 19 年 6 月 農村におけるソーシャル・キャピタル研究会、農林水産省農村振興局）より

(略)

（３）関連新聞記事

ここでは、行政の助成金に頼らない地域振興を実践している読谷出身の経営者らで組織する「チーム進貢船」の取組みを紹介する新聞記事、前述した『成長なき時代の「国家」を構想する：経済政策のオルタナティブ・ビジョン』とも関連した「福利増大めざす国家に」を掲載する社説、地域コミュニティの可能性を掲載する社説を関連新聞記事として取り上げている。

■村民立案で利益循環を

読谷振興プラン村に提案（地元出身経営者グループ「チーム進貢船」）

村出身の経営者らで組織する「チーム進貢船」が、自立経済実現に向けて、地域振興のアクションプログラムを策定し、3日、石嶺傳實村長に提案した。村の資源や地域結束力を生かし、イベントや観光資源再生事業、商品開発などを手掛ける。18日、19日の両日には、第1弾イベントとして補助飛行場滑走路跡で「沖縄モーターカーニバル イン読谷 2010」を開催。メンバーは「村民が自ら立案、行動し、利益を生む。この循環こそが真の自立」と意欲を燃やしている。

進貢船は、レイメイコンピューター代表取締役の比嘉徹さん、南島詩人・脚本・演出家の平田大ーさん、インデックス沖縄社長の栗田智明さん、海邦総研経営企画部長の伊波貢さん、FM よみたん社長の仲宗根朝治さん、マチダヤ・コーポレーション代表取締役の町田宗朝さんの6人で4月に発足。現在では30人余が参加している。

理念として①助成金に頼らず、知恵と連携で推進②既存の資源を研磨し、新たな資源として再生③新たな文化、芸能を創造・発信④若い力を登用し、人材育成を図る一を掲げ、月1回程度イベントを開催する予定。「エンターテインメントの村」として内外にアピールする。

イベントは、モーターショーのほか、ストリートアート展覧会、Tシャツ博覧会、移動販売車グルメ博覧会、座喜味城跡での琉装ファッションショー、残波岬でのフラダンス選手権を計画している。商品開発事業としては、三線とウクレレを合わせた楽器「サンレレ」を発信。三線の始祖といわれる赤犬子のメモリーパークを造る構想もある。

比嘉さんは「予想を上回る参加者で、みんなやりたかったんだと実感する。どんどん発展させていきたい」と意欲。石嶺村長は「若い人が自らの力で取り組むのを待っていた。楽しみ。力を合わせていきたい」と期待を寄せた。

「沖縄タイムス社提供」：2010.12.8

※昨年12月には第一弾の企画として「沖縄モーターカーニバル イン 読谷 2010」が開催され、目標の5000人を大幅に上回る2万人が詰め掛けた。

※また、当日は陶器市などほかのイベントとも重なり、主催者同士で連携し、各会場への回遊マップを1万部配布した。陶器市関係者からは、「例年以上の人が詰めかけ、イベントの相乗効果では」と評価されている。その他、飲食店やコンビニにもぎわったという。

■ 2011 扉を開こう 福利増大めざす国家に

年頭に当たってひとつの思考実験をしてみたい。

それは日本経済にはすでに成長の条件が失われており、長期にわたる低成長が不可避だと想定することである。そうだとすれば当然、私たちの意識と行動はそれに合ったものに変えざるをえないし、何よりも経済政策のあり方を考え直さなければならないだろう。

リーマン・ショック以来、こうした問題意識を多くの人が持つようになった。経済産業省ですら「新成長戦略」を練るかたわら、各分野の気鋭の学者に低成長時代の政策のあり方を検討してもらっている（「成長なき時代の『国家』を構想する」中野剛志編、ナカニシヤ出版）。

◇ 少子高齢化の成長制約

成長制約の第一はなんといっても少子高齢化だ。

高度成長は生産年齢人口（15～64歳）が多いのに相対的にこどもや高齢者が少ない「人口ボーナス」によって実現した。いま、高齢社会になって逆の「人口オーナス」が発生し低成長にあえぐ。

昨年はこれが「デフレの正体」だとする議論が脚光を浴びた。学者の間では異論もあるようだが、日本経済が低空飛行している原因の最右翼なのは間違いないだろう。

理論的には、人口が減っても資本が蓄積され、あるいは技術革新があれば成長できる。しかし、高齢化で貯蓄率は低下しているし技術革新も停滞している。人口減少によるマイナスをカバーするのは難しい。

中長期でみれば資源制約もある。日本の長期停滞の真犯人は資源高による交易条件の悪化だ、とする見方が出てきた。これは今後、ほとんど好転を見込めない。そして、高度成長で世界経済を引っ張っている新興国も資源と環境の制約でいずれ減速は避けられない。

こうしたことを考え合わせれば、日本の低成長が長期化する可能性は小さくない。であれば、われわれに必要なのは、それにどう向きあっていくかの「低成長戦略」ということになるだろう。

金銭的豊かさは大事である。しかし、例えば、ひとつの組織や共同体に所属してそこで必要とされ認められているという感覚は、金銭に替え難いものである。生きがいと呼んでもいいかもしれない。幸福の度合いでもある。

先の経産省の研究会は成長に代わる目標として国民の「福利」の増大を提案している。低成長は間違いなく福利を減少させるが、金銭的利益以外の何かで埋め合わせる社会を構想しようというのである。

成長第一主義への反省は70年代や80年代にも行われており、大平正芳政権のときには「文化の時代」などのキャッチフレーズが用いられたりした。しかしながら、その後の長期停滞で成長至上主義に逆戻りしたのがこれまでの経緯だ。中野剛志・京都大学助教は「（これまでの経済成長批判は）経済的繁栄のあだ花でしかなかった」という。

今回はそのような浮ついた議論ではない。経済成長が必ずしも国民の福利につながらないことを、普通の人々が実感している。日本だけの現象ではない。世界中で格差の拡大、共同体の崩壊、社会の不安定化、拝金主義の台頭など、つまるところ福利の低下に見舞われている。

◇ 経済変動に備える戦略

低成長戦略とはいふものの、ことさら反成長に走る必要はあるまい。民主党政権には一時、反企業の傾向があった。それは企業もまた福利の源泉であることに思いが至らなかったからだろう。

企業活動に携わることで得られる満足は非常に大きい。その観点から必須なのが仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）だ。日本企業の弱点であり、これなしで福利の向上はありえない。女性の就業意欲を高め労働力の減少を補う上でも重要だ。他方でビジネスに縛られていては他の重要な福利の機会を逃すという考え方もあるだろう。福利に関する検討を深めなければならない。

(続く)

そして重要なのが、低成長戦略は世界経済の変動に備える戦略だという点だ。変動リスクで最も危険なのがエネルギー、ことに石油の動向だ。在来型の石油生産は限界に達しており、高コストの非在来型エネルギーへの依存度が高まっている。

そう遠くない将来、100～200ドル原油の時代がくるだろう。それを見据えた国づくりをしなければならない。エネルギー消費を抑える低エネルギー社会に移行していかざるをえない。エネルギーの地産地消など分散型の経済システム作りが必要だ。それは多くの部分で低成長戦略の核になるだろう。

中国や韓国と日夜激しいシェア争いをしている現場からすると、こうした低成長戦略は現実味のない観念論に聞こえると思う。中国や韓国の国家資本主義(ステート・キャピタリズム)は何しろ強烈だ。

しかしながら、長期的にはこうした国々もいずれ日本と同じ問題に行き当たることになる。われわれはアジア諸国に工業化のひとつの手本を提供した。今度は「低成長でも不幸にならない国家モデル」を先につくってみせようではないか。

「毎日新聞 東京朝刊」：2011年1月4日

■週のはじめに考える もっと素敵な日本に

中国に国内総生産(GDP)で抜かれたことで日本人がいじけてはいませんか。脱工業化社会のモデル国家へ、もっと素敵(すてき)な日本探しをしませんか。

JR山手線目白駅で全盲の男性が転落死した事故に関連して、スウェーデンに詳しい岡沢憲実早大日欧研究機構長が、こんな見聞を話してくれました。同国南部のベクショーという地方都市を訪れた時のこと。盲人がハイテク装備に誘導されて歩く「電波の通路」が整備されていたそうです。それは日本の技術で開発されたものなのか。秋田県立大でも「スマート電子白杖(はくじょう)」が開発されました。

◆生活者優先の社会に

超音波センサーで障害物などを察知する仕組みですが、こうした杖(つえ)が普及すれば先のような事故は防げる可能性が大きくなります。

「ストックホルム駅近くの老人ホームでは一般人も食堂を利用できる。そのことで入居者のお年寄りも身なりを整えて元気に、という配慮がある」「病院は入院者にどんな私物も持ち込みを許すがベッドだけは認めない。病院のベッドはヘルパーが疲れない設計になっている」。いずれも生活者優先のスウェーデンらしい話ですが、GDP主義に代わるポスト工業化社会の一端が垣間見えます。

東京にあるドイツ日本研究所は二〇〇五年から日本における「人口動態の変化」と「幸福度」を中心に先進国の未来を模索しています。滞日約二十年のドイツ人学者、フロリアン・クルマス所長は「簡単に答えは出ませんが」と前置きして二つの研究結果の概要を説明してくれました。まずは人口問題。研究では「日本は世界最高の平均年齢と寿命を誇ると同時に、出生率が一・五以下と極めて低い。その結果生じる『人口の時限爆弾』は日本が直面する最大の問題」と指摘しています。

◆「幸福度」高い公務員

クルマス氏は「この点ではスウェーデンに学びたい。一般的に働く女性が増えると出生率も下がるといわれるが、同国では女性の就業率も増やし出生率も高めた」といいます。確かにスウェーデンでは〇四年以降、出生率は増加に転じ、〇九年時点で一・八八と目標の二・一に近づいています。ただ全労働者の半分以上が女性である一方、全労働市場の約35%は公共部門ですから、スウェーデン・モデルを即座に日本に導入するわけにはいきません。同所長は「父親が育児休暇を取ると話題になる日本の風潮は改めなくては。社会全体で改革に取り組むべきです」と主張します。待機児童解消策をはじめ女性就業率を高める施策が「人口の時限爆弾」暴発を食い止めるには不可欠というわけです。

(続く)

もう一つは「幸福感」。ドイツ研では「日本社会における幸福」について「過去に『幸せ』とみなされてきた生き方が現在の日本で完全に意味を失ったわけではないが、社会が不安定化、多様化する中で変わりつつある」と分析。クルマス氏は「日本は豊かになって幸福をお金で買える時代ではなくなった」と見えています。

ノーベル経済学賞受賞者のダニエル・カーネマン米プリンストン大教授らの研究によると、米国では収入増で幸福感は高まって年収七万五千ドル(約六百二十万円)で頭打ちになるとのことです。

フランスのサルコジ大統領、英国のキャメロン首相は「幸福度」を重視した「国のかたち」づくりを提言しています。遅まきながら菅内閣も幸福度に関する研究会を発足させました。内閣府の国民生活態度調査では日本人の幸福度は十点満点で平均六・五。三十代をピークに高齢になるほど幸福度が低下。職業別では公務員(七・三)の幸福度が最も高く、ついで管理職の会社員、専業主婦の順。幸福は健康、家族、家計の三つに左右されるとし、政府への注文では「安心できる年金制度」「安心して子どもを産み育てることができる社会」の二点が各七割近くに達しています。

日本が誇る技術力の高さと優れたソフトを組み合わせ「活力ある福祉社会」の設計図をつくり、戦後復興を成し遂げたあの国民的エネルギーで努力すれば脱工業化社会のモデル国家になることは、決して夢物語ではありません。スウェーデンの成功について岡沢教授は「二百年近く戦争をしない政府への信頼を生かして一九四七年に平等、公平実現のための国民総背番号制を採用し、経済が高度成長した六〇年に間接税(現在25%)を導入した」と解説します。

◆急げ政治の信頼回復

菅内閣の体たらくなども影響して残念ながら現在の日本には「政府への信頼」も「高度成長」もありません。気が重いことですが、私たちはまず深刻な政治不信、デフレ不況を打開することから始めなければなりません。

「東京新聞」：2011年3月7日

■コミュニティを考える 「小さな世界」の絆こそ

孤立や無縁の言葉で語られる今日の社会は、コミュニティの大切さを再認識させます。地域の絆という「小さな世界」の幸せを取り戻したいものです。

「うつし世の静寂(しじま)に」(由井英(すぐる)監督)というドキュメンタリー映画が昨秋、一般公開されました。地域社会の結び合いをテーマに据えた映画です。舞台は川崎市内のある地区で、「旧住民」たる十数戸の農家の人々が、無尽講や念仏講などの古い習俗を守り続ける実態が映し出されています。

◆「講」の力が支える

無尽講とは、小集団の中でお金を出し合い、くじなどの方法で、特定の人にお金が渡る相互扶助的な金融の仕組みです。

戦前まで約五十戸しかなかったこの地区は、今や約二千戸を超える東京のベッドタウンです。マンションが林立し、一戸建て住宅がひしめく新興住宅街で、昔ながらの「講」が連綿と受け継がれている事実は意外です。

人々はお互いの家の事情をよく知り、日常のこととして助け合いも行っています。かつて神社のあった森で、百年ぶりに獅子舞が奉納されるシーンがあります。これが実現したのも「講」の人々の力を結集したせいでしょう。

「信用で成り立つ『講』は、人々のつながりの姿でもあります」と由井さんは言います。「それぞれが役割を担っていて、お互いが敬われる世界でもあります。われわれが失ったものの貴重さが見えてき

(続く)

ます」

哲学者の内山節さんによれば、かつて全国の村々に存在した共同体、つまりコミュニティは、明治以後の近代化に伴い、解体され続けてきました。個人を国家に統合する国民国家づくりでは、壁であったためだそうです。個人を基礎とする市民社会にとっても、村の仕組みは封建社会の名残とみなされ否定されてきました。

◆連帯感のない社会で

その結果、戦後の高度成長が終わるころ、日本の共同体はほぼ一掃されたといえます。

「でも、市民社会が実現した結果、人々がバラバラになった社会が出現しました。孤独、孤立、不安…。何の連帯感もない社会です。この現象は市民社会が未完成だからとも説明されてきましたが、次第に思い違いだと分かってきました。いまや共同体は克服すべき前近代のものではなく、未来への可能性として語られるようになったのです」(内山さん)

明治時代からの旧文部省唱歌には、故郷を捨てる歌が多いとも内山さんから聞きました。その典型が「ふるさと」でしょう。

「兎(うさぎ) 追いしかの山 小鮒(こぶな) 釣りしかの川」の歌詞の中には、「こころざしをはたして いつの日にか帰らん」の一節があります。

故郷に錦を飾る立身出世こそ、目指すべき生き方であると教えているようです。役人になるにしろ、会社に勤めるにしろ、故郷を捨て、東京に出て、まさに「大きな世界」で活躍することが、近代人の目標であったのです。

むしろ、「大きな世界」に挑むことは否定されるものではありません。グローバル時代にはより広い地球的視野が必要とされます。

でも、足元の「小さな世界」もおろそかにできません。解雇や就職難…。暗い世相が列島を覆う今日、誰もが行く末を案じています。貧困も人ごとではありません。孤独な社会ゆえに、足元を見つめ直さねばなりません。だから、未来をとらえるキーワードは、助け合いやコミュニティであったりするわけです。

グローバルに飛躍できるのも、身近な世界の安心あってこそでしょう。地域でのNPO活動の高まりや、「定年帰農」などの生き方には、「小さな世界」を志向する目覚めが感じられます。小さくとも自分の役割を果たすことで、敬われる社会は貴重です。「うつし世の…」の映画が表しているのは、絆という「小さな世界」の幸せの形です。

前近代の社会の価値を幕末から明治期に來日した欧米人の記録でも再発見できます。あるイタリア人は「下層の人々が日本ほど満足そうにしている国は他にない」と記しました。その理由は、人々が親切で、進んで他人を助けるからだと書き留めています。

◆ハリスが見た「幸福」

幕末の一八五八年に日米修好通商条約を結んだハリスも「日本滞在記」(岩波文庫)を著しました。神奈川宿付近の人々を次のように観察しています。

「彼らは皆、よく肥え、身なりもよく、幸福そうである。一見したところ、富者も貧者もない—これが恐らく人民の本当の幸福の姿というものだろう」

この光景はどこへ行ったのでしょうか。暗鬱(あんうつ)な顔の現代ニッポン人は、何が人間の幸福をつむぐのか、再考せざるを得ません。

「東京新聞」：2011年1月6日